

長崎県指定史跡 島原城跡保存活用計画

2021

長崎県島原市教育委員会

長崎県指定史跡 島原城跡保存活用計画

2021

長崎県島原市教育委員会

序 文

島原城跡は、島原半島東部に位置し、肥前国の歴史を考える上で貴重な文化遺産であります。

島原城の歴史は、元和4年（1618）に松倉重政が築城を開始したことに始まります。その後、4氏19代にわたり島原藩の藩庁として約250年間存続しました。

長崎県指定史跡である島原城跡は、史跡であると同時に島原市随一の観光地であり、都市公園としての機能も持ち合わせ、市民の憩いの場となっています。

貴重な歴史遺産として後世に残していくことを基本にしながら、一方、その立地は、市民の経済活動等の最も盛んな市の中心部であることも事実です。今後、市街地に広がる島原城跡をどのように保存管理していくのかを総合的に検討し、保存活用の基本方針と、今後のあるべき方向を提示いたします。

最後に、本計画の策定に際しまして、ご指導、ご協力を賜りました保存活用計画策定検討委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます、今後なお一層のご教示を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

例 言

- 1 本計画は、島原城跡の保護を目的として、長崎県島原市内1丁目ほかに所在する「長崎県指定史跡島原城跡」をはじめ、島原城跡とその周辺地区の保存管理及び整備活用事業を計画的に進めていくため、平成29年度から令和2年度にかけて、長崎県の指定文化財保存整備事業補助金の交付を受けて島原市教育委員会が作成したものである。
- 2 本計画の作成については、以下の組織・機関のご指導、ご助言を賜った。
長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会
長崎県教育庁学芸文化課
独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
島原市文化財保護審議会
- 3 本計画の執筆は、島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室が行った。ただし、第2章第2節 島原城の歴史の変遷（1）城史と第3章第1節 島原城跡の本質的価値については、佐賀大学 宮武正登教授による県史跡指定時の「指定理由書添付の所見書」を要約して社会教育課文化財保護推進室が作成した。また、本計画のレイアウト・製図等の一部を、株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託して行った。

凡 例

- 1 示した方位は、すべて平面直角座標系(第I系)による座標北(G.N.)である。
- 2 原則として、測定値はm単位を使用し、図版の縮尺は状況に応じて適宜その縮尺を設定して掲載した。
- 3 本計画で用いた櫓・門の名称については、「戸田能登守殿城地并家中屋敷割」（個人蔵）・「嶋原藩士屋敷図」（肥前島原松平文庫所蔵）に依拠した。昭和以降に建築された天守・櫓・矢狭間塀は、「模擬天守」・「模擬櫓」・「模擬塀」と表記し、模擬櫓の名称については、「西の櫓」・「巽の櫓」・「丑寅の櫓」と表記した。
- 4 出典については各章末に掲載し、参考文献は巻末に掲載した。
- 5 本文中の「長崎県指定史跡島原城跡」の表記は、「本史跡」とし、「長崎県指定史跡」の表記は、「県史跡」としている部分がある。
- 6 本文中の「長崎県立島原高等学校」・「長崎県立島原商業高等学校」・「島原市立第一小学校」の表記は、「島原高校」・「島原商業高校」・「第一小学校」とした。

目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1	(3) 公園・観光・文教施設等	65
第1節 計画策定の経緯	1		
第2節 計画策定の目的	1	第4章 島原城跡の現状と課題	68
第3節 計画策定の対象範囲	1	第1節 保存(保存管理)の現状と課題	68
第4節 本計画での用語の整理	1	(1) 構成要素ごと	68
(1) 島原城に関する用語の整理	1	(2) 地区ごと	76
(2) 保存と活用に関連する用語の整理	2	(3) 城跡全体	79
第5節 計画策定の体制と経過	4	第2節 活用の現状と課題	80
第6節 関連計画	5	(1) 構成要素ごと	80
(1) 本計画の位置づけ	5	(2) 地区ごと	82
(2) 上位計画・関連計画	6	(3) 城跡全体	85
第7節 関連する法令等	8	第3節 整備の現状と課題	87
(1) 文化財関係	8	(1) 構成要素ごと	87
(2) まちづくり関係	9	(2) 地区ごと	89
(3) その他	10	(3) 城跡全体	90
第8節 計画の実施	10	第4節 運営・体制の現状と課題	91
		(1) 維持管理の運営・体制の現状	91
第2章 島原城跡の概要	11	(2) 活用事業の運営・体制の現状	93
第1節 自然環境及び地理的環境	11	(3) 運営・体制の課題	93
第2節 島原城の歴史的変遷	13		
(1) 城史	13	第5章 大綱・基本方針	94
(2) 近現代	15	第1節 大綱	94
(3) 現存する建築物等	17	第2節 基本方針	95
(4) 島原城跡に関連する文化財	19	(1) 保存(保存管理)の基本方針	95
第3節 各種調査の結果	23	(2) 活用の基本方針	96
(1) 石垣調査	23	(3) 整備の基本方針	96
(2) 歴史資料調査(文献調査・絵図調査)	29	(4) 運営・体制の基本方針	96
(3) 埋蔵文化財調査	29		
(4) 植栽調査	32	第6章 保存(保存管理)の方向性と方法	97
(5) 指定文化財等の状況	34	第1節 保存(保存管理)の方向性	97
第4節 社会的環境	36	(1) 本質的価値を構成する要素の厳密な	
第5節 長崎県史跡指定の経緯	37	保存管理	97
		(2) その他	97
第3章 長崎県指定史跡島原城跡の本質的価値	40	第2節 保存(保存管理)の方法	98
第1節 島原城跡の本質的価値	40	(1) 保存の対象範囲とゾーン分け	98
(1) 立地環境と「縄張」の特徴	40	(2) 基本的な考え方	98
(2) 残存遺構の概要	45	(3) 保存(保存管理)方法	100
(3) 総合的評価	47	(4) 現状変更の取扱基準	104
第2節 島原城跡の本質的価値の構成	49		
第3節 島原城跡の構成要素の特定	50	第7章 活用の方向性と方法	108
第4節 島原城跡の構成要素の分類	50	第1節 活用の方向性	109
第5節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成		(1) 調査・研究成果の公開	109
する要素の残存状況	53	(2) 教育への活用	109
第6節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成		(3) 調査・整備事業の公開	109
する要素以外のその他の要素の概要	62	(4) まちづくり・観光面への活用	109
(1) 史跡の公開のため設置されたもの	63	(5) 社会活動への貢献	109
(2) 公園・観光・文教施設等に付随する		第2節 活用の方法	109
もの	63		

第8章 整備の方向性と方法・・・・・・・・・・	111	5 長崎県教育委員会の事務処理の特例 に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則・・・	195
第1節 整備の方向性・・・・・・・・・・	111	6 県指定文化財の保存管理について （長崎県文化財保護条例の抜粋）	196
(1) 整備の前提となる調査研究・・・	111	7 島原城条例・・・・・・・・・・	198
(2) Aゾーン（県史跡指定範囲）におけ る整備・・・・・・・・・・	112		
(3) Bゾーン（県史跡指定追加候補範囲） における整備・・・・・・・・・・	113		
(4) Cゾーン（Bゾーン以外で将来の県 史跡指定追加候補範囲）における整 備・・・・・・・・・・	113		
第2節 整備の方法・・・・・・・・・・	113		
第9章 運営・体制の整備の方向性と方法・・	115		
第1節 運営・体制の整備の方向性・・	115		
第2節 運営・体制の整備の方法・・	115		
(1) 島原市の体制整備・・・・・・・・	115		
(2) 関係機関との連携・・・・・・・・	116		
(3) 市民との協力体制・・・・・・・・	116		
(4) 学識経験者を交えた検討委員会の 設置・・・・・・・・・・	116		
(5) 各種事業に関わる財源の確保・・	116		
第10章 施策の実施計画の策定・実施・・	117		
第1節 施策の方向性・・・・・・・・	117		
(1) 調査研究・・・・・・・・	117		
(2) 整備・・・・・・・・	117		
(3) 公開活用・・・・・・・・	117		
(4) 整備計画の策定・・・・・・・・	117		
第2節 施策の実施計画・・・・・・・・	118		
第11章 経過観察・・・・・・・・	120		
第1節 経過観察（モニタリング）の方向 性・・・・・・・・	120		
第2節 経過観察（モニタリング）の方法	121		
(1) 自己点検・・・・・・・・	121		
(2) 定点観測・・・・・・・・	121		
参考文献一覧・・・・・・・・	122		
文献・絵図一覧・・・・・・・・	123		
資料編・・・・・・・・	125		
I 島原城関連絵図・・・・・・・・	129		
II 島原城跡関連写真・・・・・・・・	159		
III 参考資料・・・・・・・・	171		
1 島原城内環境整備診断基本計画書	172		
2 樹木調査表・・・・・・・・	178		
3 長崎県文化財保護条例・・・・・・・・	182		
4 長崎県文化財保護条例施行規則・・	187		

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

島原城は元和4年（1618）から7年の歳月をかけて松倉重政が築いた城である。築城以降、島原は島原半島の政治、経済、文化の中心地として発展する。明治4年（1871）の廃藩置県に伴い廃城となり、明治6年（1873）の「存城廃城令」後に、城郭内の土地と建物すべてが民間に売却され、戦後、本丸に模擬天守（キリシタン史料館）や模擬櫓が建設され島原観光の中心となり、模擬天守は島原市のシンボリックな存在となっている。

島原市は、島原城跡を将来にわたって保存し、活用・整備を図るため、平成23年（2011）に長崎県の史跡に推薦した。同年、長崎県教育庁学芸文化課による島原城の現地確認の結果、文化財としての価値づけが必要との助言を受け、平成24年（2012）から所要の調査を行い、その調査結果により平成28年（2016）2月18日、長崎県教育委員会告示第2号において「島原城跡」として長崎県の史跡指定を受けた。

県史跡指定地では、従前から都市公園や観光地として利用され観光施設や文化施設等の整備が行われてきたが、今後は県指定史跡の観点から保存、活用を行い、都市公園及び観光施設等との調和を図ることが必要である。このことから、島原城跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握を行い、それに基づく今後の基本方針や方向性、方法を明確にするため『長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画』を策定することとした。

第2節 計画策定の目的

本史跡を適切に保護し後世に確実に継承していくために、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確にし、それらを適切に保存していくための基本方針・方法・現状変更の取扱基準を定めること、史跡の持つ本質的価値の性質を理解し、それを適切に現代社会に活かすための活用の基本方針・方法を定めること、史跡を保存管理するための史跡の整備と体制等についての基本方針・方法を定めること、以上を目的として本計画を策定する。

第3節 計画策定の対象範囲

この計画で対象とする範囲は、本史跡の指定範囲である本丸跡・二ノ丸跡・大手口跡の一部・外曲輪の屋敷跡（小早川邸）と、かつての島原城の範囲である外塁線内部とする。県史跡指定範囲外も計画の対象とするのは、大手口や外曲輪の櫓台など県史跡に追加して、同様の保護措置が求められる遺構が存在しており、史跡の周辺環境として一体的に保存・活用を推進することが望ましい地区と認められるからである（第1-3-2図）。

第4節 本計画での用語の整理

（1）島原城に関する用語の整理

- ①「島原城(跡)」 江戸時代に機能した近世城郭。第1-3-2図に示す東西約350m、南北約1,200mが城の範囲。歴史的な言い回しで呼称する場合以外は「島原城跡」と呼称する
- ②「本丸」 城の中心部であり天守を持ち、堀に囲まれた独立した曲輪で、現在、模擬天守（キリシタン史料館）等が建設されている場所
- ③「二ノ丸」 堀に囲まれ、三ノ丸側の堀岸白地（「割場」）と土橋で繋がる曲輪で、現在は島原文化会館等が建設されている場所
- ④「三ノ丸」 藩主御殿が存在した曲輪で、現在、島原高校と第一小学校の敷地及び私有地となっている場所
- ⑤「堀」 本丸・二ノ丸を囲む堀

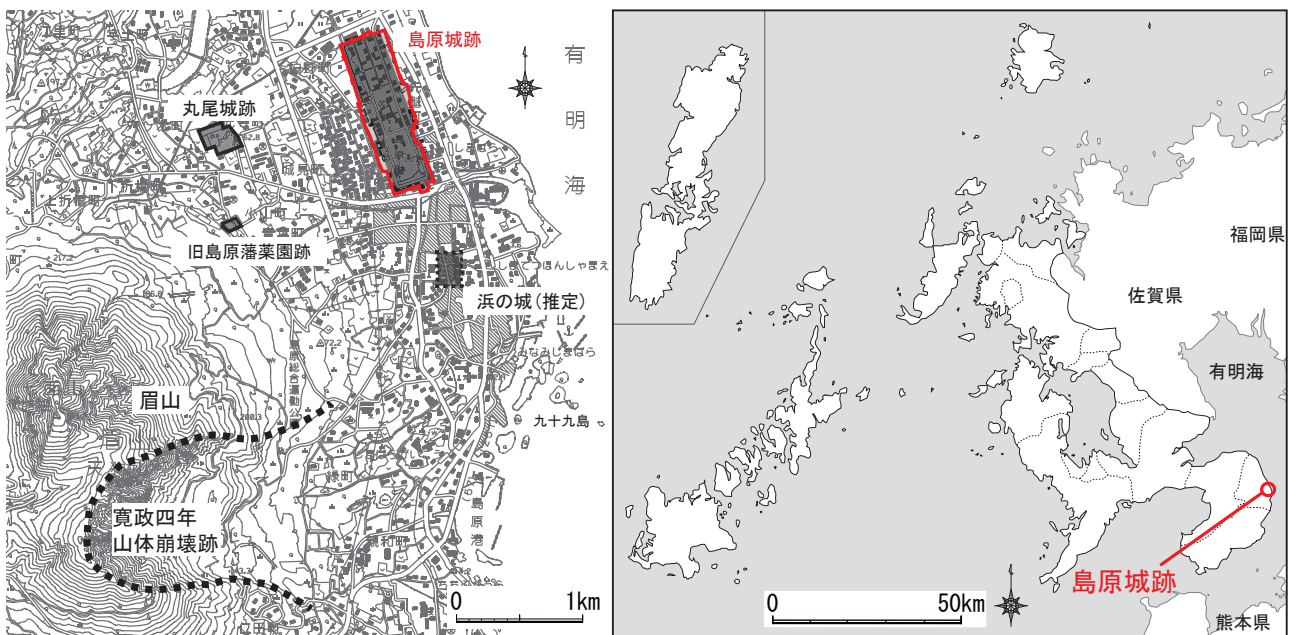
第4節 本計画での用語の整理

- ⑥「外曲輪」 本丸・二ノ丸・三ノ丸以外で、藩士の屋敷が建てられていた場所で城内となる場所
- ⑦「外塁線」 外曲輪を囲む、城の最も外側に築かれた石垣の連続帯からなる塁壁
- ⑧「城内」 外塁線に囲まれた城の全体の範囲
- ⑨「浜の城」 島原氏の居城と考えられる城郭。『島原の歴史 藩政編』では、「浜の城」と表記しているため、本計画でも同様に表記する

(2) 保存と活用に関連する用語の整理

本計画で用いる用語は、既定計画や固有名詞等で用いられている場合を除き以下のとおりとする。

- ①「保護」 以下に示す「保存」と「活用」の両側面から成り立つ概念又は行為
- ②「保存」 史跡の価値を次世代に確実に継承するため、その状態を保持すること
- ③「活用」 保存を前提としつつ、史跡を社会からの要請に対応して役立たせること
- ④「管理」 史跡の保存と活用のため、その価値を維持し状態を向上させるとともに、適切な活用を促進するために行う日常的措置と中・長期に及ぶ各種措置
- ⑤「整備」 史跡の保存と活用のために、その価値を維持し状態を改善するために行う工事等の技術的側面からの措置
- ⑥「運営」 保存と活用が適切かつ総合的に行われるよう、事業主体（島原市や関係団体）が実施する行政的・技術的な行為の総体



第1-3-1図 島原城跡位置図



第1-3-2図 計画策定の対象範囲

第5節 計画策定の体制と経過

本計画の策定にあたっては、島原城跡の特性を正しく把握し、将来を見据えた保存管理・活用の方法等について、専門的見地から客観的な意見等を聴取し助言を受ける事を目的として、「長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員会」を組織し協議を行った。

計画策定までの経過は以下のとおりである。

- ・平成30年（2018） 2月21日 第1回策定検討委員会開催
- ・平成30年 3月26日 第2回策定検討委員会開催
- ・平成30年 5月28日 第3回策定検討委員会開催
- ・平成30年 8月8日 第4回策定検討委員会開催
- ・平成31年（2019） 2月14日 第5回策定検討委員会開催
- ・令和2年（2020） 7月15日 第6回策定検討委員会開催
- ・令和2年 8月28日 第7回策定検討委員会開催
- ・令和2年 10月30日 第8回策定検討委員会開催
- ・令和2年 12月1・2日 第9回策定検討委員会開催

①長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画策定検討委員

石川県金沢城調査研究所	名誉所長	北垣 聰一郎	城郭史・土木建築史	
長崎大学	名誉教授	岡林 隆敏	土木工学	
佐賀大学	教授	宮武 正登	歴史学・城郭史	
島原市文化財保護審議会	会長	松尾 卓次	郷土史(島原半島)	
株式会社島原観光ビューロー	総合企画支援部長	松下 英爾	島原城指定管理者	第4回まで
株式会社島原観光ビューロー	代表取締役	中村 慎次	島原城指定管理者	第5回
株式会社島原観光ビューロー	総合企画支援部長	東村 晃二	島原城指定管理者	第6回から
島原市	教育長	森本 和孝		
島原市	産業部長	西村 栄		第5回まで
島原市	建設部長	兼元 善啓		第5回まで

②オブザーバー

長崎県教育庁学芸文化課	課長	草野 悦郎		第6回
長崎県教育庁学芸文化課	課長補佐	寺田 正剛		第2回まで
長崎県教育庁学芸文化課	主任文化財保護主事	松尾 俊幸		第1・2・4・5回
長崎県教育庁学芸文化課	係長	宮武 直人		第3回から

③事務局

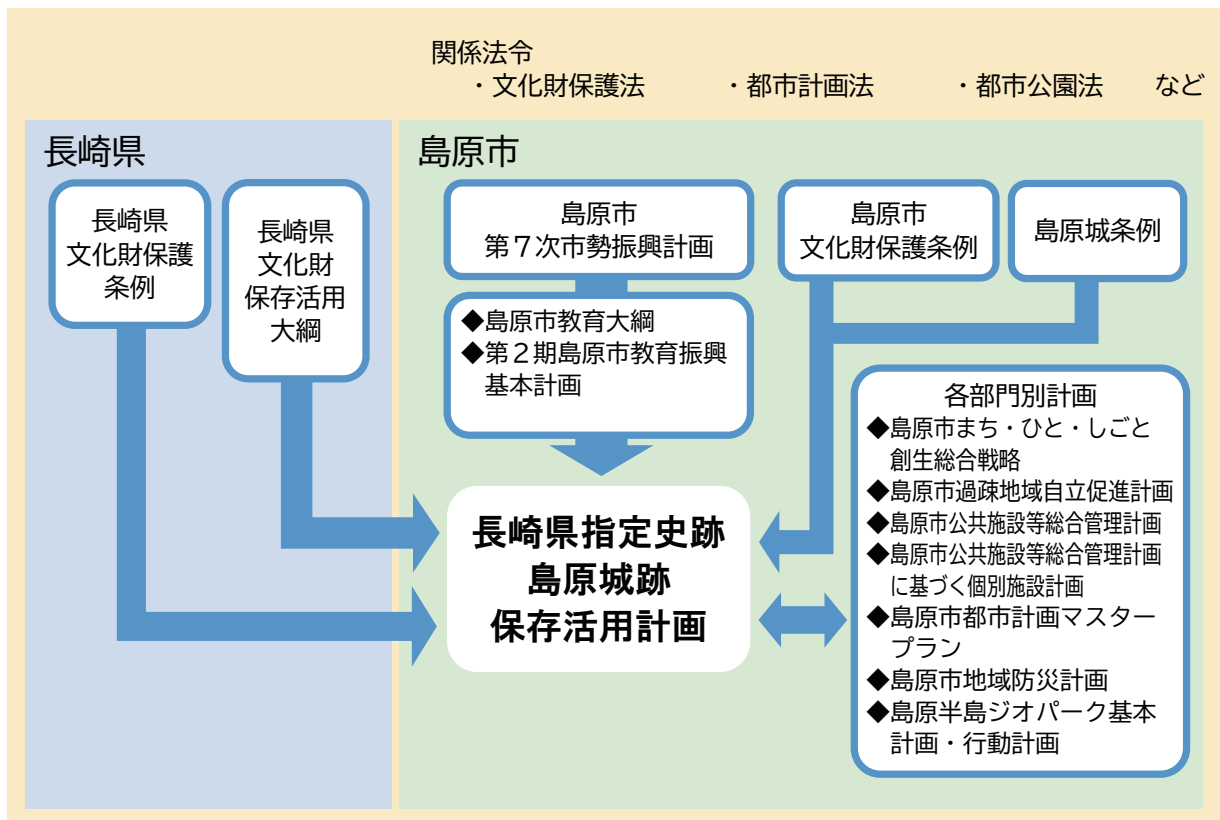
島原市教育委員会	教育次長	伊藤 太一		第5回まで
島原市教育委員会	教育次長	平山 慎一		第6回から
島原市教育委員会社会教育課	課長	松本 恒一		
島原市教育委員会社会教育課歴史・文化班	班長	徳永 和成		第5回まで
島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室	室長	中村 憲一		第6回から
島原市教育委員会社会教育課歴史・文化班	主任	宇土 靖之		第5回まで
島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室	主任	宇土 靖之		第6回から
島原市教育委員会社会教育課歴史・文化班	主査	吉田 信也		第4回まで

島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室	主任	吉田 信也	第7回から
島原市教育委員会社会教育課 地域おこし協力隊		庄司 航	第5回
島原市教育委員会社会教育課 地域おこし協力隊		吉岡 慈文	第5回
島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室	主査	吉岡 慈文	第6回から
島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室	主事	山下 祐雨	第6回から
島原市建設部都市整備課都市整備班	班長	吉田 朋弘	第2回まで
島原市建設部都市整備課都市整備班	班長	酒井 元治	第3～5回まで
島原市建設部都市整備課都市整備班	係長	谷崎 正明	第3回から
島原市建設部都市整備課都市整備班	主査	小川 悠樹	第2回まで
島原市産業部しまばら観光おもてなし課温泉・観光施設班	班長	吉田 修三	第6回から

第6節 関連計画

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、長崎県指定史跡島原城跡を、適切に保存・活用していくための計画である。内容を検討するにあたっては、島原市の最上位計画である第7次島原市市勢振興計画、教育部門の最上位計画である島原市教育大綱及び第2期島原市教育振興基本計画と整合性を図るとともに、本市の様々な分野における関連計画や関係法制度と調整及び連携を図ることを基本として、実効性のある計画を策定する。



第1-6-1 図 計画の相関図

(2) 上位計画・関連計画

①第7次島原市市勢振興計画（令和2年3月策定）

本市を取り巻く様々な暮らしの課題を解決し、固有の魅力を高め、今後の市政運営の中長期的な方向性を示す、本市のまちづくりの最も基本となる最上位の計画。

「基本目標1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり」の施策の目指す姿として、島原城跡周辺を中心に、自然と歴史、都市機能が調和した環境が保たれていることがあげられている。また、「施策5-4ふるさと島原を継承するまち」の「文化財の保護・活用」のなかで、島原城跡保存活用計画の策定と計画の実施があげられ、島原城跡保存活用計画を策定し、島原城跡の適切な保存管理を行うこととされている。

②島原市教育大綱（第2期）（令和2年3月策定）

教育等に関する総合的な施策の根本となる方針を定めたものである。文化財に関しては、市民共有の財産として歴史文化遺産の保護活用と郷土愛の醸成を掲げている。

③第2期島原市教育振興基本計画（平成29年3月策定）

教育方針に掲げる理念等を具現化するための具体的な教育施策を定めたものである。文化財に関しては、歴史的遺産の保護をとおした郷土愛の育成のために、島原城跡をはじめとした文化財の保護に努めることとしており、平成28年（2016）2月の県史跡指定を受けて、保存活用計画を策定し、効果的な保存と活用を図ることを掲げている。

④第2期島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

本市の基本的目標や基本的な施策の方向、具体的な施策をまとめたものである。本計画の政策4分野のひとつに「新しい人の流れをつくる」が定められ、令和6年（2024）に築城400年を迎える島原城跡を核とした戦略的な観光施策の推進を図ることを掲げている。

⑤島原市過疎地域自立促進計画（平成26年9月策定）

各種施策を総合的かつ計画的に魅力あるまちづくりを推進するため基本的指針をまとめたものである。長崎県指定史跡「島原城跡」については、大坂の役（1615年）後に築かれた貴重な城郭として学術的な価値が高いものとの評価があるため、保存活用に関する計画を策定し、適切な保存・管理に努めるとともに、文化財としての価値をさらに高めるため石垣や古文書の調査を実施することを掲げている。

島原城跡に関係することでは、島原城築城400年に向けて、観光と交流人口の拡大に繋がる歴史・観光都市を目指した取り組みを推進していくことのほか、島原城周辺の電線地中化を検討し推進を図ることや、島原城周回道路の一方通行規制の検討や遊歩道の整備などが掲げられている。

⑥島原市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）

長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、施設の長寿命化や統廃合を進めることにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現できるように方針を示したものである。数値目標として、施設保有量（延床面積）を10年間で10%削減することを目標にすると掲げている。県史跡範囲内に立地する施設は、島原城（天守閣、西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓、公衆用便所）、島原城跡観光復興記念館、小早川邸、島原文化会館、森岳公民館、島原図書館が掲載されている。島原城（天守閣、西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓、公衆用便所）、島原城跡観光復興記念館、小早川邸は、観光施設に分類され、観光施設の基本方針として、効率的で効果的な観光振興を図るため施設の維持管理に努めることがあげられている。島原文化会館は、文化施設に分類され、文化施設の基本方針として、複合化や廃止について検討することがあげられている。森岳公民館は、公民館に分類され、

公民館の基本方針として、老朽化が進んだ時点で移転に伴う建て替えについて検討することがあげられている。島原図書館は、図書館に分類され、老朽化が進んだ時点で統合を含めて建て替えについて検討することがあげられている。

⑦島原市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（平成30年3月策定）（以下、「個別施設計画」という）

各施設の具体的な取り組みを実践していくための計画を掲げている。県史跡範囲内に立地する施設については、本丸では、島原城天守閣、西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓、公衆用便所）、島原城跡観光復興記念館、小早川邸があげられているが、いずれも使用年限が定められていない。二ノ丸では、島原文化会館を令和8年度（2026）に廃止し一本化を検討し、森岳公民館を第2期（令和9～18年度（2027～2036））の間に移転する計画となっている。外曲輪では、島原図書館が第3期（令和19～令和28年度（2037～2046））に移転する計画となっている。

⑧島原都市計画マスタープラン（平成28年1月策定）

都市づくりに関し、長期的な展望に立って、市全体及び地区毎の方向性を示したものである。島原城周辺は、都市機能や交通が集約する「中心拠点」として、また、武家屋敷や鯉の泳ぐまちのエリアとあわせて「観光拠点」として位置づけられている。方針では、豊かな自然と島原城や武家屋敷等の歴史資産が調和した、自然と歴史を感じる都市景観を形成することや、島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち周辺において、歴史を感じ、湧水あふれる街なみ景観を形成するため、市民と協働して建築物の修景整備や道路の美装化を行うことが掲げられている。

⑨島原市地域防災計画（平成31年4月策定）

島原城跡公園が眉山崩壊災害以外の指定緊急避難場所とされている。森岳公民館、島原文化会館が地震災害、眉山崩壊災害以外の指定緊急避難場所とされている。

⑩島原半島ジオパーク 基本計画・行動計画

島原半島は「ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている。「ユネスコ世界ジオパーク」は、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業であり、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画（IGGP）の一事業として実施されている。島原城跡は、ジオ（地質）と歴史・文化との関係や、ジオと人々の暮らしとの関係を体感できる「ジオサイト」に位置づけられている。

⑪島原城条例

公の施設の設置に伴い「島原城条例」が制定されている。対象は本丸にある復元施設並びに修景・休養・遊戯・教養・便益及び管理等の各施設である。公の施設としての一般的な行為の制限及び禁止や管理、利用料金等が規定されており、罰則規定はない。

※島原城条例の抜粋

第2条 観光客の誘致を図り、併せて公共の福祉の増進に資するため、島原市内一丁目の旧島原城本丸跡（市において使用権を有しない土地を除く。）及び西堀端駐車場敷地を区域として島原城を設置する。

2 島原城とは、前項の区域内における天守閣・観光復興記念館・西望記念館・西の櫓・丑寅の櫓等旧島原城本丸復元施設並びに修景・休養・遊戯・教養・便益及び管理等の各施設をいう。

第7節 関連する法令等

本史跡及びその周辺地域は、下記の法令等が関連する。

(1) 文化財関係

本史跡及び周辺地域には、文化財関係の法令に基づき指定及び登録された文化財が所在する（34頁、第2-3-5表及び35頁、第2-3-6図参照）。

①文化財保護法

島原城の外墨線までの範囲及び周辺の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。図示の範囲及び周辺には登録有形文化財と登録記念物が所在する。



第1-7-1図 周知の埋蔵文化財包蔵地「島原城跡」位置図（第1-3-1図を拡大したもの）

②長崎県文化財保護条例

長崎県文化財保護条例第34条に基づき、島原城の本丸跡・二ノ丸跡・大手口跡の一部・外曲輪の屋敷跡（小早川邸）が長崎県の史跡に指定されており、同第38条及び第39条で現状変更等の行為が制限されている。県史跡指定範囲内には長崎県指定有形文化財（「景華園遺跡出土の一括遺物122点」、「刀 折返銘神氣 附 本阿弥光温折紙一通」、「肥前島原松平文庫」）が所在する。

③島原市文化財保護条例

県史跡指定範囲及び周辺に島原市指定文化財（キリシタン墓碑等10件）が所在する。

(2) まちづくり関係

①都市計画法、都市公園法、下水道法

県史跡指定範囲に関する本市の都市計画の概要は以下のとおりである。

<用途地域>（関連法令：都市計画法・都市公園法・島原市都市公園条例）

- ・ 島原城跡公園（都市計画公園） 本丸・二ノ丸・周辺の堀・本丸の堀西側
- ・ 第一種住居地域 島原図書館敷地
- ・ 第一種低層住宅専用地域 小早川邸敷地

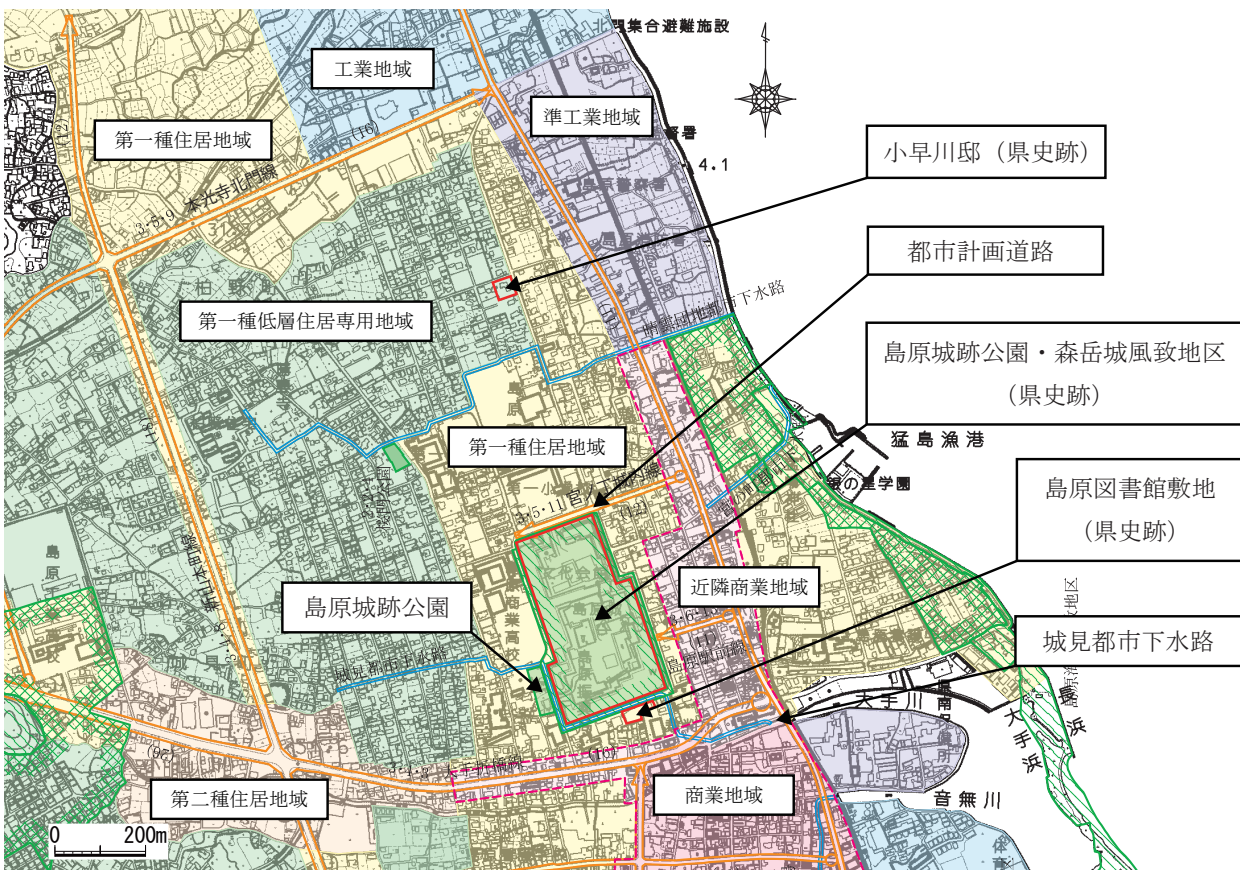
<風致地区>（関連法令：都市計画法・島原市風致地区内における建築等の規制に関する条例）

- ・ 森岳城風致地区 本丸・二ノ丸・周辺の堀

<都市下水道>（関連法令：都市計画法・下水道法等）

- ・ 城見都市下水路 本丸堀の西側及び南側

堀水が、堀の南東端から都市下水路に排水されている。



第 1-7-2 図 島原市都市計画図（島原城跡周辺）

第7節 関連する法令等

(3) その他

①農地法

本丸と外曲輪の一部に農地が存在する。農地法第4条に基づき、農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。

②測量法

測量法第10条により定められた永久標識（三角点標石）が本丸の櫓台1に存在する。同法第24条に基づき三等三角点標石の敷地又はその付近で、汚損やその効用を害するおそれがある行為をしようとする者は、国土地理院の長へ移転を請求可能である。国土地理院の長が移転の理由を認め移設させた場合、移転費用は、移転請求者が負担する。

第8節 計画の実施

この計画は、令和3年（2021）4月1日から実施し、令和12年度（2030）までの計画とする。

第2章 島原城跡の概要

第1節 自然環境及び地理的環境

島原城跡が所在する島原半島は、長崎県南東部の有明海と橘湾に胃袋状に突き出した半島で、東西24km、南北32km、面積467.39km²で、海岸線の総延長は約130kmである。中央部は雲仙岳を中心とした雲仙天草国立公園であり、海岸線一帯は、島原半島県立自然公園となっている。

島原半島は、地質・地形的に北部の雲仙火山地域と南部の南島原火山地域に大別でき、半島の中央に位置する雲仙岳は主峰の普賢岳（1,359m）をはじめ国見岳（1,341m）・妙見岳（1,334m）・野岳（1,147m）・九千部岳（1,062m）などからなる更新世の複合火山で、角閃石安山岩を主要成岩としている。半島の4分の3を占める雲仙火山地域の溶岩円頂丘を中央として、北部・東部・南東部に火山性扇状地が発達し、裾野は、有明海に延びる。南部の南島原火山地域は、第三紀層を安山岩や玄武岩を主体とする溶岩が覆う火山性台地であり、起伏に富む地形をなしている。島原半島の中央部には北縁を千々石断層、南縁を金浜一布津断層とする幅約9kmの雲仙地溝と呼ばれる陥没地帯が東西に走っている。半島東海岸沿いの北縁は地表に明瞭な断層が認められないが、ボーリング調査の結果から、基底層が島原城跡付近から南方向への傾斜が始まり、広馬場付近で急激に落ち込む状況が確認されている。

島原市は、半島の北東部に位置し、面積は82.97km²。北に雲仙市、南に南島原市と接する。有明海を隔てて東には、熊本県が位置する。島原城跡は普賢岳の東側に形成された火山砕屑物からなる扇状地の東端に築城されている。模擬天守として建設されている島原城跡の天守からは有明海を隔てて、北に佐賀、東に熊本、南に天草諸島が見え、対岸への眺望が大きく開けている。

城の北側は、沖田原と言われる水田地帯であり、沖田畷合戦で龍造寺軍が南進し主戦場となった場所と考えられる。平成噴火災害の土石流対策として中尾川流域の拡幅及び堤防工事が行われ、当時の景観から大きく変っている。近年は郊外型の大型店舗の進出とそれに伴い宅地の建設が増加している。

東側は、築城と共に城の南よりに商家街が築かれ、北よりに田園が広がっていたが、明治以降、鉄道や国道の開通により都市化が進んでいる。

西側は、南よりに下級武士の屋敷（鉄砲町）が広がり、現在も住宅地となっている。当時の町割りが残り、下の丁の通路中央には水路が残されている。

南側は、中世の「浜の城」の城下町が島原城築城以前から存在していたと考えられ、現在は、島原市の商業の中心地である。大手門の東の河口には、北から南へと長い砂嘴が延び、入江の内側には塩田や倉、藩の船手が設けられていた。この入江は、天保8年（1837）から翌年にかけて「三好屋」の屋号を持つ豪商中山要右衛門が干拓を進め（現：新田町）、現在の地形となっている。砂嘴の南端には矢穴の残る石材が確認出来る。

普賢岳は有史以降の噴火で、3度の溶岩流出が確認されている。江戸時代には寛文3年（1663）の古焼溶岩⁽¹⁾と寛政4年（1792）の新焼溶岩の流出が記録に残されている。この年の4月朔日には、「島原大変」と呼ばれる眉山の大崩落が起こる。地震により眉山が大崩落し、崩落した土砂が有明海に流れ込み発生した大津波が、島原半島と対岸の肥後、天草の沿岸を襲い島原半島で約1万人、肥後、天草で約5千人が犠牲となった。この眉山の山体崩壊と津波の影響で、浜の城から南側は、現島原市立第二中学校付近にあった海岸線が現在の海岸線まで大きく前進している。眉山東側の海岸線は最大約1km東へ広がっている。また、平成3年（1991）の噴火では、火砕流（火砕サージ）を伴う噴火活動で多くの被害をもたらした。火砕流や大規模な土石流の発生と、防災事業による砂防ダムや導流堤の建設が進められ杉谷地区中尾川と安中地区水無川流域の景観は、近年大きく変わっている。

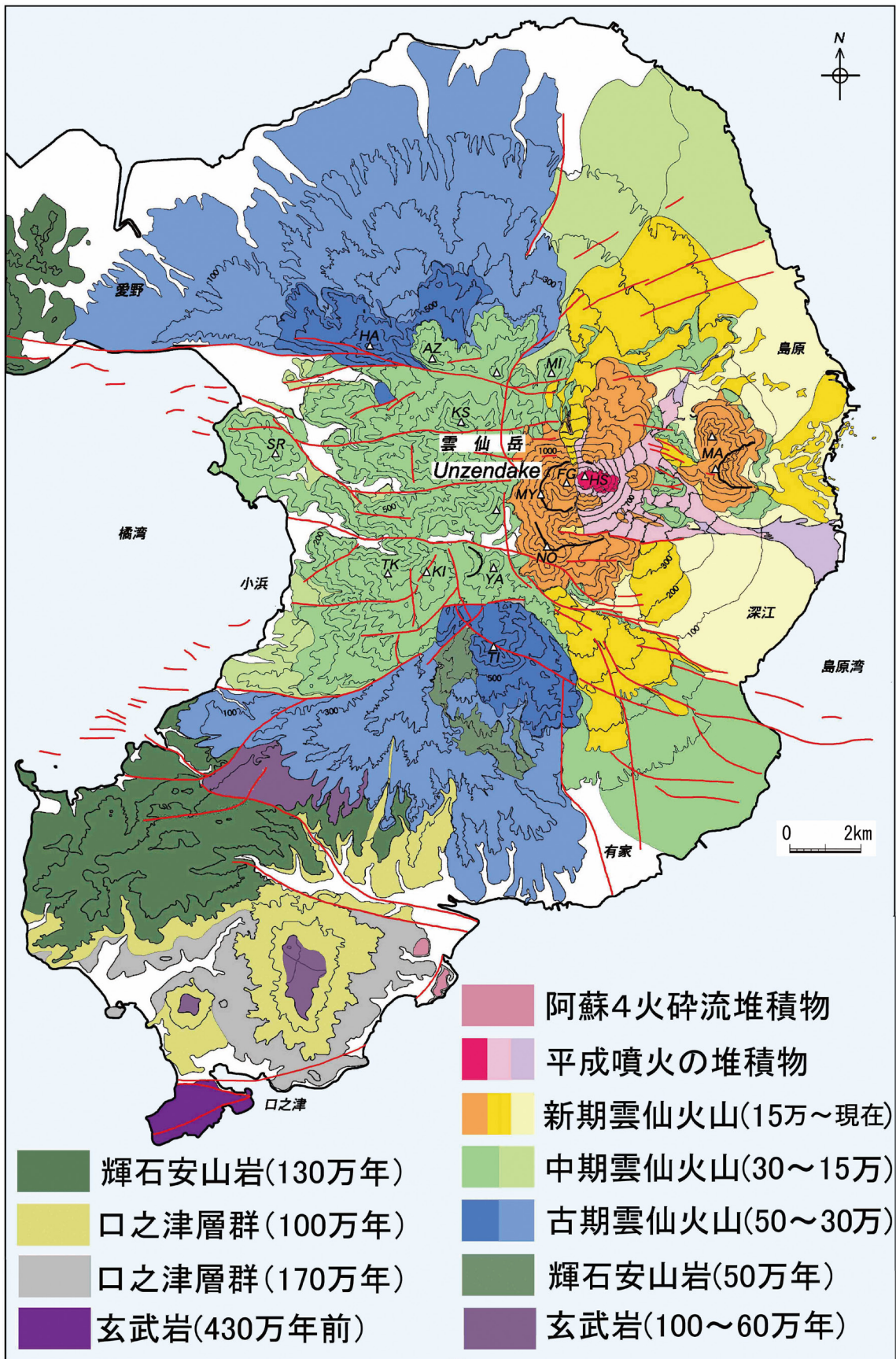
島原半島は上記のように、火山活動により形成された地形であるため、築城に必要な石材は領内から比較的容易に入手出来たと考えられる。島原城跡付近の丁場としては、城の北西に位置するおよそ50万年前の溶岩流である宇土山の東斜面に矢跡がある石材が残されている。また、島原大変による山体崩壊でできた大

第1節 自然環境及び地理的環境

小の島々からなる「^{つくもじま}九十九島」では、幕末に作成された『御石垣修復控』⁽²⁾によれば「沖之島」での石取や、「南天島」での石見分が行われている記録が残されている。沖ノ島は現在消失しているが、南天島では矢穴の残る石材や割石が確認できる。石材の供給地についても今後、詳細な調査が必要である。

第2章

島原城跡の概要



第2-1-1 図 島原半島の地質図

第2節 島原城の歴史の変遷

(1) 城史

島原城跡は、島原藩の政庁として島原半島東岸の雲仙岳北東麓に築かれた近世の城郭跡である。

①城の起源

中世の城地一帯は、旧湊津脇に所在した「浜の城」を居城とする在地領主島原氏の本貫地と見なされている。島原氏が戦国大名有馬氏の傘下に属してからは「森岳」にも城塞が設けられ、天正12年（1584）の佐賀の龍造寺隆信侵攻を発端とする沖田畷合戦では、有馬・島津連合軍の本陣が置かれたとされる⁽³⁾。ルイス・フロイス『日本史』第52章⁽⁴⁾や『上井覚兼日記』⁽⁵⁾同年4月9日条に、「島原城」・「島原籠城」等と記述される有馬勢の拠点が、所伝や二次史料が言うところの中世「森岳城」に当たり、近世島原城の前身になるものと考えられる。

平成24～26年（2012～2014）に実施された本丸西面石垣復旧工事に係る発掘調査において、本丸造成時の基盤を構成する遺物包含層が石垣背面から発見され、戦国期を中心とする中国産染付碗・皿片等が出土している。この考古学的検証により、中世「森岳（島原）城」もしくはその付随施設の上に江戸期の新城の中核部が重複している可能性が高まった。

②近世島原城の築城から廃城まで

有馬氏が豊臣・徳川政権に帰属する過程で、この城がどのように扱われていたか定かではない。『慶長肥前国絵図』（慶長10年（1605）頃成立）にも表示はなく、慶長19年（1614）の有馬氏の日向転封に伴い佐賀藩が代行接收した城塞（日野江・原・金山の各城）⁽⁶⁾にも含まれていない点からすると、一旦は廃城となっていたと解釈すべきだろう。その後2年間、同地方は佐賀藩の委任統治下に置かれるが、その間の管理拠点として浜の城が再利用されている⁽⁷⁾ことからしても、森岳城の機能停止が推測できる。

元和2年（1616）、大坂の陣での戦功により有馬氏旧領を与えられた松倉重政が大和二見（奈良県五條市）から入部し、4万3千石の藩府に島原の森岳を選択して本格的築城を開始した。築城に際して『瓢箪畑稲荷神社由緒記』によれば、松倉重政が入部の際に京都伏見から稲荷勧請を行い森岳に建てていた祠を、瓢箪畑稲荷神社（現：下折橋町）に移築したとされる⁽⁸⁾。また、『猛島神社』⁽⁹⁾によれば、松倉重政が島原城の築城に際して、森岳に祭られていた森岳大権現を鷹島（現：高島町）に移したとされる。

起工を記す具体的史料に乏しいが、『肥前国有馬古老物語』⁽¹⁰⁾（以下『古老物語』）に従えば入部から2年後の元和4年（1618）に築城に着手し、7年間の工期を経て寛永2年（1625）に完成を見たとされる。

この竣工直後の島原城の姿を伝える稀少な史料として、寛永4年（1627）頃に幕府が西国諸藩の内偵報告書として作成したと推定される『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』⁽¹¹⁾（以下『探索書』）がある。城全体の平面略図を掲載するこの史料によると、本丸・二ノ丸と外曲輪はほぼ現況通りに完成しており（三ノ丸は曖昧な表現）、本丸石垣高は8間で、「三重の矢倉」3基、「二重の矢倉」4基が建っていた。しかし、天守に関する記述が見えず平面図にも天守台の描写さえない。

寛永10年（1633）頃に豊後森藩主中川家が作成した隣国の政情探索の報告書『御隣国聞合帳』⁽¹²⁾にも島原城の様子が記載されているが、同様に天守に関する報告はない。

寛文12年（1672）6月3日の年紀を持つ本光寺常盤歴史資料館所蔵『〔島原城之図〕』⁽¹³⁾には外観5層の天守がはっきりと描かれていることから、遅くともそれまでには建設されていたはずだが、いずれにせよ実際の城の完成時期は、寛永2年（1625）よりもずれ込んでいたと理解せざるを得ない。『探索書』には、寛永2年（1625）の完成前年に当たる寛永元年（1624）5月の豪雨により、本丸三重櫓（巽櫓か）が石垣ごと倒壊したので新築したとの記述も見える。

なお、『聞合帳』には、本丸・二ノ丸間の堀に「こくらくのはし」が架かっていたと記しており、『探索書』ではこれを「ろうかはし」と表現している。「極楽橋」とは豊臣期大坂城の本丸裏手にあった唐門様式

第2節 島原城の歴史的変遷

を取り入れた一種の廊下橋（滋賀県長浜市宝厳寺に移築・現存）の別名で、桃山城郭の絢爛さを示す建築様式の名目として普遍化したものである。城の本丸への正面玄関だけに城主権力を象徴する施設として設営されていたと考えられ、屋根付き橋の渡口の延長上に天守が聳えるという「景観意匠」が設計されていた。

実質的な完成直後頃に当たる寛永14年（1637）に勃発した「島原・天草一揆」の緒戦では、一揆軍5・6千人が島原城に押し寄せ、城下町が焼き払われる。各虎口が攻め立てられ、大手門は二尺四方が破壊されるが城兵は、門矢倉から鉄砲を打ち込み、「要害能候故容易に不破得」⁽¹⁴⁾、一か月余りの籠城戦を持ちこたえている。

しかし、乱の鎮定後に松倉氏は原因者としての責任を問われて改易となり、代って譜代大名である高力忠房が入部するが、その子隆長は失政を問われて寛文8年（1668）に改易となった。その後、中津藩小笠原氏と平戸藩松浦氏が城の受け取りを任じられ、臼杵藩稲葉氏が在番を務めている。寛文9年（1669）に深溝松平家の松平忠房が福知山藩から6万5千石で入部した。以後5代続いた後、寛延2年（1749）～安永3年（1774）の間だけ下野宇都宮藩主戸田氏と交替した時期があったが、安永4年（1775）に再び深溝松平氏が復帰し、8代継続したのち廃藩置県を迎えた。

幕末に藩主が藩士の訓練状況を観閲するために三ノ丸に建築された馬見所が、廃城後、南島原市口之津町に移築されていたが、昭和40年（1965）に本丸に移築され、「島原城御馬見所」として公開されている。藩政時代の建築物としては、城内に存在する唯一のもので、登録有形文化財（建造物）となっている。

なお、馬場については城内に数か所設けられていたことが各種絵図資料からうかがえるが、現在もその形跡を留めているものに第一小学校敷地内の馬場がある。幕末から明治初期の島原の様子を記した『嶋原聞見閑録』巻⁽¹⁵⁾によれば、この馬場は桜馬場とも呼ばれ別名、百間馬場とも言われていた。藩政期には藩主臨席のもとで打毬（騎乗して行う球技）が催されていたとされる。明治2年（1869）、版籍奉還が行われたことに伴い、藩庁を三ノ丸表御殿に設けている。また、この年には、大手門以外の諸門を廃止し、三ノ丸の表門にあった家紋（重ね扇の金の御紋）を取り外している。また、三ノ丸の塀や堀を埋めるなど、藩庁として機能するよう改修を行っている。

同年8月8日には江戸時代を通じて藩主別邸として用いられてきた常盤茶屋の上棟式が行われ、10月22日、「常盤御茶屋」を「常盤御住居」と改称する旨の沙汰が下っている⁽¹⁶⁾。10月26日には、真鏡院（藩主忠精後室）が常盤御殿に転居しており、真鏡院の居宅として新築されたものと考えられる⁽¹⁷⁾。明治3年（1870）8月23日には、島原藩から明治政府に島原城廃棄の上書が提出されている⁽¹⁸⁾。この上書の内容は、現在の城郭は前時代のものであり、これに頼った戦い方では諸外国から侮られてしまう。城郭の維持に必要な費用を実用的な軍費に充てたい。というものである。このように城郭の取り壊しを明治政府に願い出た事例は、明治元年（1868）の出石藩などに散見される⁽¹⁹⁾。

明治政府がこの上書をどのように取り扱ったのかは不明であるが、明治4年（1871）7月には、「大手御門七月五日より解家ニナル、本日屋根斗リハヅシニナル、八月三日柱崩ニナル」とあり、他の施設に先立って大手門が解体されたことが読み取れる。明治5年（1872）には、本丸が入札払下げとなったため一般に開放され多くの見学者が詰めかけている。

③廃城後

明治6年（1873）1月の所謂「存城廃城令」によって、島原城は大蔵省への移管となり建物群については民間への払い下げが決定したが、明治8年（1875）に長崎縣庶務課が作成した『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』⁽²⁰⁾には天守や三階櫓など多くの建築物の残存が認められる。明治8年4月15日より10日間にわたって天守閣で博覧会が開催されている。この博覧会は旧島原藩士・矢川得三が主催しており、天守もこれ以降に解体されたと考えられ、マンリキ（神楽棧）を使って引き倒されたという言い伝えがある。明治9年（1876）までには城の大半の施設が解体撤去されたと考えられる。明治20年には島原治安裁判所の敷地が狭

隘であったため、現在の長崎地方裁判所島原支部と島原図書館東半にあたる土地を買上げている。その際に大手口西側の城外にあたる字東原ノ田（現：今川町）の土地も購入している。この字東原ノ田の土地は、現在、長崎地方裁判所島原支部の敷地と同レベルで周囲に石垣が築かれているが、南面の石垣の築石に算木積みとなっている部分があるため、この時に拡張されたと想定される。以後、ほぼ更地となった城内は農地や学校施設の敷地として再利用され、本丸については観光公園としての整備が昭和32年（1957）から進められている。

（2）近現代

昭和初期の古写真⁽²¹⁾から、外曲輪の三ノ丸以北はほとんどが田畑となっていることが確認できる。また、三ノ丸以南は、官公庁や学校として利用され、郡役所や旧制中学校が建てられた。現在でも三ノ丸には島原高校・第一小学校、外曲輪西側には島原市立第一中学校・島原商業高校、外曲輪南側には島原図書館のほか国や県の関係機関が立地する。

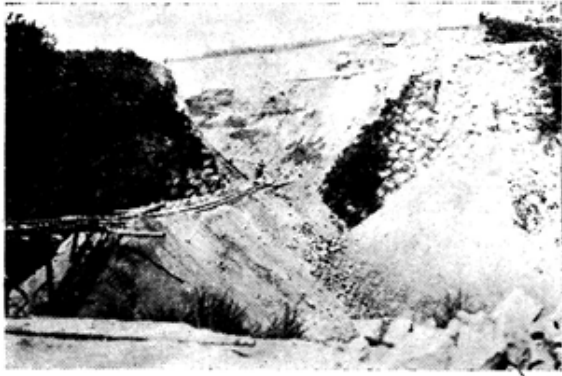
二ノ丸は、近隣の学校のグラウンドとして利用された後、昭和45年（1970）に社会福祉従事者研修センター（現：森岳公民館）、昭和49年（1974）に島原文化会館が建設されている。二ノ丸と割場を繋ぐ土橋は昭和37年（1962）以降に西側に拡張され、車道が敷設されている。

本丸は、昭和初期まで主に農地として使用され、昭和6年（1931）には、本丸の宅地化が計画され、本丸南西と西堀端通りを繋ぐ土橋（現在の車路）が架橋された。昭和11年（1936）、島原鉄道株式会社の創立に携わった植木元太郎や島原第一尋常高等小学校長の林銑吉らによって島原城跡保存会が設立され、城跡の保存や天守再建の機運が一時盛り上がる。同年11月に出版された『島原城跡保存会趣意書』⁽²²⁾に付された計画書を見ると、島原半島の町村の補助と会員の出資及び寄付で17万円の収入を見込んでいたことがわかる。しかしその後、城跡の保存や天守再建の機運が盛り上がるが、戦時体制へと社会情勢が変化し、天守再建の動きは立ち消えとなった。

昭和25年（1950）に天守再建の機運が再び盛り上がり⁽²³⁾、昭和32年（1957）に島原城跡公園10ヶ年計画が建設省の許可を受け、城跡公園としての整備が本格化した。昭和34年度（1959）に土堀が造られ、昭和35年（1960）2月に西の櫓が建設された。模擬天守は国際観光会館として計画され、完成は昭和39年（1964）の東京オリンピックが目途とされた。設計は東京工業大学の藤岡通夫氏によるもので、昭和38年（1963）3月23日に模擬天守の起工式が行われ、昭和39年4月に完成した。昭和47年（1972）11月18日に巽の櫓が完成した。昭和55年（1980）5月に丑寅の櫓が完成した。模擬天守と三基の模擬櫓はコンクリートで再現されている。平成8年（1996）には、平成噴火災害の関連資料を展示する観光復興記念館が建設されている。また、二ノ丸西側にある時鐘楼が昭和55年（1980）11月4日に再建されている。

本丸と二ノ丸を廻る堀は、部分的に堀底が埋め立てられ、民有地となり民家が建てられていた。昭和32年の水害では、降雨により堀の水位が上昇し、東堀端から越水を起こしたとの証言がある。

昭和55年5月8日から10日にかけて、庭園文化研究所の森蘊所長と村岡正次次長により現地調査が実施されている。これは、昭和55年2月に島原市から庭園文化研究所に島原城城址公園整備計画の診断を依頼したもので、昭和55年7月には庭園文化研究所から『島原城内環境整備診断基本計画書』（資料編に掲載）が提出されている。堀については、堀底の民有地の買い上げと浚渫及び流木の伐採を行い、清水を湛えることが望ましいが、周辺民家への影響を考慮し水位を海拔6mにとどめること、堀北東部分の菖蒲園の継続、二ノ丸の文化会館に西側と堀の対岸への植栽があげられている。本丸では、丑寅の櫓周辺の簡素な植栽と移植、古野梅苑の飛び石の配置、馬見所周辺の庭園の修景、本丸北側にあった植物園の跡地周辺の園地化、模擬天守南側の庭園と通路の修景、巽の櫓の西望記念館の機能と、本丸内にある銅像の城外への移設が提案され、それができなければ天守閣東側に隣接して配置されている銅像を巽の櫓付近に移設することが提案されている。その他、鉄砲町と市内各所にある細流の保存が求められている。現在の本丸・二ノ丸・堀の景観は、西



車路の架橋（『大島原新聞』昭和6年6月1日付）



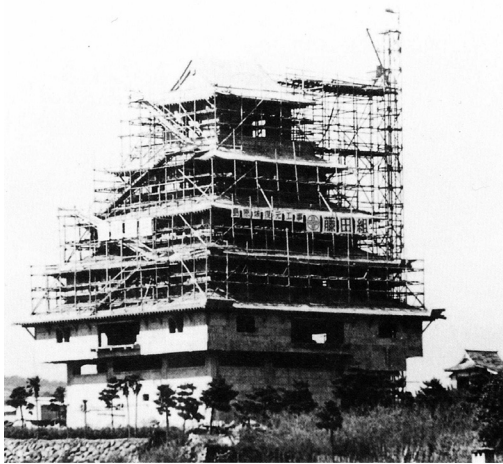
西の櫓建設（『島原新聞』昭和34年12月29日付）



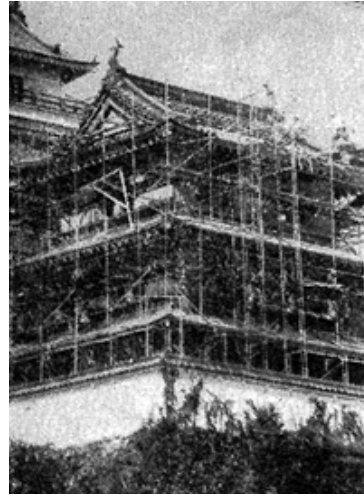
模擬塀の建設（肥前島原松平文庫所蔵）



模擬天守の建設（肥前島原松平文庫所蔵）



模擬天守の建設（昭和38年・島原市所蔵）



巽の櫓（西望記念館）の建設
（『島原新聞』昭和47年（1972）9月30日付）



堀底の住宅（肥前島原松平文庫所蔵）



二ノ丸北東
（昭和32年水害時・肥前島原松平文庫所蔵）

望記念館と銅像を城外へ移設することを除き、概ねこの計画書の内容に即して、都市公園及び観光地としての整備が実施された結果と考えられる。現在、この計画書に基づく整備は終了している。

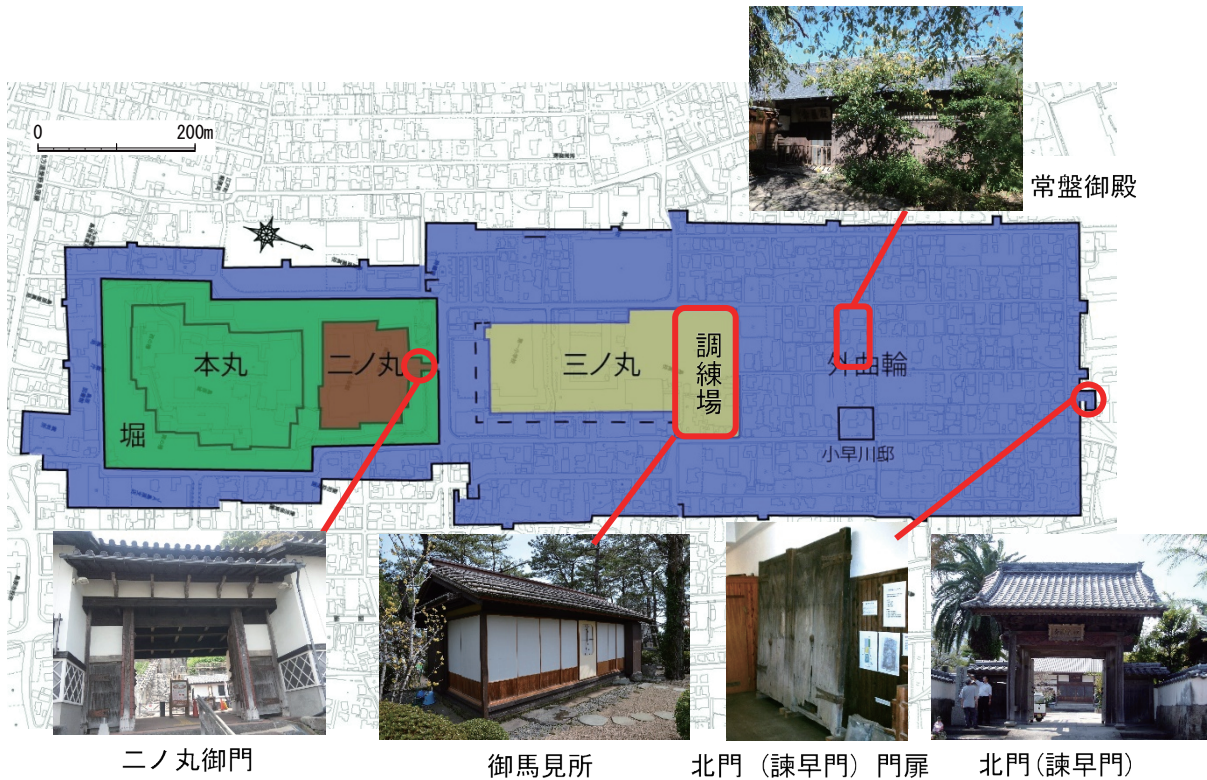
なお、『島原城内環境整備診断基本計画書』の作成に関する資料は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に「森蘊 旧蔵資料」（森06-32 島原城環境整備関係資料）として所蔵されている。

(3) 現存する建築物等

島原城に存在した建築物は、明治初期の払い下げを経て島原半島各地に現存している。現在、確認されている（口伝によるものも含む）建築物は第2-2-1表のとおりであり、島原城での旧所在地は第2-2-1図のとおりで、現在は第2-2-2図に示す場所に所在する。いずれも改修が行われており往時の姿をとどめているものは少ない。

第2-2-1表 島原城に存在した建築物

名称	所在地	経緯	出典
御馬見所	島原城本丸	江戸期には三ノ丸北側に設けられた調練場に建築されていた。払下げの後、口之津の南氏が落札し、開田新田の自宅に茶室として移築。昭和40年（1965）10月に現在の位置に移設。	『島原新聞』昭和40年10月31日付 宮澤智士『登録文化財建造物候補目録－島原発見のサイエンス－島原市歴史的建造物・土木建造物調査』（島原市教育委員会, 2007年）
北門 (諫早門)	島原市江東寺山門	江東寺の檀家・角之助が落札し、江東寺に寄付。明治4年（1871）に移設。昭和60年（1985）に解体修復作業を実施した際に移築した際の棟札が確認されている。	『島原新聞』昭和60年5月17日付 上田進(編)『清光山江東寺史』（江東寺, 1993年, 113頁）
北門門扉	島原城本丸丑寅櫓 (島原城民具資料館)	国見町（現：雲仙市）金山地区の三浦氏が払下げを受け、三浦氏宅の倉庫の扉として使用されていた。その後、集会所が出来たことを機に集会所の扉として利用された。集会所の改築に伴い島原城へ寄贈され、島原城民具資料館1階で展示している。	口伝 『島原新聞』昭和59年（1984）2月10日付
常盤御殿	島原市本光寺 (常盤歴史資料館)	19世紀前半頃の建築と推定されるが、移築に関する資料は確認されていない。内部は常盤歴史資料館として活用されており、島原城や松平家に関係する資料を展示している。	島原市教育委員会『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（島原市教育委員会, 1994年, 29頁）
唐門	水神祠 (鉄砲町休憩所敷地内)	松倉重政が三会村にあった水神祠を城下に移転したと伝えられる。現在の水神祠は、島原城廃城時の用材を用いてつくられたもの。島原城内の唐門を使って建立された可能性がある。	『島原鉄砲町 - 島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』（島原市教育委員会, 2009年, 61頁）
二ノ丸御門	雲仙市小浜町北本町 (小浜歴史資料館)	小浜温泉の湯太夫をつとめた本多家が払下げ後に購入したもの。現在は小浜歴史資料館の入場門として利用されている。	松尾卓次『新島原街道を行く』（出島文庫, 2004年, 155頁）
赤門	南島原市布津町丙 (個人宅)		口伝



第2-2-1 図 現存する建築物の旧所在地



第2-2-2 図 現存する建築物の所在地

(4) 島原城跡に関連する文化財

① 浜の城跡

浜の城は戦国期の史料に散見される「島原の城」に同一視される城郭であるが、史料的根拠が乏しく断定には至っていない。ただし、「一、古城跡壱ヶ所 有馬修理大夫家来居城と申伝。」⁽²⁴⁾と有馬氏の支城として後世においては認識されている。慶長19年(1614)に有馬氏が日向へ転封となった際には鍋島氏が預かることとなったことが『肥前国高来郡古老物語』から知られる。それによれば、「島原村浜の城者、綾部左京殿、中野甚右衛門殿御兩人御番被成候、浜の城者、圀のため堀をほり、土手を築被成候により、肥前堀と申也」⁽²⁵⁾とあって、堀と土手を構築していた様子がうかがえる。

有馬氏の後に入部した松倉重政は、元和2年(1616)12月に浜の城に移った。『肥前国高来郡嶋原城図』⁽²⁶⁾には「浜之城 是ハ豊後守殿此城普請ノ時ノ居城ナリ」とあって島原城築城時の居城として使用していたと考えられる。寛永4年(1627)に作成された『幕府隠密復命書』(以下、『復命書』と記す)には、「一 是より南ニ嶋崎に西東五十五間北南廿五間之丸有、石垣高さ二間程南の方へいニ二重の矢倉弐ツ、南東の角ニ三重の矢倉有、東ニ二重の矢倉壱ツ、只の矢倉壱ツ、北ニ矢倉壱ツ、多門有口北ニ門矢倉有、以上矢倉八ツ門矢倉多門共ニ」⁽²⁷⁾と記されていることから、探索者は浜の城を島原城の「丸」すなわち出丸と認識している。また、『復命書』に掲載される絵図からは、浜の城がいくつもの矢倉を有し、近世の城郭としての性格がうかがえる。『慶長二十乙卯年五月大坂御陣之節、家臣山本権兵衛義安書候軍場日記』には、「扱又有馬ノ城ヲ嶋原エウツス内居城ナクテ不叶トテ嶋原ノ城ヨリ辰己ノ方浜辺ニ要害能所ヲ城ニトリタテ、本丸ニノ丸マテ取出シ本丸ニ三階、二階、タモン矢倉作り想(総)廻り海石垣ツキ廻シ、北虎口ノ方少地続外回輪小土小路想(総)構堀ヲホリマワシ、浜ノ城ト名ツケ今本丸ニノ丸矢倉有リ。」⁽²⁸⁾とあって松倉重政が浜の城の改修を行ったことが記されている。

正保2年(1645)に作成された『肥前国高来郡之内高力撰津守領分図』⁽²⁹⁾においては「古城」と記されていることから、高力氏の時代には城としての機能は失われていたと考えられる⁽³⁰⁾。

② 松倉重政墓 ※指定名 藩主松倉豊後守重政の墓

松倉重政は寛永7年(1630)に小浜温泉での湯治中に死去したと伝えられる。延宝3年(1675)の紀年を有する『肥前島原城之図』⁽³¹⁾や『森岳城図』⁽³²⁾には、島原城の西に位置する小山という丘陵に「松倉豊後守廟」等と表記されている。このことから、当初は小山に廟所があったことが想定される。その後、島原城下の江東寺に墓碑が移転したと考えられるが、移転の時期は定かでない。

寛政4年(1792)の島原大變の際に江東寺の伽藍とともに墓碑が流失しており、文化元年(1804)より再建に着手、文化11年(1814)に当時の江東寺住持・説外実言により再建されている。これが現在の墓碑になるが、後年、島原大變の復旧工事中に流失していた墓碑が発見され、現在の墓碑の脇に据えられることとなった。

文政7年(1824)には、「十月朔日、松倉九一郎来り公に見えて曰く、「先祖豊後守重政嘗て島原の城主たり。其の子某罪有り。封土を収めらる。近歳主公其の胤を求めて祭祀を奉ぜしむ。吾血属を以て後ろを承け、小普請す。重政の墓治下の江東寺に在りと聞きて意えらく須らく君の執事を煩わさんと。故に来り之を謝するなり」と。」とあって、松倉重政の子孫と称する松倉九一郎が松平忠侯に対して、松倉重政墓所の小普請に対して御礼を述べている⁽³³⁾。現在、市指定史跡である。



松倉重政の墓(江東寺内)



島原大變以前の墓碑

③鉄砲町

島原城跡の西側に広がる鉄砲町の初見は、『復命書』に、「一 侍町広さ城之南かまへのきわより北へ九町四十間、西東貳町四十間（中略）鉄炮之者貳百御座候」とあって元和4年（1618）から寛永2年（1625）に及ぶ城下町の建設にともなって鉄砲を扱う武士の屋敷地が成立していることがみてとれる。成立期の鉄砲町は、下ノ丁・中ノ丁・古丁の3丁から成っていたと考えられる。これは、その後に成立したと考えられる上新町・下新町が「新」を冠していることから想定されることである⁽³⁴⁾。

深溝松平氏が島原藩主として入部した寛文9年（1669）頃に作成されたと考えられる『肥前国嶋原城内外の絵図』⁽³⁵⁾には、城の西方に「鉄砲町」「新鉄砲小路」と記された箇所が確認できる。「鉄砲丁」は下ノ丁・中ノ丁・古丁・下新丁・上新丁の5筋、「新鉄砲小路」は後の下新丁・上新丁の南半と新建・古丁新建のことであり、松平忠房の入部後に成立したと考えられる。

鉄砲町の特徴である通りの中央を流れる水路の用水は、古丁・中ノ丁と鉄砲町から約800m北東にある杉山権現熊野神社境内の湧水を水源としていた。中ノ丁の湧水は寛政4年（1792）に枯渇しており、場所は不明である⁽³⁶⁾。古丁の湧水は現在も湧出を続けている。杉山権現熊野神社境内の湧水は湧出と枯渇を繰り返しており、鉄砲町までの水路は大部分が側溝に改修されているが、経路は維持されている。

幕末に塚原正道が編集した『島原聞見閑録』文久3年（1863）条には「時勢変革につき神君家康公の定め置かれたる人質として江戸元に置かれし諸国大名の妻子お帰しになる」⁽³⁷⁾とあり、『深溝世紀』巻23、慶応元年（1865）9月11日条にも「往年幕府命じて江戸の邸士を封地に移すや、本藩十年を期し交番して高田を守護せしむるに、是に至って公旨有之を罷むるなり。」⁽³⁸⁾とあることから、文久3年（1863）から慶応元年（1865）にかけて江戸詰の藩士たちが島原に帰任することによって江戸丁が成立したと考えられる。幕末に作成された『嶋原藩士屋敷図』⁽³⁹⁾にも、西虎口門外に江戸丁が描かれている。

昭和35年（1960）頃から鉄砲町の武家屋敷の存否をめぐり、市と地元自治会との間で幾度も協議が行われている⁽⁴⁰⁾。その中では、鉄砲町を武家屋敷街として保存していくことと、武家屋敷街特有の不便さをどのように解決していくかが主な課題であった。昭和39年（1964）に下の丁の水路保存が決定している。他の町内では既に水路は道路の端に移設されていたが、水路西側の道路は車の通行を可能とする拡幅が必要となったため、南側半分の水路幅を50cmに狭めて水汲み場を撤去する改修が行われている⁽⁴¹⁾。



鉄砲町（下ノ丁）の景観



武家屋敷（山本邸）

④高力忠房供養墓碑 ※指定名 高力忠房・高力清長の供養墓碑二基
『寛政重修諸家譜』巻511⁽⁴²⁾によれば、高力忠房は明暦元年（1655）に京で死去し、「永正寺」に埋葬されたとされる。高力忠房の墓碑は、長年歴代の快光院住職が探し求めており、昭和43年（1968）8月10日に京都府向日市の永照寺より快光院に移転された。また、快光院は高力忠房の祖父・清長の院号であり忠房が祖父の菩提を弔うために建立した寺院である。忠房の墓碑移転にあわせて清長の墓碑も埼玉県の浄安寺から移転された⁽⁴³⁾。

高力忠房の菩提寺である禅林院は、島原城桜門の近く、晴雲寺の隣に建立されていた。高力氏改易の際には禅林院の本尊とされる釈迦如来坐像が持ち出されたが、高力家家臣が宝聚寺（佐賀県鹿島市）に安置し護持してきたと伝えられる⁽⁴⁴⁾。



高力忠房・高力清長の供養墓碑二基
（快光院内）

⑤深溝松平家墓所 ※指定名 藩主松平家の墓所

深溝松平家墓所は島原城跡の西に位置する二つの丘陵に造営されており、深溝松平家当主の側室及び子女が埋葬されている。墓域は大きく4区画（一ノ御廟・二ノ御廟・三ノ御廟・奥ノ御廟）に分かれており、一ノ御廟の南側斜面には島原藩家老である板倉家と松平勘解由家の墓域が広がる。

寛文9年（1669）に福知山藩より深溝松平家の松平忠房が入部するが、寛文10年（1670）に忠房の子息である国千代（真清院殿性相幻空童子）が死去した。国千代は「丸山」（あるいは「円山」）と呼ばれた地（奥ノ御廟）に埋葬された。その後、天和2年（1682）に忠房の実母・福昌院（福昌院殿壽嶽寶圓大姉）が死去した際、一ノ御廟に埋葬された。福昌院墓を護持することを目的として小庵が設けられ、元禄3年（1690）に寶圓山浄林寺と称する寺院となった。浄林寺は深溝松平家の菩提寺である本光寺の末寺として墓所の護持をつとめてきた。福昌院墓が丸山に建立されたことで、丸山が深溝松平家の埋葬地としての性格を帯びるに至ったと考えられる。

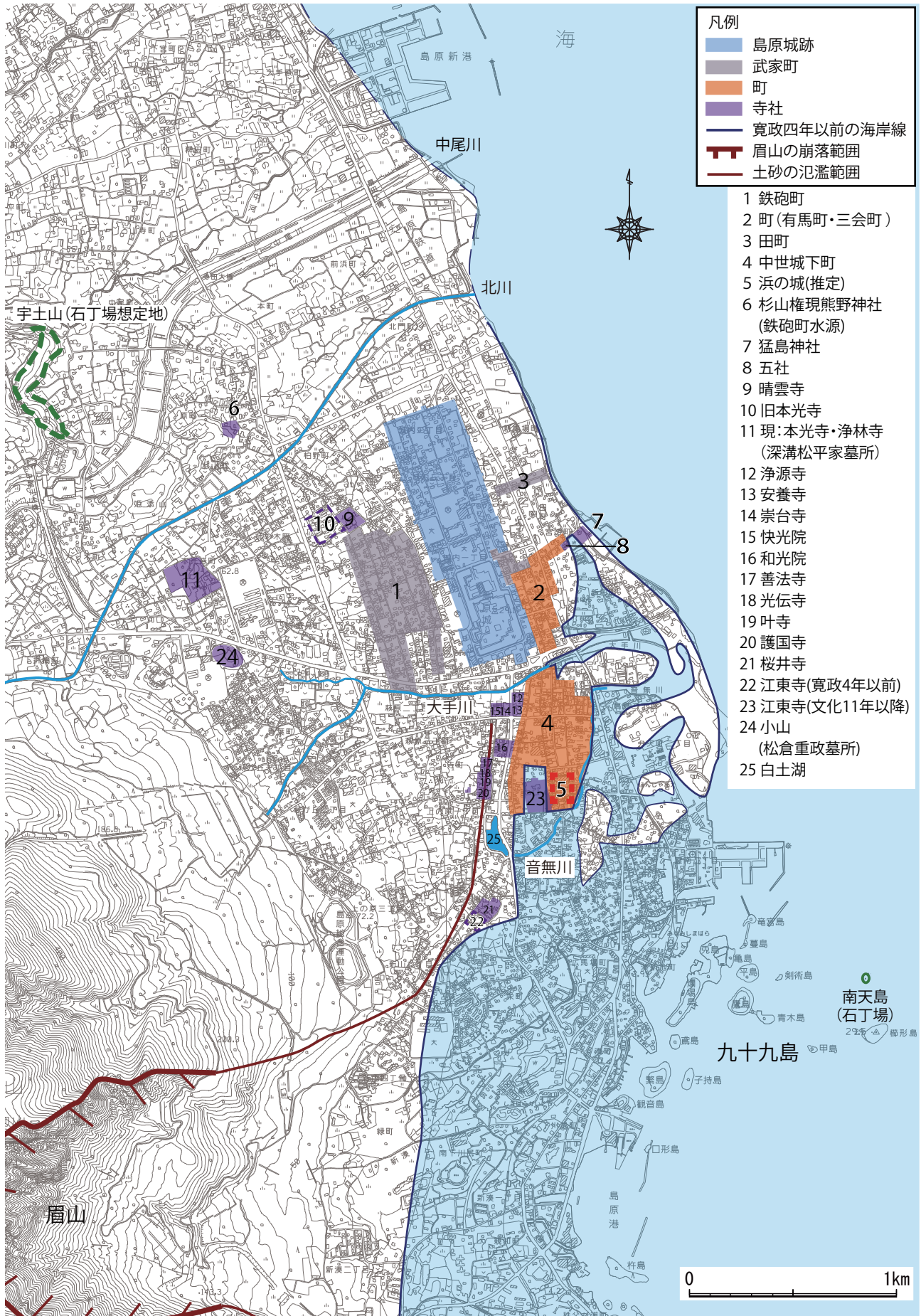
享保3年（1718）に忠房の次男である松平忠倫が死去し、福昌院墓の北東に埋葬され三ノ御廟が形成された。享保6年（1721）から同12年（1727）には忠雄の子女が一ノ御廟に埋葬されたことで本格的な廟所の整備が行われたと考えられる。元文元年（1736）には松平忠雄の墓碑が建立されている。なお、松平忠雄の本葬墓は愛知県額田郡幸田町の本光寺にあり、平成21年（2009）に発掘調査が行われている。調査の結果などをうけて平成26年（2014）に国史跡「島原藩主深溝松平家墓所」として指定されている。

寛延2年（1749）に松平忠刻の側室である妙貞院が丸山に埋葬された。埋葬された場所は一ノ御廟の東側であり、二ノ御廟と呼ばれる墓域が形成された。同年に深溝松平家は宇都宮藩へ転封となるが、宇都宮から浄林寺へ寄付がなされていることから檀越関係は維持されていた。安永2年（1773）に松平忠雄の側室である真正院が死去し、宇都宮城下の慈光寺に埋葬されている。安永4年（1775）に深溝松平家が島原藩へ再入部すると、一ノ御廟に真正院の墓碑が建立された。

再入部後は、一ノ御廟を中心として歴代藩主の子女が埋葬され、明治4年（1871）に松平忠精の後室であった正子（真鏡院殿普曜無染大姉）が埋葬されたのが最後の埋葬である。一方、浄林寺は明治2年（1869）に廃寺となり、翌年、本光寺が浄林寺跡へ移転した。明治4年（1871）、本光寺も廃寺となるが、翌年には再建が許可され現在に至る。深溝松平家墓所は市指定文化財であり、平成26年から平成29年に測量調査と現況調査を実施した⁽⁴⁵⁾。



深溝松平家墓所（一ノ御廟）



※鉄砲町と町・寺社の配置は『島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書』を参考とし、寛政4年以前の海岸線と眉山崩落範囲及び土砂氾濫範囲は『島原大変』を参考とした。

第2-2-3図 島原城跡に関連する文化財位置図

第3節 各種調査の結果

(1) 石垣調査

島原城跡の石垣は、400年に及ぶ長い歴史の中で石垣が変状し、ハラミ、面へコミ、石材のワレ等、石垣の破損の状況が数多く確認されていたため、平成24年度（2012）から26年度（2014）にかけて文化庁の補助事業で島原市教育委員会が石垣の悉皆調査を行い『森岳城跡石垣調査報告書』⁽⁴⁶⁾を刊行している。

この調査では、石垣を管理するために、本丸・二ノ丸・堀外岸の石垣については、石垣の折れから折れまでを一面とした石垣番号を付けた（第2-3-1図）。三ノ丸周辺や外塁線石垣に関しては、石垣前方にスペースがなく、折れから折れまでの石垣の管理番号付加は難しい立地場所もあったため、写真撮影可能な範囲に限って番号を付けた（第2-3-2図）。石垣の番号は、本丸は1000番～、二ノ丸は2000番～、堀外周は3000番～、三ノ丸周辺は4000番～、外塁線石垣の東側は5000番～、外塁線北側は6000番～、外塁線西側は7000番～、外塁線南側は8000番～とした。調査対象石垣は本丸は1201～1244、1301～1345、1401～1424の110面。二ノ丸は2101～2107、2401～2422の29面。堀外周は3001～3011の11面の計150面。三ノ丸周辺、外塁線石垣の撮影箇所は56カ所で、調査対象とした石垣については、一面ごとの石垣台帳を作成した。

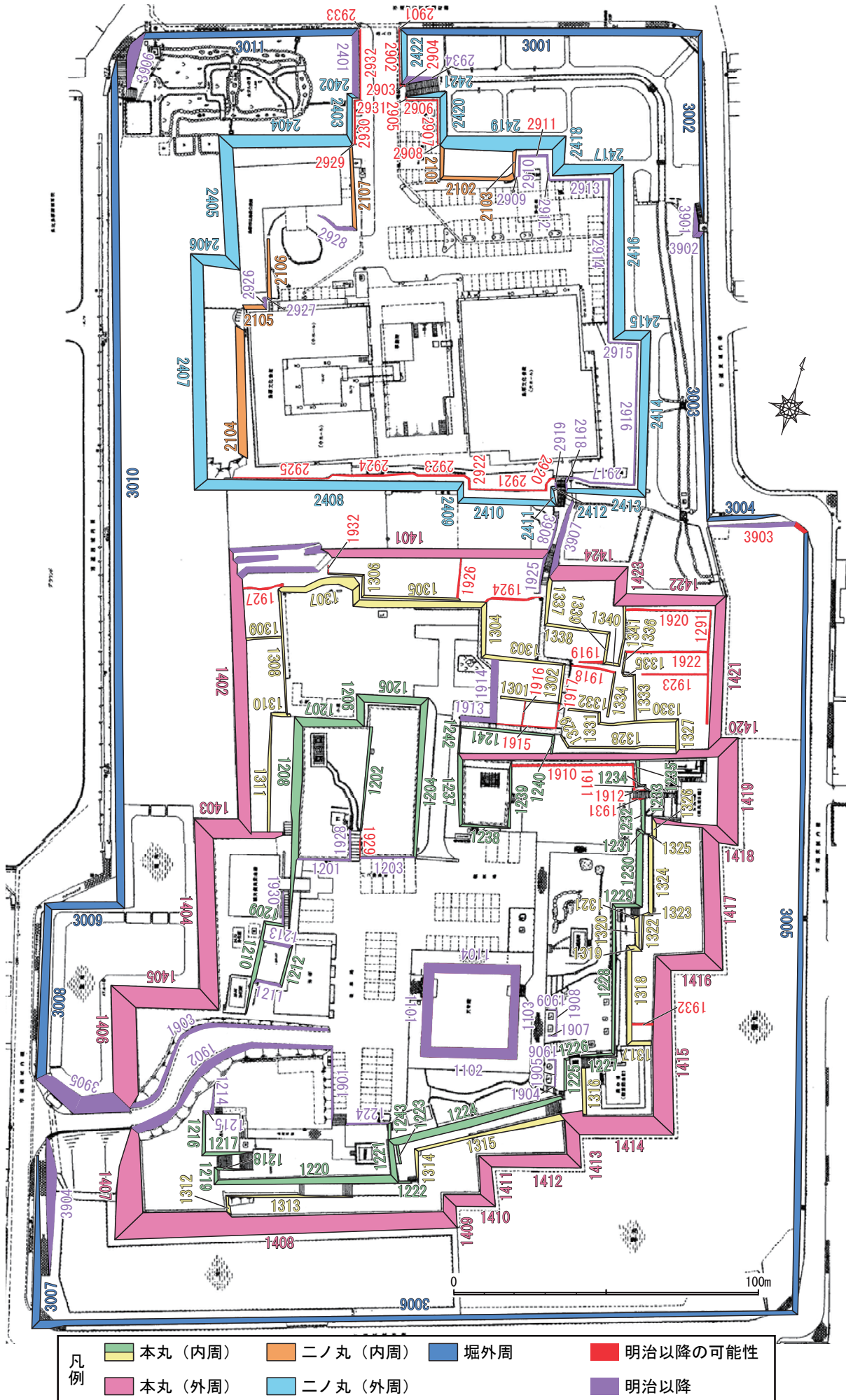
島原城跡の石垣は立地の違いから、本丸・二ノ丸・堀外岸・三ノ丸・外塁線に大別できる。本丸や二ノ丸内部を細分化している石垣は、公園整備や公共施設などの建設で失われている場所もあるが、本丸と二ノ丸を囲む堀の兩岸の石垣（つまり本丸と二ノ丸外周を構成する石垣）は比較的良好な保存状態である。

本丸の天守台石垣は、昭和38年（1963）に撮影された模擬天守建設工事の起工式の写真から高さ約3mと推定され、昭和22年（1947）に撮影された米軍空中写真と現在の空中写真を比較すると平面の大きさは現在の天守台よりも一回り大きい形状であった。この天守台石垣は、模擬天守建設工事により撤去されたが、平成21年（2009）に浄化槽設置に伴って実施された発掘調査で天守台石垣南面の根石が確認されていることから、地下に天守台石垣が残存することが想定される。

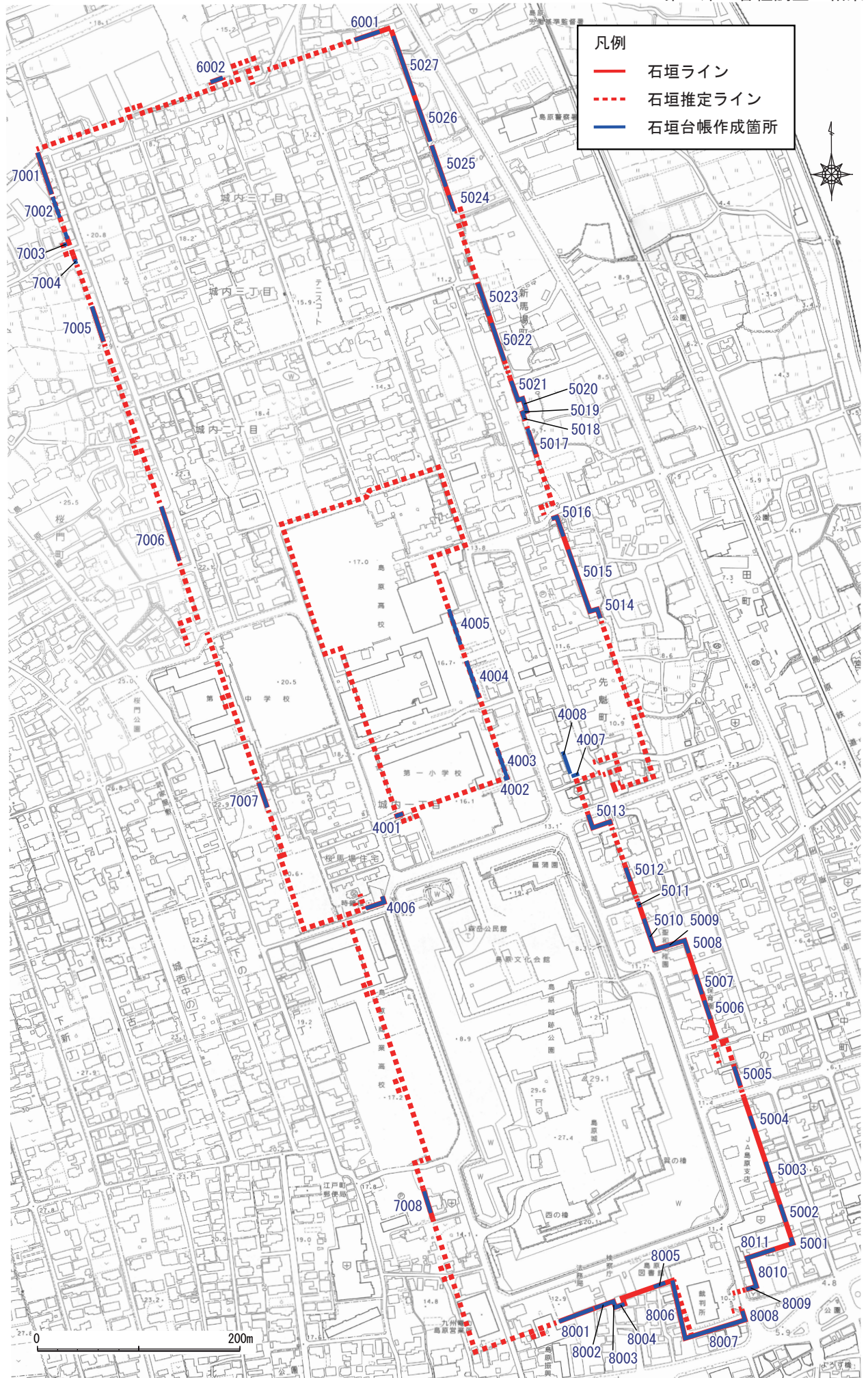
三ノ丸である第一小学校と島原高校敷地内では、三ノ丸石垣と推定できる石垣塁線が東側や南側の一部に見られ、南限である南東部隅角部も確認できた。ただし、北側と西側では石垣の残存状況が悪く、水路や地割等の周辺条件からラインを推定するのがやっとならであった。

外塁線についても、南限である大手門周辺の石垣が最も良好な保存状態で、南側と東側の石垣は江戸期の石垣と思われる石垣が見られる。しかし、北側と西側については、住宅地に埋もれてかろうじて石垣塁線を辿れる状況である。

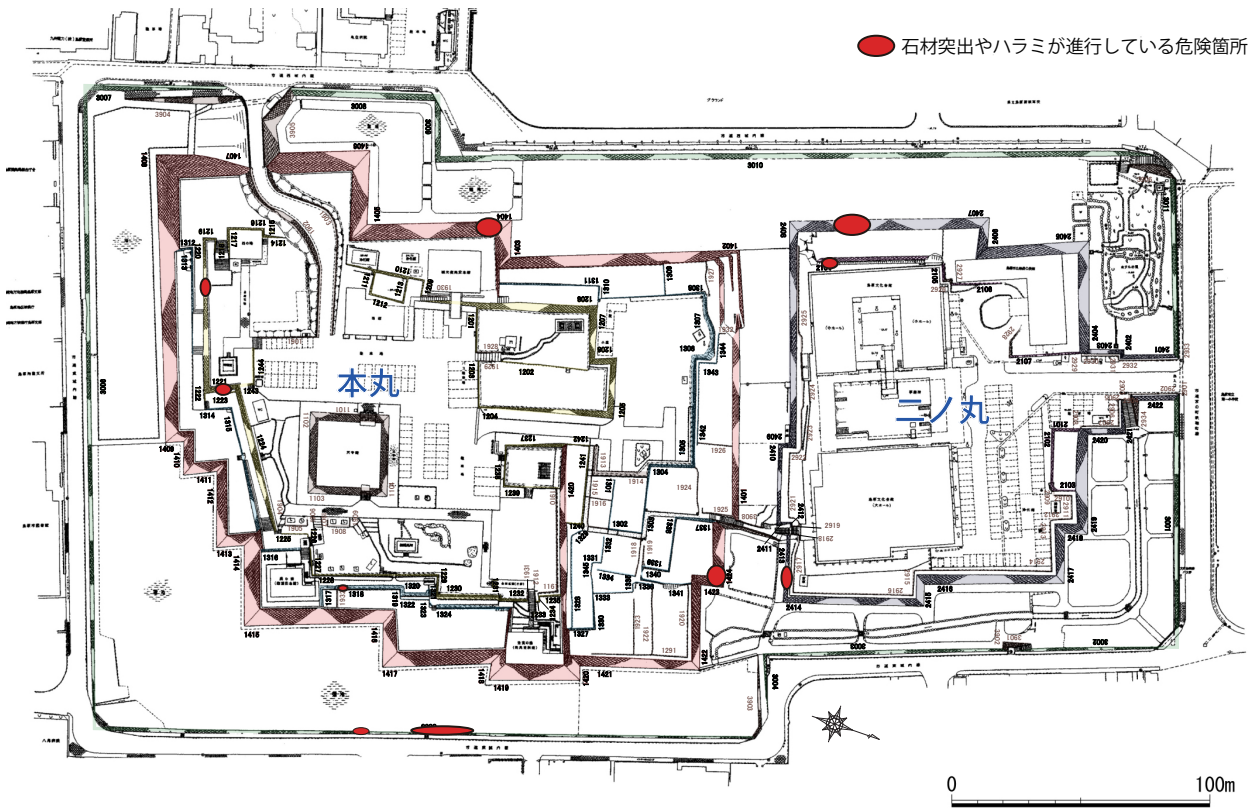
また、危険な状態の石垣（危険石垣）も確認されており、本丸や二ノ丸にはワレやヌケが多く、隅角部においても上部からの圧力で真っ直ぐな稜線ラインが折れるような状況も見られる。また、基底部付近や天端付近でハラミが進行する石垣面もあり、その原因は上部曲輪内の構造物の荷重によるもの、樹木によるもの、築石の背面盛土の流出や裏込め石の希薄さから想定される目詰まりによるものなど様々である。このような損傷している石垣の中でも、特に損傷が進行している箇所や崩壊した場合の人的被害が想定される部分を危険石垣（第2-3-3図）として抽出し、オルソ画像から三次元データの作成も行った。なお、この調査の際に、絵図や文献の調査のほか、城内と周辺の水路の調査（第2-3-4図）や近隣住民への聞き取りも実施している。



第2-3-1図 島原城跡石垣配置図

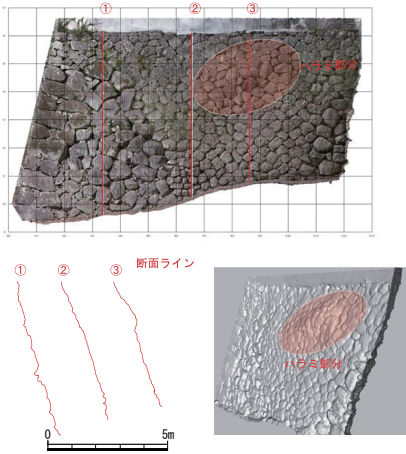


第2-3-2図 島原城跡三ノ丸・外曲輪石垣配置図



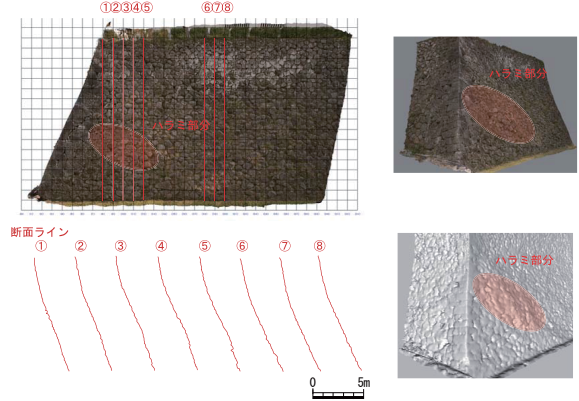
第2-3-3図 史跡内の石垣変状箇所等位置図

1221 断面位置



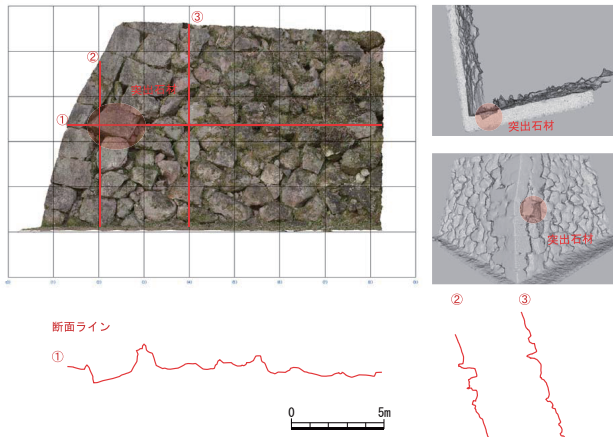
No. 1221 石垣断面図

1404 断面位置



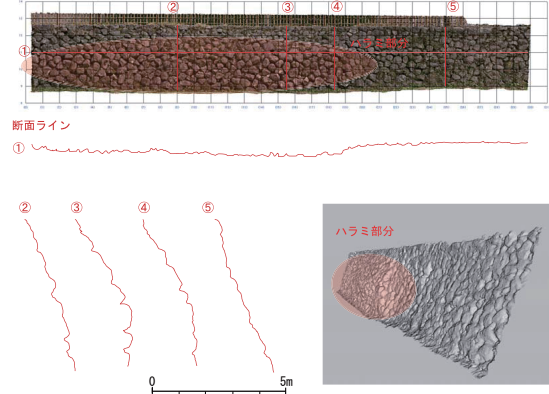
No. 1404 石垣断面図

1424 断面位置



No. 1424 石垣断面図

3005 断面位置



No. 3005 石垣断面図



No. 1221 石垣状況



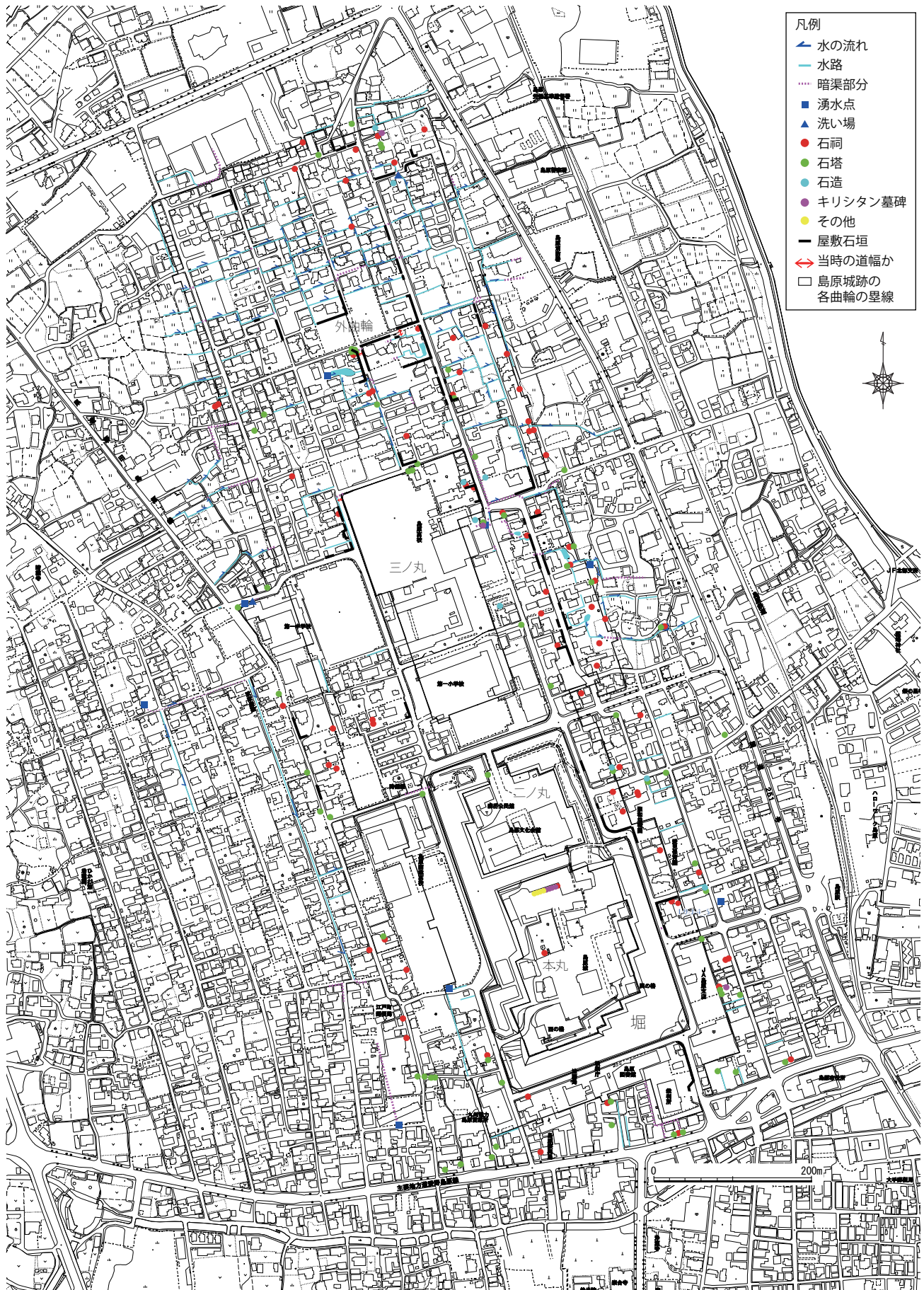
No.1404 石垣状況



No. 1424 石垣状況



No. 3005 石垣状況



第2-3-4図 水路・石造物・屋敷石垣分布図

(2) 歴史資料調査（文献調査・絵図調査）

島原城跡の歴史の変遷を把握するために近世の歴史資料調査を実施してきた。島原城を築城した松倉家に関する資料は藩士の分限帳しか確認されていないが、『聞合帳』と『探索書』の写しと目される『幕府隠密復命書（筑前筑後肥前肥後探索書）』⁽⁴⁷⁾が築城時期に近い資料である。『復命書』には絵図も描かれ、本丸には他の絵図では確認できない建物が描かれている。

体裁の整った絵図では、臼杵藩稲葉家由来の絵図が最も古く、高力氏時代の状況が確認できる。

松平家統治期には修補絵図が多数残されている。これによると崩落やハラミ等の理由で、かなりの頻度で石垣改修を行っている。寛文12年（1672）先魁門を平入りから食違虎口に改修しているが⁽⁴⁸⁾、現況で先魁門の位置は不明である。また、三ノ丸内に門が設置されていることもみてとれる。島原城外塁線北側の門は、松平期以前の絵図では北門（北ノ門）、松平期は諫早門と呼称している。現在、この周辺は、北門という名称で認知されている。

明治以降については、明治8年（1875）の『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』に門や櫓台の払い下げの状況が記されており、島原城の門や櫓の落札者は旧藩士らである。これは明治6年（1873）12月27日に、百石未満の士族の還禄を許し、産業に就く資本として、城郭その他の官有地の払い下げが行われたものである⁽⁴⁹⁾。

島原城が写された古写真については、最も古いものでも明治44年頃に撮影されたものしか確認できておらず、今後の保存活用を図っていく上でも天守・櫓・門等が撮影された古写真の探索が必要である。

なお、島原城築城400年記念事業の一環として古写真や絵図等の募集を行っており、広く島原城に関する情報の提供を呼び掛けている。

(3) 埋蔵文化財調査

島原城は、外塁線から内側の範囲が「島原城跡」（平成28年度（2016）までの遺跡名は森岳城跡）として周知の埋蔵文化財包蔵地とされており、本調査はこれまで県と市が7回実施し、整備に伴う調査は市が2回実施している。

第2-3-1表 島原城跡発掘調査一覧（報告書刊行分）

調査時期	調査要因	場所	調査区分	調査主体	調査成果	処置	備考
平成11年 7月5～30日	島原高校体育館・同窓会会館建設	三ノ丸 外曲輪	範囲確認 調査	県	石垣・石列・井戸状遺構	記録保存	長崎県教育委員会2002『森岳城跡』
平成11年 9月20日～ 12月10日	島原高校体育館建設	三ノ丸	本調査	県	堀跡1・溝跡1・石組み遺構1・石敷き遺構1・石列11・礎石列1・土坑8・橋脚2・掘立柱建物跡7・不明遺構3	記録保存	長崎県教育委員会2002『森岳城跡』
平成12年 7月3日～ 9月13日	島原高校同窓会会館建設	外曲輪	本調査	県	溝跡1・堀跡1・柱穴列2・土坑1・不明遺構1	記録保存	長崎県教育委員会2002『森岳城跡』、『長崎県埋蔵文化財調査年報9』
平成14年 2月25日～ 3月14日	島原高校浄化槽移設	外曲輪	範囲確認 調査	県	石列・石組み溝・不明遺構	記録保存	長崎県教育委員会2003『長崎県埋蔵文化財調査年報10』、『森岳城跡Ⅱ』
平成14年 7月8日～ 8月13日	島原高校浄化槽移設	外曲輪	本調査	県	溝跡1、石組み遺構2、土坑5、集石4、瓦溜まり2、掘立柱建物跡1、柱穴列2、井戸跡1	記録保存	長崎県教育委員会2003『森岳城跡Ⅱ』、2004『長崎県埋蔵文化財調査年報11』
平成17年 8月24～31日	島原法務総合庁舎増築	外曲輪	範囲確認 調査	市	石列	記録保存	島原市教育委員会2006『森岳城跡』
平成17年 12月21～26日	島原法務総合庁舎増築	外曲輪	本調査	市	石列1	記録保存	島原市教育委員会2006『森岳城跡』

第3節 各種調査の結果

調査時期	調査要因	場所	調査区分	調査主体	調査成果	処置	備考
平成17年 1月15日～ 2月8日	長崎県雲仙活断層群 調査	二ノ丸	工事立会	県	遺構・遺物包含層なし	—	長崎県2005『雲仙活断層群に関する調査』
平成19年 8月6・7日	島原商業高校浄化槽 建設	外曲輪	範囲確認 調査	県	遺構・遺物包含層なし	—	長崎県教育委員会2009 『長崎県埋蔵文化財調 査年報16』
平成22年 3月15～18日	島原商業高校特別教室棟改築	外曲輪	範囲確認 調査	県	遺構・遺物包含層なし	—	長崎県教育委員会2011 『長崎県埋蔵文化財調 査年報18』
平成24年 9月12～14日	島原拘置支所宿舍建 設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構なし	—	島原市教育委員会2015 『森岳城跡Ⅳ』
平成25年 5月17～21日	島原城跡公園災害復 旧	本丸	整備に伴 う調査	市	No.1402石垣の根石	現地保存	島原市教育委員会2015 『森岳城跡Ⅲ』
平成25年 6月11日～ 9月26日	島原城跡公園災害復 旧	本丸	整備に伴 う調査	市	石列2・溝状遺構2・ 小穴3	現地保存	島原市教育委員会2015 『森岳城跡Ⅲ』
平成26年 5月20日～ 7月11日	島原拘置支所宿舍建 設	外曲輪	本調査 (不時発 見)	市	石垣1、溝2、石組遺構4	現地保存	島原市教育委員会2015 『森岳城跡Ⅳ』

第2-3-2表 島原城跡発掘調査一覧（報告書未刊行分）

調査時期	調査要因	場所	調査区分	調査主体	調査成果	処置	備考
平成3年 2月10・11日	売店建設	本丸	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成7年度	観光復興記念館建設	本丸	本調査	市	石列・礎石	記録保存	
平成11年 2月3日	屋外トイレ建設	二ノ丸	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成16年 4月22・23日	集合住宅建設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成21年 5月13～18日	浄化槽建設	本丸	範囲確認 調査	市	天守台根石・整地層・盛土	記録保存	
平成21年 8月5～7日	島原第一小学校校舎 建替	三ノ丸	範囲確認 調査	市	整地層	記録保存	
平成22年 5月25・26日	宅地造成	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	記録保存	
平成22年 9月13日～10 月15日	島原第一小学校校舎 建替	三ノ丸	本調査	市	石組溝1・井戸1・礎石4・ 栗石・築城時の造成土	記録保存	
平成23年 12月1・2日	島原警察署先魁公舎 浄化槽改修	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成24年 6月26日～ 8月27日	石垣崩落に係る仮設 側溝設置及び樹木伐 採	本丸	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成25年 12月5日	個人住宅建築	外曲輪	工事立会	市	築城時の造成土	記録保存	
平成26年 2月20・21日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成26年 3月24日	島原雲仙農業協同組 合本店解体工事	外曲輪	工事立会	市	築城時の造成土	記録保存	
平成26年 9月2～9日	島原図書館駐車場建 設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成26年 10月23・24日	個人住宅建設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成26年 11月19・20日	個人住宅建設	三ノ丸	範囲確認 調査	市	硬化面	記録保存	
平成26年 11月21・22日	集合住宅建設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	

調査時期	調査要因	場所	調査区分	調査主体	調査成果	処置	備考
平成27年 1月20日～ 2月24日	廊下橋パネル設置	本丸 二ノ丸	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成27年 2月13日	長崎地方裁判所島原 支部堀端宿舎ブロッ ク塀改修工事	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成28年 3月7～10日	雨水管改修工事	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成28年 10月20日～ 11月8日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成29年 5月10～22日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成29年 8月28日	個人住宅 建替え	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成29年 9月27日～ 10月9日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	礎石3・石垣3	記録保存	
平成29年 11月27・28日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成30年 2月2～13日	島原高等学校プール 解体	三ノ丸	工事立会	市	暗渠	現地保存	
平成30年 3月19～23日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
平成31年 1月15・16日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし（近現 代の埋窆あり）	—	
令和元年 7月4～9日	個人住宅建築	三ノ丸	範囲確認 調査	市	近世の整地層	記録保存	
令和元年 11月25日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 1月8日	集合住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 1月9・10日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 3月23～30日	集合住宅建替え	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 4月15・16日	個人住宅建築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 5月19日	個人住宅用浄化槽設 置	外塁線 外	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 6月3日	個人住宅解体	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 6月12～19日	集合住宅新築	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構なし・近世の包含層あり	記録保存	
令和2年 6月22・23日	島原第一中学校掲揚 台新設	外曲輪	範囲確認 調査	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 6月26日	店舗解体	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	
令和2年 12月22・23日	東城内線（官民連 携）配線計画	外曲輪	工事立会	市	遺構・遺物包含層なし	—	

第3節 各種調査の結果

(4) 植栽調査

平成26～27年（2014～2015）に島原市都市整備課により本丸と二ノ丸及び堀端の植栽状況の調査（第2-3-5図）が行われた。島原城跡においては、松と梅が多く植栽されているが、それらの中には石垣に悪影響を与えていると考えられる樹木も確認された。そこで平成27年度に島原城跡公園樹木管理検討委員会を開催し、本丸及び二ノ丸の樹木のうち、石垣天端付近にあり、石垣内部に悪影響を与える恐れのある松やセンダン等の樹木31本を伐採し、4本を剪定した。

平成27年度は応急的な措置として石垣に悪影響を与える樹木の伐採・剪定・芯止めを行ったが、検討委員会では、今後の島原城跡における植栽管理計画について、遺構の保全・景観整備・歴史性への配慮の観点から検討する必要があるとの見解が示された。また、本丸・二ノ丸の整備計画と、島原城跡全体をどのように整備していくかという保全計画を作る必要性も示された。

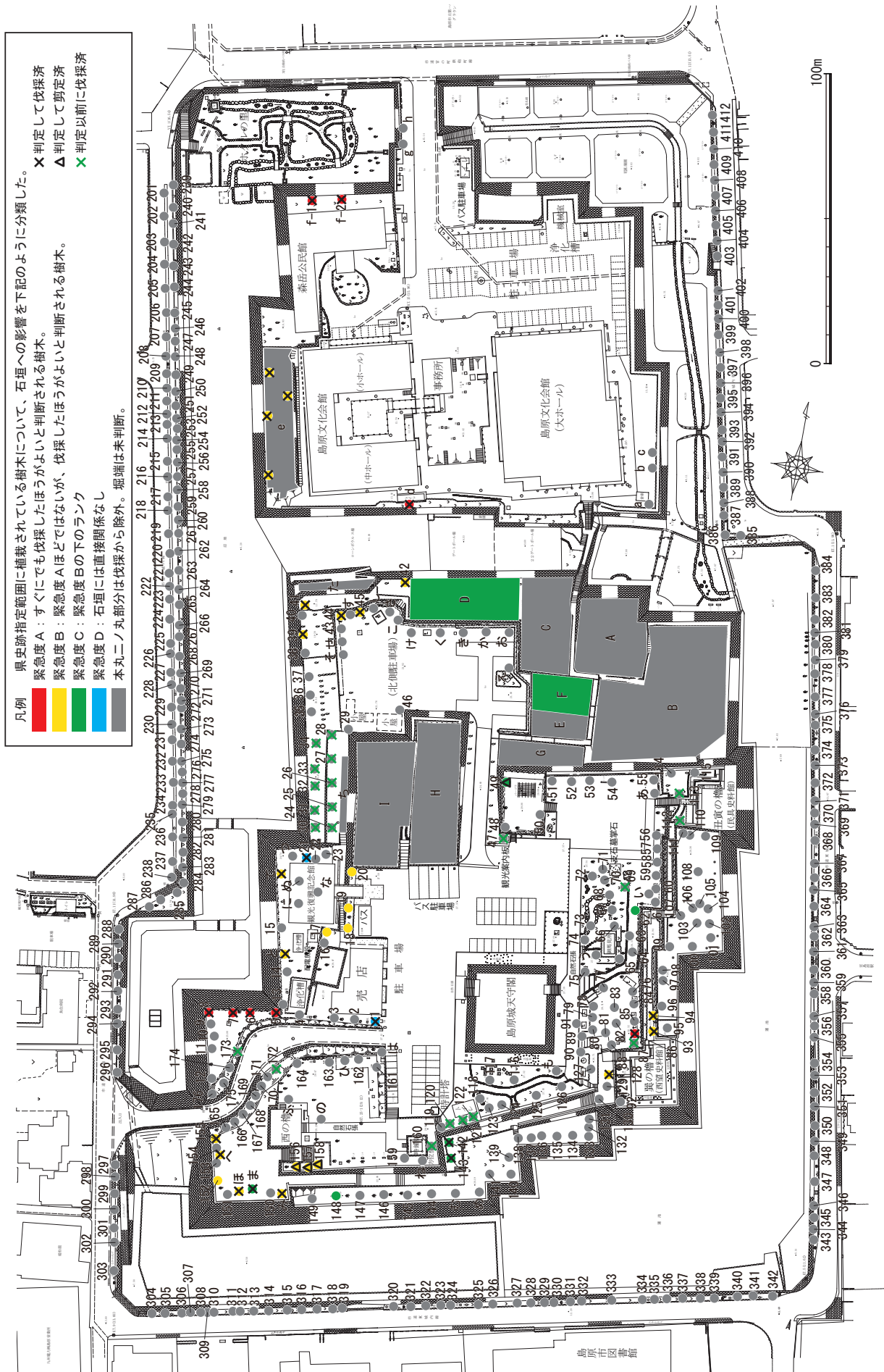
第2-3-3表 本丸内の樹木の本数

樹種	全体	石垣天端からの距離 (m)		
		$0 \leq w < 2.0$	$2.0 \leq w < 3.0$	$3.0 \leq w$
松	155	52	37	15
いちょう	3	2	0	0
まき	6	0	4	4
くす	11	0	3	6
もち	5	5	0	0
つばき	7	7	0	0
さくら	27	1	0	12
あんず	1	1	0	0
うめ	220	19	1	0
ワシントンヤシ	1	0	0	0
不明	11	3	7	0
合計	447	90	52	37

第2-3-4表 二ノ丸内の樹木の本数

樹種	全体	石垣天端からの距離 (m)		
		$0 \leq w < 2.0$	$2.0 \leq w < 3.0$	$3.0 \leq w$
松	4	4	0	0
まき	1	0	0	0
くす	7	7	0	0
さくら	21	21	0	0
ワシントンヤシ	1	1	0	0
ヒマラヤスギ	3	3	0	0
不明	1	1	0	0
合計	38	38	0	0

※樹木調査の詳細は巻末資料（178 ページ）に掲載



第2-3-5図 島原城本丸・二丸植栽状況
 (※樹木の詳細は、Ⅲ参考資料 2 樹木調査表に掲載)

第3節 各種調査の結果

(5) 指定文化財等の状況

区域内の指定文化財は、県指定3、市指定10、登録有形文化財10、登録記念物1、合計24件で詳細は第2-3-5表、所在地は第2-3-6図のとおりである。

第2-3-5表 周辺区域内の指定文化財等一覧表（令和3年2月28日現在） 名称前の※は江戸時代の指定文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
1	県	考古資料	景華園遺跡出土の一括遺物122点	大手口跡	島原市	H18.3.3
2	県	工芸品	刀 折返銘神氣 附 本阿弥光温折紙一通	本丸跡	島原市	H19.8.31
3	県	典籍	※肥前島原松平文庫	大手口跡	島原市	H25.3.29
4	市	建造物	※キリシタン墓碑（慶長八年の銘）	本丸跡	島原市	S57.4.5
5	市	建造物	キリシタン墓碑（五角柱形）	本丸跡	島原市	S57.4.5
6	市	彫刻	隠し十字入地蔵型灯籠	本丸跡	島原市	H1.12.13
7	市	建造物	切支丹“IHS” 符号入平型石碑	外曲輪	個人	H1.12.13
8	市	絵図	※市川泰朴の解体図	大手口跡	島原市	S50.12.25
9	市	考古資料	景華園遺跡の支石墓掌石（島原城）	本丸跡	島原市	S57.5.7
10	市	史跡	※御用御清水	城下町	島原市	S57.12.26
11	市	典籍	※旧島原藩日記	大手口跡	島原市	S58.6.6
12	市	書跡	※即非筆の書「高岳山」及び同扁額	鉄砲町	晴雲寺	H4.9.3
13	市	彫刻	※隠し十字入地蔵	鉄砲町	晴雲寺	H1.12.13
14	国	登録有形文化財	小早川家住宅主屋・門・※石塀・煉瓦塀	外曲輪の屋敷跡	島原市	H24.2.23
15	国	登録記念物	※小早川氏庭園	外曲輪の屋敷跡	島原市	H26.3.18
16	国	登録有形文化財	清水家住宅主屋	城下町	個人	H15.7.1
17	国	登録有形文化財	※保里川家住宅主屋	城下町	個人	H15.7.1
18	国	登録有形文化財	青い理髪館（旧小林理髪館）	城下町	個人	H15.7.1
19	国	登録有形文化財	宮崎商店店舗・焼酎蔵・煙突	城下町	個人	H15.7.1
20	国	登録有形文化財	中野金物店主屋・防火壁	城下町	個人	H15.7.1
21	国	登録有形文化財	※猪原金物店主屋	城下町	個人	H15.7.1
22	国	登録有形文化財	鶴殿家住宅旧主屋・主屋	城下町	個人	H20.10.23
23	国	登録有形文化財	※島原城御馬見所	本丸跡	島原市	H25.3.29
24	国	登録有形文化財	堤内家住宅亭	外曲輪	個人	H31.3.29



第2-3-6図 周辺区域内の指定文化財等位置図

第4節 社会的環境

島原市の人口は、44,352人（令和3年（2021）1月末現在。住民基本台帳による。）島原城跡周辺にあたる森岳地区の人口及び世帯数は第2-4-1表のとおりである。人口に大きな変化が見られない反面、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進み、住宅戸数が増加傾向にあると考えられる。これに伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地である城内での開発行為も増加傾向にある。

島原城跡が立地する島原市城内周辺は、学校や官公庁施設が建ち並ぶ場所であり、公共施設としては、保育園1、幼稚園1、小学校1、中学校1、高校2、図書館1、二ノ丸に公民館1、文化会館1がある。島原市の中心市街地を形成している。

島原城跡本丸と二ノ丸の大部分は戦後、田畑として使用され、外曲輪は宅地もしくは田畑として利用されている。また、本丸と二ノ丸を囲む堀の中にも住宅が建てられていたことが昭和22年（1947）の航空写真⁽⁵⁰⁾からも読み取れる。昭和32年（1957）豪雨の際には、堀内の水が上昇し住宅の屋根まで浸水した被災写真⁽⁵¹⁾が残っている。

本丸には、天守閣や三階櫓等が再現され、観光地として利用されている。昭和35年（1960）に西の櫓が再現されたのをはじめとして、昭和38～39年（1963～1964）には天守閣の再現、昭和47年（1972）には巽の櫓が再現され、観光拠点としての整備が行われた。天守閣再現の費用の多くは、「瓦一枚運動」などをおとした市民の寄付金が充てられた。

本丸は現在、株式会社島原観光ビューローが指定管理者として管理しており、島原観光の中心地となっている。また、「島原城薪能」など一年をとおして定期的なイベントが開催されている。

二ノ丸についても、上記イベントで駐車場や関連イベントで利用されるほか、島原文化会館や森岳公民館が所在していることから、芸術文化公演や社会教育活動の場として利用されている。

国の登録有形文化財である小早川邸は、島原市の所有となっており、株式会社島原観光ビューローが不定期に公開を実施している。

大手口の一部には島原図書館があり、2階には長崎県指定有形文化財の肥前島原松平文庫を所蔵しており、地元郷土史家のみならず、国文学者や歴史学者などが調査に訪れている。

自然災害等の対策が本市のまちづくりにおいて重要な検討事項となっており、島原城跡公園は眉山崩壊災害以外の指定緊急避難場所となっている。また、二ノ丸に建つ森岳公民館と島原文化会館が地震災害、眉山崩壊災害以外の指定緊急避難場所とされている。

交通環境は、島原城跡の東側に国道251号線と島原鉄道が南北方向に走る。島原城跡の東側には島原駅があり、島原の玄関口となっている。島原城跡の南側には県道58号線、北側には都市計画道路が東西方向に走る。城内には江戸時代からの城道が拡幅されつつも、生活道路として使用されている。島原城跡より西側には地域高規格道路「島原道路」の整備が進みつつある。

第2-4-1表 森岳地区の人口推移



第5節 長崎県史跡指定の経緯

島原城は廃城後、畑地や宅地として土地の改変が行われているが、本丸、二ノ丸の外周石垣とそれを廻る堀等、近世の遺構が残されていることや「島原・天草一揆」など歴史的な経緯があることから、平成23年（2011）8月に島原市から長崎県教育委員会へ『県指定文化財指定推薦書』を提出した。

その後、平成24年（2012）から平成26年（2014）にかけて、島原城跡の石垣について悉皆調査を実施し、石垣台帳（カルテ）の作成を行うなど石垣の現状把握を行った⁽⁵²⁾。

石垣調査に着手する直前の平成24年6月24日未明、梅雨前線豪雨の影響により、本丸の西側石垣と北側石垣の一部が崩落した。この石垣復旧工事においては、石垣が持つ文化財的価値を重視する観点から学識経験者も含めた島原城石垣復旧対策検討委員会を組織して実施した⁽⁵³⁾。このような経過を経て、平成28年（2016）2月18日に長崎県の史跡に指定された。県史跡指定範囲は、本丸の一部が私有地となっているが、それ以外はすべて島原市の所有となっている。なお、長崎県指定史跡の指定内容は以下のとおりである。

指定内容

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1. 種別 | 史跡 |
| 2. 名称 | 島原城跡 |
| 3. 所在地 | 島原市城内一丁目1181番第5ほか |
| 4. 所有者 | 島原市・民有地 |
| 5. 指定面積 | 71,703.30m ² |
| 6. 指定理由 | |

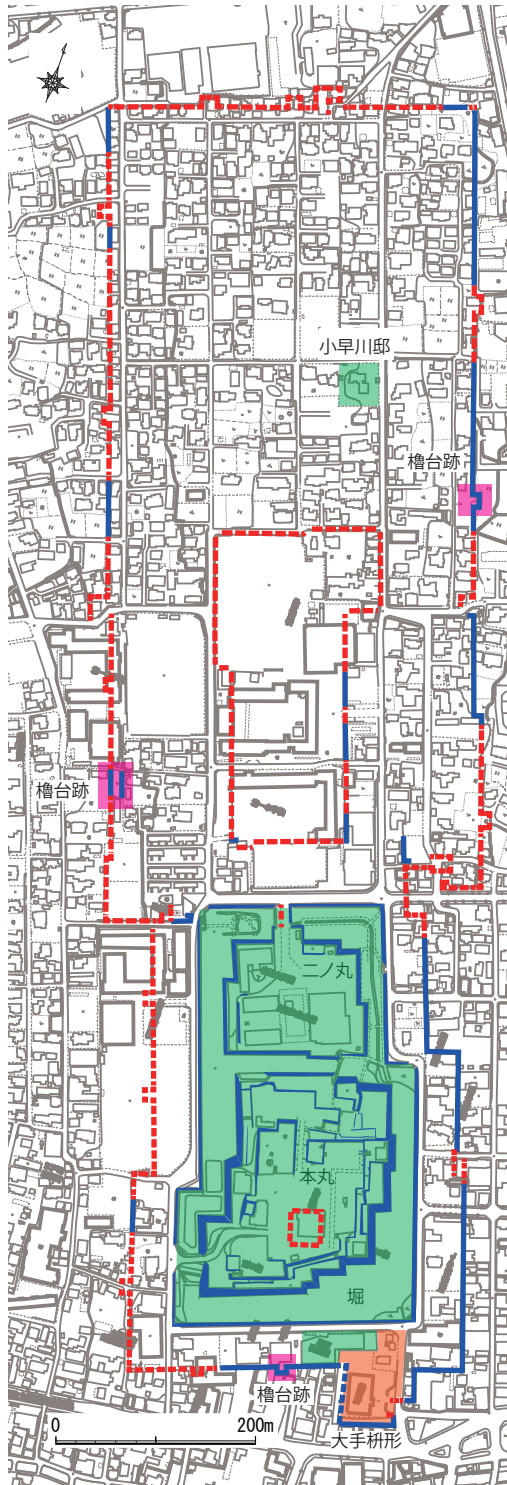
島原城は、島原市東部に位置し、雲仙普賢岳からのびる低丘陵上に築かれた近世城郭である。元和4年（1618）に松倉重政が着工し、寛永2年（1625）頃に主要部分が成立したとされる。中心部は、本丸・二ノ丸・三ノ丸が南北に並ぶ構造で、その北側には家臣団屋敷を取り込んだ外曲輪を構えて城の外郭線を形成している。敷地全体の規模は、東西約350m、南北約1,200mで、平面は長方形を基調としている。島原藩の政庁として存続した後、明治6年（1873）の廃城令で城地は民間に払い下げられ城の建物は解体された。その後、島原市が本丸・二ノ丸の跡地を買収し、本丸の公園整備に伴い昭和35年（1960）から昭和39年（1964）にかけて、天守と本丸の3基の櫓や塀が再現された。二ノ丸には島原文化会館、森岳公民館が建設され、三ノ丸及び外曲輪は市街地化が進み、学校施設や宅地が広がっている。

中世から続く森岳城跡を踏襲し構築された城郭で、江戸時代に幕府が新規の築城を原則禁止していた中で、島原城跡は全国でも数少ない新設の城郭であった。その内部構造は極めて特徴があり、大手口から本丸に至るまでの複雑な城道や30基を越える外曲輪の櫓群など、防御を意識した堅固な遺構が残っている。また本丸の入り口などには、桃山時代からの伝統的な様式の巨石石垣が認められる一方、各曲輪の高石垣には江戸時代前期の先進的技法を見ることができ、築城技術の転換期の様子が良く残っている。県内の藩庁として機能した5城（島原市島原城・対馬市金石城・平戸市平戸城・五島市石田城・大村市玖島城）の中では、敷地面積や櫓・門数、建築・石垣の規模の点で最大の城郭である。

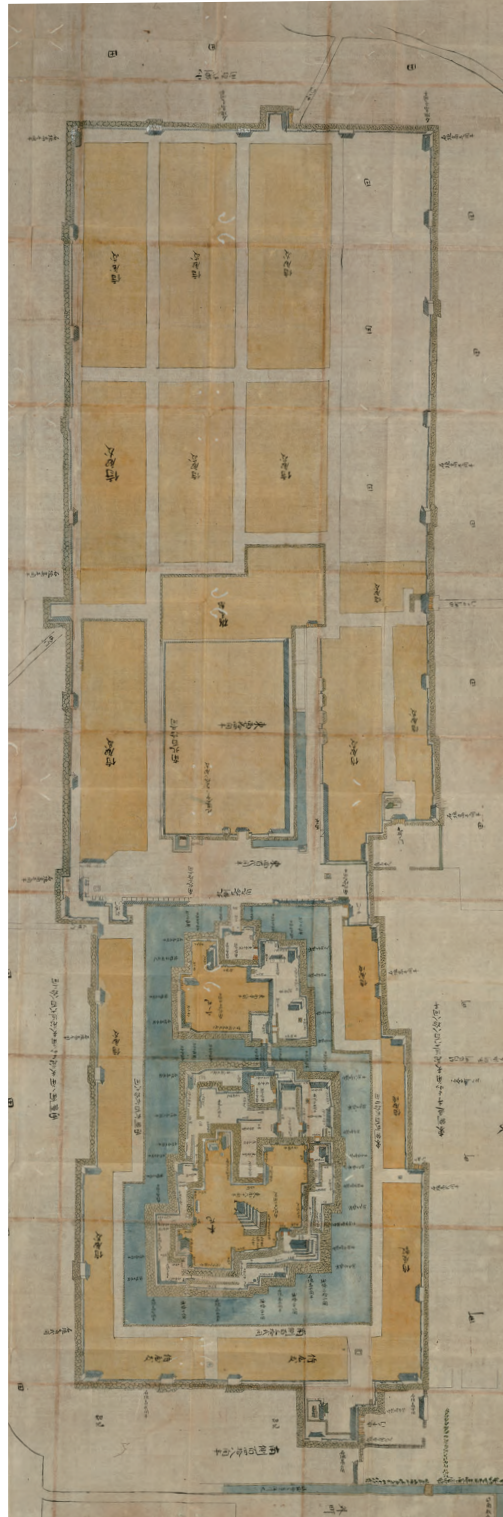
指定範囲は、本丸・二ノ丸・大手口の一部・外曲輪の屋敷跡（小早川邸）である。

島原城跡 長崎県史跡指定範囲図 平成28年2月18日

第2章 島原城跡の概要



島原城跡現況図



『嶋原之城図』(国立国会図書館所蔵)

凡	 史跡指定範囲	 江戸時代から残る石垣塁線
例		 絵図等から想定される石垣塁線
		 江戸時代から残る櫓台

第2-5-1図 島原城跡 長崎県史跡指定範囲図

【註】

- (1) 『渡邊玄察日記』（文部省震災予防評議会編『増訂大日本地震史料』第三卷（1941初版、1976復刻））
- (2) 『御石垣修復控』肥前島原松平文庫所蔵、811-5
- (3) 『泰巖公（龍造寺隆信）譜』（佐賀県立図書館受託「鍋島家文庫」）他
- (4) 松田毅一・川崎桃太訳1979『フロイス 日本史』中央公論社
- (5) 東京大学史料編纂所編1991『大日本古記録』岩波書店
- (6) 「8月14日条鍋島勝茂書状写」（『勝茂公譜考補』三坤所収文書（佐賀県立図書館『佐賀県近世史料 第一編第二巻』（1994）所収））
- (7) 『肥前国有馬古老物語』（天和2年（1682）成立、続群書類従完成会編纂『続々群書類従』第12巻1970）所収
- (8) 石毛直道・松原正毅・石森秀三・鷹素和則1992「カミ、つきもの、ヒトー島原半島の民間信仰をめぐる一」『憑霊信仰』雄山閣出版株式会社、で紹介されている。
- (9) 猛島神社社務所1983『猛島神社』猛島神社
- (10) (7)と同（『肥前国有馬古老物語』）
- (11) 『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』滋賀県甲賀市立図書館原蔵、『九州史料叢書』（九州大学九州文化史研究所内九州史料刊行会1958）所収
- (12) 神戸大学文学部日本史研究室所蔵『中川家文書』（臨川書店1987）所収
- (13) 『島原城之図』本光寺常盤歴史資料館蔵、788、資料編Ⅰ島原城関連絵図8
- (14) 鶴田倉造1994「0013佐野弥七左衛門覚書（島原図書館蔵）寛永14・10・26」『原資料で綴る天草島原の乱』本渡市
- (15) 塚原正道著『嶋原聞見閑録』壺（個人蔵、肥前島原松平文庫に複写本所蔵）
- (16) 『明治三年一月午日記』、肥前島原松平文庫所蔵、051-677
- (17) (15)と同（『嶋原聞見閑録』壺）
- (18) 島原市1976『島原の歴史 自治制編』島原市
- (19) 野中勝利2007「1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」『都市計画論文集』42-2（社）日本都市計画学会
- (20) 『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』長崎歴史文化博物館蔵13-2-2、資料編Ⅰ島原城関連絵図22
- (21) 個人蔵、資料編Ⅱ島原城跡関連写真5及び国土地理院所蔵、資料編Ⅱ島原城跡関連写真8・9
- (22) 『島原城跡保存会趣意書』県立長崎図書館所蔵、植木家資料 384-71
- (23) 「新島原」昭和25年7月19日付
- (24) 『島原大概様子書』肥前島原松平文庫所蔵、027-12
- (25) (7)と同（『肥前国有馬古老物語』）
- (26) 『肥前国高来郡嶋原城図』佐賀県立図書館所蔵、郷0921、資料編Ⅰ島原城関連絵図2
- (27) 『幕府隠密復命書』長崎歴史文化資料館所蔵、13-296、資料編Ⅰ島原城関連絵図1
- (28) 静岡県浜名郡雄踏町1970『雄踏町史』資料編3 所収
- (29) 『肥前国高来郡之内高力摂津守領分図』長崎歴史文化博物館所蔵、3・110-1
- (30) 浜の城については、西田博2017「肥前浜城と島原城下町の復元的考察」が各種絵図から考証を加えている。
- (31) 『肥前島原城之図』長崎県立図書館所蔵、3・162-1
- (32) 『森岳城図』島原市八幡神社所蔵、資料編Ⅰ島原城関連絵図16
- (33) 『深溝世紀』巻18、文公、文政7年10月朔日条（肥前島原松平文庫所蔵、71-11-12）
- (34) 島原市教育委員会『島原鉄砲町一島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書一』（2009）
- (35) 『肥前国嶋原城内外の絵図』熊本県立図書館所蔵、17-352、資料編Ⅰ島原城関連絵図6
- (36) (34)と同（『島原鉄砲町一島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書一』）
- (37) (15)と同（『嶋原聞見閑録』壺）
- (38) 『深溝世紀』巻23、今公、慶応元年9月11日条（肥前島原松平文庫所蔵、71-11-14）
- (39) 『嶋原藩土屋敷図』肥前島原松平文庫所蔵
- (40) 「島原新聞」昭和35年2月16日付
- (41) (34)と同（『島原鉄砲町一島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書一』）
- (42) 続群書類従完成会『新訂寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、1965、341頁）
- (43) 「島原新聞」昭和43年8月13日付
- (44) 布津町『布津町史』（布津町、1998、468-469頁）
- (45) 島原市教育委員会2019『島原藩主深溝松平家墓所調査報告書』島原市文化財調査報告書第18集 島原市教育委員会
- (46) 島原市教育委員会2016『森岳城跡石垣調査報告書』島原市文化財調査報告書第16集 島原市教育委員会
- (47) (27)と同（『幕府隠密復命書』）
- (48) (13)と同（『島原城之図』）
- (49) (20)と同（『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』）
- (50) 国土地理院所蔵、資料編Ⅱ島原城跡関連写真8・9
- (51) 肥前島原松平文庫所蔵、資料編Ⅱ島原城跡関連写真16・22
- (52) (45)と同（『島原藩主深溝松平家墓所調査報告書』）
- (53) 島原市教育委員会2015『森岳城跡Ⅲ - 島原城跡公園災害復旧工事報告書 - 』島原市文化財調査報告書第14集 島原市教育委員会

第3章 長崎県指定史跡島原城跡の本質的価値

第1節 島原城跡の本質的価値

島原城跡はこれまでの調査の結果から、近世城郭として希な特徴を持った遺構が残っていると判断されており、その内容についてここに列挙する。なお、内容については佐賀大学宮武正登教授による県史跡指定時の「指定理由書添付の所見書」を要約した。

(1) 立地環境と「縄張」の特徴

城地は雲仙岳の北東麓に広がる扇状地上の傾斜地にあり、旧海岸線まで300mほどの地点に立地している。東へ降りる斜面を横切るように汀線とほぼ平行する状態で構築されているため、東西の外塁線の高さが著しく異なっており、海側の東面石垣の最高比高は6mを超えるが、反対の雲仙側の西面石垣には比高1mを下回る箇所もある。言わば、眉山裾の斜面上に南北に横たわる巨大なテラスを築いたような形態で、山腹から流れ下る伏流水や地表の雨水を堰き止める格好となっており、築城には高度な治水技術の駆使が前提条件となる選地がなされている。城の全体形は東西約350m×南北約1200mの平面長方形を基調とし、北から家臣団の屋敷群・三ノ丸御殿・二ノ丸・本丸と連なる。そして堀端にも家臣団の屋敷が連なり、北部とあわせて外曲輪が構成されている。こうしたシンプルな構成は、織豊系城郭とは異なる、近世城郭の完成様式の一つともいべき縄張となっている。



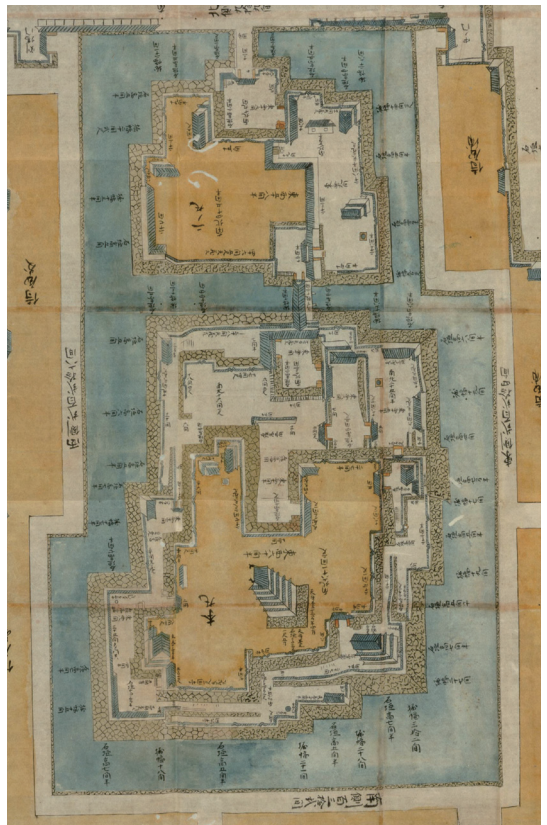
島原城航空写真

①本丸

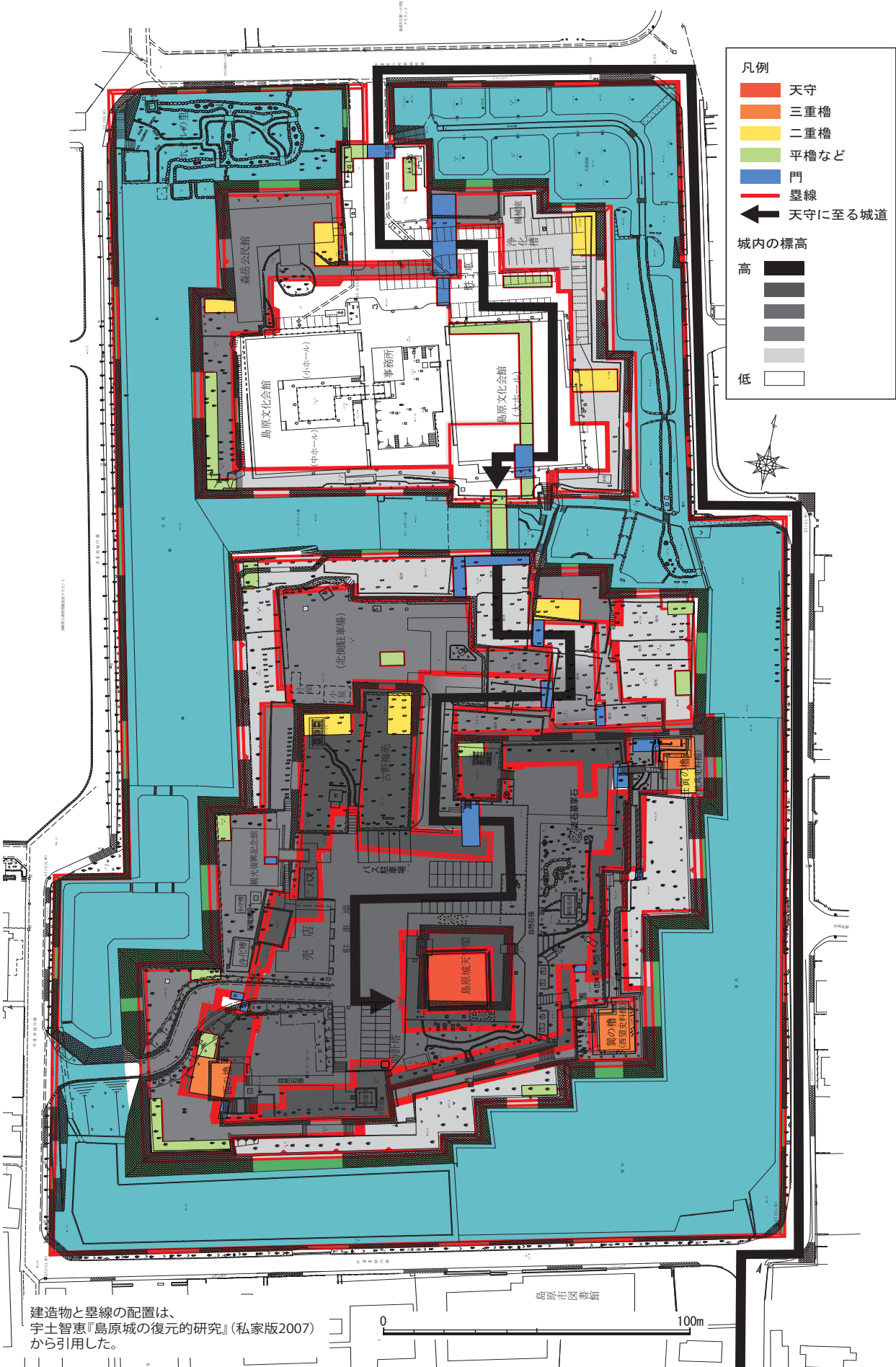
城内の最南に位置する本丸は、最高所の北西隅櫓付近で標高29.6mを測る。敷地規模は南北長軸約220m・東西長軸190mで、南西隅部が西方に突出して大きな「横矢掛け」を形成している。

南東隅から東面全体にかけての塁線では6箇所の折曲箇所（出隅部）が連続する見事な「屏風折れ」の石垣群を構築し、この城の特徴的景観を形成している。これにより大手口を通過し堀際の狭長な外曲輪を北上して二ノ丸へ向かう敵への全体俯瞰と一斉射撃が可能となる。同所の堀（本丸南の東端部）が城内最大の幅約65mであるのも、このエリアの防備を最重視している姿勢を物語っている。また、本丸南東隅の隅角部を増やし、本丸の土圧や浸透水・堀水の滞留に対する石垣塁面の耐久性を向上させる土木工法上の工夫も見られる。

北面中央には「廊下橋」を経由する唯一の虎口があるが、搦手に該当する虎口を他に持たないため戦時には本丸自体が孤立状態となりかねない。ただし、この種の設計理念は豊後佐伯城（大分県）・和泉岸和田城（大阪府）・美濃大垣城（岐阜県）など他例にも認められ、決して特異な「縄張」ではない。本丸大手に相当するこの虎口は、東袖に二重櫓を持ち、西側に折れる



『嶋原之城図』 本丸・二ノ丸



第3-1-1図 島原城跡 縄張復元図(本丸・二ノ丸)

第1節 島原城跡の本質的価値

「内枳形」を形成する。さらにここを通過した先の空間も周囲の塁壁によって連続4回のコースターンを強いる複雑な通路となっており、本丸の北半全域を占める南北110mもの巨大な一つの虎口空間を形成していた。つまり、本丸内はこの虎口及び付随する帯曲輪群から構成される北半エリアと、天守を中心とする南半エリアとの二重構造になっており、両者間は8～10mの段差を介して区分されていた。

南半エリア域の外周全体には幅8～20mの帯曲輪が取り巻いていて、その角部に6基の隅櫓を備え、味方同士の矢の相打ちを防ぐためにそれぞれに段差や配列関係を変える工夫がなされている。かつて本丸全体では3層櫓が3基（丑寅櫓・西櫓・巽櫓）築かれていたが、これは数万石クラスの中小大名の居城の格式としては異例である。それが所謂「一国一城令」施行後に外様大名が新たに築城したことは極めて珍しく、島原の領地と拠点となる城として重要視していた幕府側の政治姿勢がうかがえる。

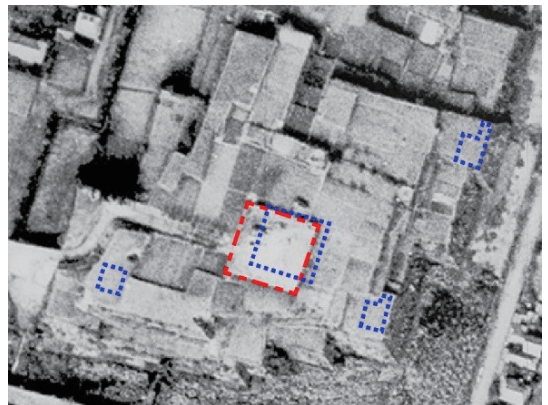


本丸南東部分

②天守

天守は、各種絵図等から外観五層と推定されているが、信憑性のある藩政期史料に乏しく、具体的規模については検討の余地が多い。

明治時代初頭に編纂された『深溝世紀』巻18によると、高さは天守台高3間を含む17間1尺5寸（1間6.5尺換算で約33.8m）で平面の大きさが12間四方（1辺23.6m）とされる。また、国立国会図書館所蔵『嶋原之城図』にも「十二間半四方」との注記があり、『深溝世紀』とほぼ一致している。一方、明治8年（1875）『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』には10間4尺四方（1辺約20.5m）とあって、この相違は前者が天守台根回りの寸法で、後者がその天端の天守初層の大きさを指すと解釈できる。



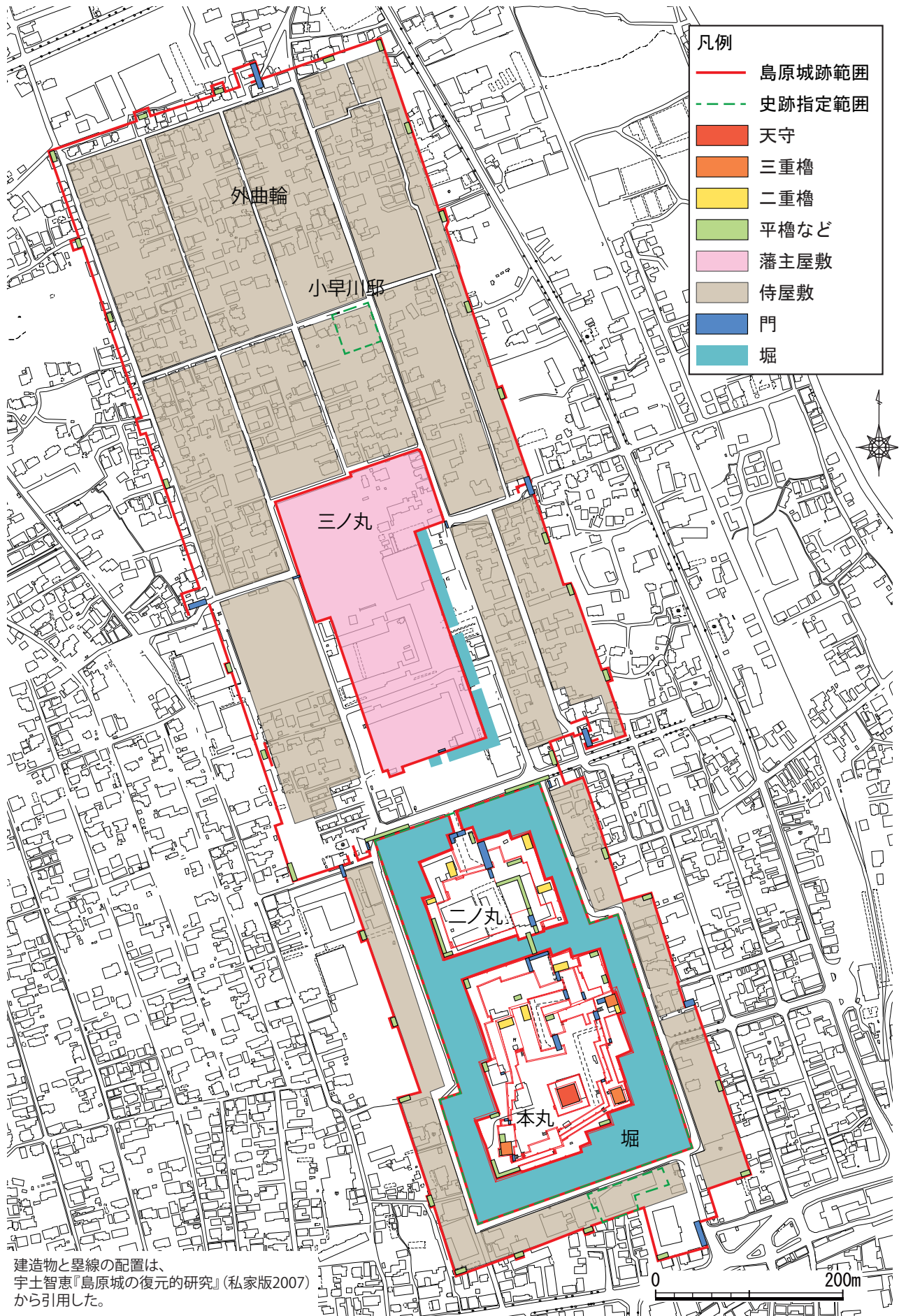
本丸航空写真
青破線は模擬天守と櫓、
赤破線は本来の天守台

ところが、昭和38年（1963）まで残存していた天守台（模擬天守建設時に解体）の実物規模を昭和22年（1947）の米軍撮影空中写真や旧地形図などから復元すると、約35m四方あって上記の寸法よりも一回り大きくなる。

このことから本来は、天守本体の外周に幅5mの「犬走り」を持つ2段構造の天守台か、もしくは天守台の四隅のいずれかに天守を寄せた小型の「天守曲輪」型式の構造物であったと推定される。

③二ノ丸

本丸と三ノ丸との中間にある二ノ丸は、東西約140m・南北約130mを測り本丸よりも8～10mほど低位置にある。西面・東面の堀に面した帯曲輪を中央部の空間よりも高く築き櫓が配置されており、曲輪内外に対する防御の主要部となる。本丸へ連絡する廊下橋の渡口と、割場へ渡る土橋手前にそれぞれ「内枳形」が設けられ、両者間を曲輪東半の通路で連絡する構造となっている。この通路の東側は、1mほど高まっていたと推定でき、西側には大長屋が配置され、敵が曲輪内を通過して本丸へ向かう動きを東西から牽制する構えをなしており、加えて通路の平面形も、土橋から連続6回折れ曲がらないと廊



第3-1-2 図 島原城跡 縄張復元図（外曲輪）

第1節 島原城跡の本質的価値

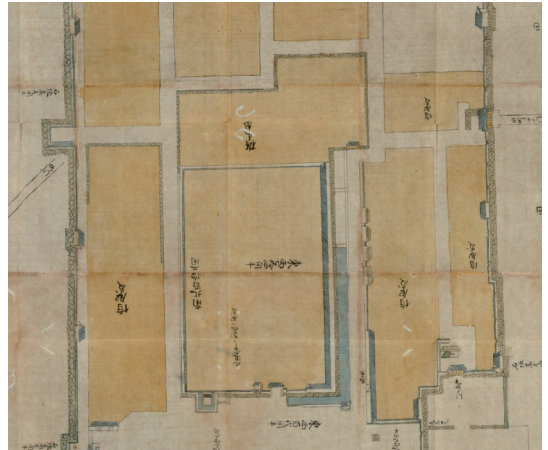
下橋に到達できない複雑な動線設計となっている。

要は、二ノ丸全体が本丸防衛を目的とする巨大な「馬出」としての機能を副次的に備えていたことが理解できる。そうした性格は、南西隅の多門櫓や東半部通路を画する大長屋といった建築物にも反映されており、大人数の城兵を同時に配置できる施設が、動線と一体となって本丸防衛の役目を果たす内部構造となっている。

④三ノ丸（藩主屋敷）

三ノ丸は東西長軸約160m・南北約310mの、平面長方形を基調とした曲輪である。本丸と二ノ丸が堀に囲まれて一体的空間になっているのに対して、三ノ丸はその北隣にあるものの外曲輪との同化が著しく、周囲の家臣団屋敷地区と同じ街区の一部のような体裁にあった。

それでも、国立国会図書館蔵『嶋原之城図』を始めとする古絵図類の描写では、周囲を石垣で囲み南東隅から東辺にかけて堀（幅6間）を併走させることで曲輪としての排他性を維持している。寛政2年（1790）製作『肥前国島原城絵図』等の江戸中期以後の古絵図類から見るに、南面中央にメインの門を置き東面の南寄りにも脇門を設けていた。南西隅には櫓台状の突出部を付随させ、北東隅一帯を「大横矢」に見立てて張り出させている。藩主の「屋敷」と注記した絵図もあり、本丸・二ノ丸の補佐的空間というよりも藩主の常御殿としての自立性が保たれた平面構造と解釈できる。



『嶋原之城図』 三ノ丸

⑤外曲輪と各虎口

外曲輪は、本丸・二ノ丸・三ノ丸の外周をめぐる広大な空間を指し、上・中級家臣団の屋敷地区となっていた。前述したように、海に向かって傾く山裾に立地した城の外郭であるため、三ノ丸周囲から以北は南北に長い4列の屋敷ブロックが相互間に3m強の段差を伴って、西から東へ雛壇状に下がりながら並走している。このような地形であるため、西側塁壁の外からの比高は極端に低く、しかも城外へ200mほど離れただけで曲輪内よりも標高が10m前後も高くなる。このため外曲輪の西側面の防衛をカバーする必要性が生じた結果、外塁線に平行する形態で鉄砲町が設営されたと想定される。下級武士の屋敷地区が城の主要部よりも高所を占有して隣接するという、近世城下町としては類例の少ない個性的なプランが成立したのは、地形上の制約による外曲輪の防衛上の短所を克服するための措置であったと考えられる。



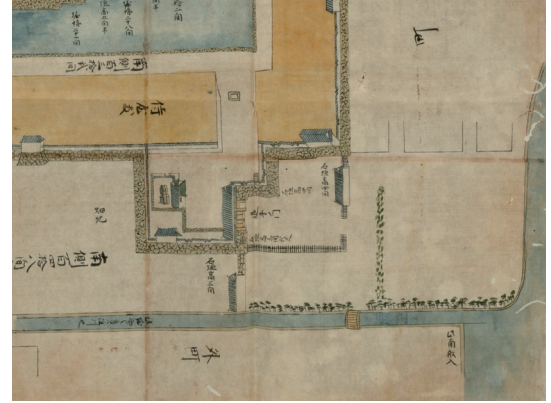
南側外曲輪の櫓台

また、そうした弱点を築城技法面から補うため、外塁線上には31基にのぼる単層櫓が100m（1間6.5尺換算で50間）間隔を基準にしながら規則的に設営されている。それも櫓台の突出方向を城内側・城外側と交互に繰り返す配列となっていて、櫓から城外への迎撃時の死角の解消と、城内への侵攻時を想定した対処策が計算された火砲主体の完成期城郭ならではの「縄張」がなされている。

この外曲輪から城外へ連絡する虎口は、南辺東寄りに大手門、北面中央に諫早門、西辺に桜門と西不明（虎口）門、東辺に田町門、先魁門と東不明（虎口）門と、計7箇所虎口が開口していた。このう

ち諫早門・桜門・大手門は攻撃性の強い「外枡形」で、田町門・西不明門・東不明門・先魁門は防御重視の「内枡形」型式を取っている。しかし、西不明門と先魁門は城全体の間中部の導入口にして、中心部（本丸・二ノ丸）と侍屋敷地区の主体部とを分断する堀岸白地（「割場」）の両端に開口する要所に当たるため、西不明門では北袖墨線を大きく張り出した「袖枡形」型式とし、先魁門では門外に石塁と水路で枡形様の緩衝区画を整えて守備力を増強している。

これらの虎口空間の中でも大手口は、東西75m・南北55mという単独の曲輪並みの規模を誇る枡形空間から構成されており、大手門自体は上層渡櫓型式の二階門をなしていたことが絵図類から推定できる。その正確な規模は不詳だが、扉口の幅員（＝下階桁行）だけでも28m（14間）以上と現況からは想定でき、搦手口に当たる諫早門が3間×14間を計ることから、それよりも壮大な建築物であったと見なせる。枡形南西隅には明治8年（1875）の解体時に2.5間×6間の平櫓が残っていたが、南面全体が幅3間強の石塁となっていて、本来は総長50m（25間）に達する多門櫓が置ける設計になっていた。さらに門外には先魁門と同様に柵と長屋からなる区画を設けて前衛空間としている。旧島原港との直結と、大手川南岸に展開していた戦国期の先行集落（浜の城の城下集落とも）の再編・同化を目的として防衛の力点を集中させた結果、特大の大手口空間が本丸の背後という特異な位置に成立したと見るべきである。その意味において、大手口自体が城南と港に向けての「出丸」に相当する機能を兼備していたと解釈できる。



『嶋原之城図』 大手

（2）残存遺構の概要

現在、本丸内部は「島原城跡公園」として観光地化が進み、天守、3基の三重櫓、塀などの模擬的再現がコンクリート建築によってなされているほか、休憩所（売店）や便益施設等が設けられている。昭和38年（1963）の模擬天守建設の際には現存していた天守台石垣を解体撤去し、本来の位置よりも東側に大きさの異なる天守台を新規に造って上屋を建てている。したがって周囲の駐車場舗装下の地中には元の天守台根石部が残存している可能性があり、将来的な調査と保全策の検討が必要である。

外周の石垣については、昭和6年（1931）に公園用通路の貫通のため南西側墨壁が開削されたほか、北面西端付近が近代以降の果樹畑に開墾されているが、他の部位は概ね残存状態は良好である。特に南西角部の高さ約17mに達する石垣はこの城の白眉とも言うべき遺構で、我が国の城郭石垣の完成段階直前における「算木積み」型式を色濃く残した歴史的構造物としての価値を誇る。

さらに、二ノ丸からの廊下橋を受ける正面枡形虎口の石垣構成だが、面径最大3mの「鏡石」が5個も組み込まれているほか、縦長2.4mを測る「立石」が隅角部に使用されている。これらの巨石群は織豊政権が推進した築城技法に基づく所産で、特に豊臣系城郭において発展を遂げた近世城郭石垣の代表的仕様であり、城内の主軸ルート上の石垣に配置することで城主権力の顕示を果たしたモニュメントの



本丸南西石垣



本丸枡形虎口の鏡石

第1節 島原城跡の本質的価値

一種である。これらの遺構の存在によって、島原城が豊臣秀吉の大坂城や肥前名護屋城の系譜を引く城の特徴を有することが証明される。

二ノ丸は島原文化会館と森岳公民館の敷地となっているが、西面の多門櫓台と南面石塁、それに北側枡形虎口を構成する櫓台が残されている。外周の石垣はほぼ旧態を維持しており、塁線自体は藩政期からの大きな変化はない。

本丸・二ノ丸を囲む堀だが、水堀としての旧景観が維持されているのは本丸南東側のみで、他は埋め立てられて堀底に花壇や散策路、ゲートボール場等が設置されている。

三ノ丸は第一小学校と島原高校の敷地となっていて、東辺石垣の一部が見られるものの基本的に地表上での遺構の視認は困難である。平成11（1999）・12（2000）・14年度（2002）に施設改築等に伴って県教育委員会による発掘調査が実施され、区画堀の一部や大型石組土壇（蔵跡か）、石敷跡や建物礎石、瓦溜まり等のさまざまな遺構が発見され、藩主御殿を構成する施設跡が広範囲に残存することが確認できた。



水堀の景観

外曲輪内は大半が市街地化して住宅密集地と化しているものの、現況の街区は江戸期の「侍屋敷」ブロックを踏襲していて道路の主軸も大きくは改変されていない。民家敷地も旧武家地の屋敷割を継承している例も多く、特に藩主別邸「常盤御茶屋跡」から藩老佐野家屋敷跡（現：小早川邸）にかけての一带では藩政時代の曲輪内の平面構造が維持されている。

特筆すべきは同地区の水利施設が良く残っている点である。治水・土木技術を応用して湧水を処理し、利活用することによって用水網が完備され、雲仙岳の扇状地を堰き止めるように築かれた島原城の特性を、現在も機能し続ける石組水路や分流堰・溜枡等の遺構群を目の当たりにして理解することができる。



小早川邸の水路

外塁線全体の遺存状態だが、東辺の約70%以上で石垣の痕跡を留めており、その他の塁線上でも断続的に石垣が残る。しかしながら、かつて31基も並んでいた櫓台群の形状を地表上で迎えるのは3基のみである（他に1基が島原振興局総合庁舎の建物内に隠れている可能性あり）。このように重要な場所であるが、平成31年（2019）3月に新馬場町の櫓台の一部が住宅建設工事で破壊される事案が発生しており県史跡への追加指定等、積極的な保存方策の検討が急務である。

各虎口の大半が車道整備の過程で旧態を損なっている中、大手口だけは枡形のアウトラインを残しており、現在は長崎地方裁判所島原支部の敷地となっているが石垣及び櫓台の形状は遺存している。北側官舎敷地における平成26年（2014）実施の発掘調査では、堀の水位調節や曲輪内排水のために幕末頃に整備された石組堅坑や水路跡等が検出された。築城の当初から宿命づけられた当城独特の“湧水との戦い”の様を如実に示すとともに、城の維持管理の具体例が分かる全国的にも珍しい遺構を確認している。



水路と石組堅坑

(3) 総合的評価

①築城時期の希少性

我が国の近世城郭は関ヶ原戦後の1600～1610年代に大半が創出され、慶長20年（1615）の「一国一城令」施行後は現状維持が基本方針となった。その後の築城技術は大坂城や江戸城などの公儀普請の中で鍛錬され、1630～1650年代には日本城郭の完成段階を迎える。

こうした流れの中で成立した島原城は、幕藩体制の根幹をなす諸国の城郭統制下でありながら、新規に築城された全国的にも数少ない存在である（約800箇所の中、幕末の海防政策による築城を除けば元和以降の新城は12箇所のみ）。それも4万石という外様の小大名の本城としては、天守や主要櫓のグレードを他例と比較しただけでも、異常に大規模な造作であると言える。

その要因に関しては、平戸・長崎・口之津などかつての南蛮貿易拠点港津と至近にあり、キリシタンの代表的な集住地域で、佐賀（鍋島氏）・熊本（加藤氏）・柳川（田中氏）といった国内屈指の外様の雄藩領と有明海を共有する地勢条件下にあったこの地域を、幕府が特に重要視した結果と考えられる。つまりこの城跡は、幕政初期における島原半島の政治・外交上の特殊性を反映した遺跡と捉えられる。

②歴史的意義

元和2年（1616）に入部した松倉重政は、キリシタン文化の影響が強く残る旧領主有馬氏の日野江城・原城を廃し、4万3千石の藩府に島原の森岳を選択して本格的築城を開始した。その後、島原城は藩庁として機能するが、松倉勝家の治世中に有馬氏の旧臣や領民が蜂起する「島原・天草一揆」が寛永14年（1637）に勃発。幕藩体制初期の重大な事変において、島原城は緒戦の舞台となった。

③堅牢性の証明

寛永14年（1637）に蜂起した一揆軍5・6千人が島原城に押し寄せ、城下町が焼き払われる。各虎口が攻め立てられ、大手門は二尺四方が破壊されるが「要害能候故容易に不破得」、一ヶ月余りの籠城戦を持ちこたえる。また、藩主松平忠恕の治世中、寛政4年（1792）一月に普賢岳が噴火し、同年四月朔日に「島原大變」と呼ばれる眉山の大崩落が起こる。地震による眉山の崩落と大津波で島原の城下町は壊滅的な被害を受け、島原城の外塁線南東側に津波が押し寄せ、本丸、二ノ丸、外曲輪の石垣崩落や櫓の瓦の落下などの被害を受けるが、その後も藩主の居城として存続している。大坂の陣から幕末までの間で実戦を経験し、島原大變も耐えた全国的にも数少ない城郭である。

④構造上の卓越性

島原城の「縄張」は、シンプルな全体平面形に対して枳形空間を駆使した虎口を完備し、中国都城の「馬面」やヨーロッパ城塞都市の堡壘にも共通する規則的配列の櫓台群を設け、本丸・二ノ丸を政庁・御殿としての用途ではなく完全防衛用の空間に特化するなど、完成期に差し掛かった城郭様式の特徴を各部位に配分した個性的内容を持つ。中でも二ノ丸から本丸にかけて設けられた連続11回の折曲城道は、熊本城跡（国指定特別史跡）本丸南側の御殿下通路と並ぶ、当該段階の築城法の頂点とも言える構造であり、このことは、島原・天草一揆における一揆勢との戦いで包囲戦を守り抜いた事で証明されている。

⑤築城技術面での希少性

最も遺存度が高い石垣群は、野面・粗加工石から精加工石（所謂「切石」）への転換が顕著となる1630年代の城郭石垣の直前段階に属する特徴を色濃く残した部分が多く見られ、実例が少ない1620年代における石垣構築技術の指標的存在として極めて高い価値を持つ。一方、本丸枱形虎口を構成している巨石使用の石垣は伝統的様式に基づく仕様で、「極楽橋」（廊下橋）とのセットにより桃山期の築城観を継承した空間を形成していた。こうした近世初頭の過渡的要素を具有している点も、島原城の大きな特性と言ってよい。

⑥高度な治水技術

雲仙岳の扇状地に南北に横たわる巨大なテラスを築いたような形態の城で、山腹から流れ下る伏流水や地表の雨水を堰き止める格好となっており、築城には高度な治水技術の駆使が前提条件となる選地がなされている。治水・土木技術を応用した湧水の処理と利活用による用水網の完備の実態を、現在も機能し続ける石組水路や分流堰・溜枱等の遺構群を介して可視的に理解することができ、特に藩主別邸「常盤御茶屋跡」から藩老佐野家屋敷跡（小早川邸）にかけての一带では藩政時代の曲輪内の平面構造が維持されている。また、堀の南東から大手口の地下には、堀の水位調節や曲輪内排水のために整備された全国的にも珍しい石組堅坑や水路跡が残存している。

⑦県下にある近世城郭の中での重要性

近世期と思われる遺構等が残る長崎県内の城郭は17カ所を数えるが（島原城・金石城・清水山城・撃方山城・亀丘城・勝本城・平戸城・石田（五島）城・玖島（大村）城・大村新城・松岳城・梶谷城・原城・日野江城・金山城・高城・俵石城）、そのうち藩庁として近世社会の政治拠点の地位を保ち続けたのは島原・金石・平戸・石田・玖島の5城である。島原城はその中で最大面積を誇る城郭である上、石垣の高さや堀幅、櫓・門の数や建築規模など城郭を構成する基本的要素のボリュームについても他の城跡を凌駕している。

第2節 島原城跡の本質的価値の構成

前述した島原城跡の総合的評価から以下のように本質的価値をまとめる。

①築城時期の希少性

慶長20年(1615)の「一国一城令」施行後、幕藩体制の根幹をなす諸国の城郭統制下にありながら、元和4年(1618)から7年間の工期を経て新規築城された全国的にも数少ない城郭である。

②歴史的意義

元和2年(1616)に入部した松倉重政は、キリシタン文化の影響が強く残る旧領主有馬氏の日野江城・原城を廃し、島原を城地と定め築城した。その後、島原城は藩庁として機能するが、松倉勝家の治世中に有馬氏の旧臣や領民が蜂起する「島原・天草一揆」が勃発。幕藩体制初期の重大な事変において、島原城は緒戦の舞台となった。

③堅牢性の証明

寛永14年(1637)に蜂起した一揆軍5・6千人が島原城に押し寄せ、城下町が焼き払われる。各虎口が攻め立てられるが、「要害能候故容易に不破得」、一ヶ月余りの籠城戦を持ちこたえる。寛政4年(1792)年四月朔日に「島原大変」と呼ばれる眉山の崩落と大津波で島原の城下町は壊滅的な被害を受け、島原城も被害を受けるが、その後も藩主の居城として存続する。大坂の陣から幕末までの間で実戦を経験し、未曾有の災害も耐えぬいた全国的にも数少ない城郭である。

④構造上の卓越性

シンプルな全体平面形で規則的配列の櫓台群を設け、枡形空間を駆使した虎口を完備し、本丸・二ノ丸を政庁・御殿ではなく防御の空間に特化するなど、元和・寛永の完成期に差し掛かった城郭様式の特徴を各部位に配分した「縄張」は、当該段階の築城法の頂点ともいえる。

⑤築城技術面での希少性

1620年代に築かれた石垣群は実例が少なく、当時の築城技術の水準を窺い知ることのできる希少な事例として価値が高い。また、かつて存在した廊下橋から本丸枡形虎口を構成する鏡石群へ続く景観は、桃山期の築城観を継承した空間を形成しており、近世初頭の過渡的要素を具有している点は島原城の大きな特性である。

⑥高度な治水技術

城の形状が山腹から流れ下る伏流水や地表の雨水を堰き止める格好となっており、築城には高度な治水技術の駆使が前提条件となる選地がなされ、湧水の処理と利活用による用水網を完備し、屋敷を跨ぐ石組水路や分流堰・溜枡等が現在も機能している。全国的にも珍しい石組堅坑や水路跡が残存している。

⑦県下にある近世城郭のなかでの重要性

長崎県下において、近世期に政治拠点として地位を保ち続けた城郭の中でも最大の面積、規模を誇り、長崎県の近世城郭の代表である。



島原城跡の本質的価値

- ・ 一国一城令後に新規築城され、島原・天草一揆の舞台となったこと。
- ・ 実戦で証明された防御に特化した縄張りと、元和・寛永期の石垣構築技術と鏡石群など桃山期の築城観を併せ持ち、治水技術を活かした湧水の水路等が現在も機能し続けていること。
- ・ 江戸時代に藩庁として機能した県内の城郭の中で最大規模の近世城郭であること。

第3節 島原城跡の構成要素の特定

島原城跡の本質的価値については前節で示したとおりであるが、県史跡指定範囲には築城当時の姿及びその機能を残している城の価値そのものと、近現代の土地利用の過程で改変された城本来の姿と異なるものがある。また、島原城が築城される以前の石造物等も残されている。

島原城跡は、明治6年（1873）の廃城後、明治9年（1876）頃までにほとんどの建物が解体されたと考えられる。このことを踏まえ、島原城跡の構成要素について明治時代を境として第3-3-1表のように整理する。

第3-3-1表 島原城跡の構成要素

項目		定義
江戸時代に作られたもの	県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素	島原城跡に所在する曲輪・虎口・堀・水路・石垣・石塁などの土木構造物や、建造物及び地下埋没遺構など
明治時代以降に作られたもの	史跡の公開のため設置されたもの	史跡の本質的価値や歴史的な経緯を説明するために設置されたもの
	公園・観光・文教施設等に付随するもの	公園・観光・文教施設等に付随して設置されたもので、島原城跡と関係がないもの
	公園・観光・文教施設等	公園・観光・文教施設等として設置されたもので、島原城跡と関係がないもの

第4節 島原城跡の構成要素の分類

島原城跡に存在する構成要素について、第3-4-1表にまとめる。

第3-4-1表の、「県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素」の「場所」欄の網掛けは、第6章で示すゾーン区分に対応している。本丸・二ノ丸は全てがAゾーン（県史跡指定範囲）である。三ノ丸はCゾーン（Bゾーン以外の将来の県史跡指定追加候補範囲）であり、外曲輪は、帯曲輪の一部と小早川邸がAゾーン、大手口と櫓台がBゾーン（県史跡指定追加候補範囲）、それ以外はCゾーンである。

第3-4-1表 島原城跡の構成要素 一覧

江戸時代に作られたもの				明治時代以降に作られたもの							
項目	県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素			県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素							
				史跡の公開のため設置されたもの		公園・観光・文教施設等に付随するもの		公園・観光・文教施設等			
定義	島原城跡に所在する曲輪・虎口・堀・水路・石垣・石塁などの土木構造物や、建造物及び地下埋没遺構など			史跡の本質的価値や歴史的な経緯を説明するために設置されたもの		公園・観光・文教施設等に付随して設置されたもので、島原城跡と関係がないもの		公園・観光・文教施設等として設置されたもので、島原城跡と関係がないもの			
選地	場所	分類	要素	分類	要素	分類	要素	分類	要素		
大 手 川 （ な る 川） と 北 川 （ 車 川） に 挟 ま れ た 扇 状 地 の 東 端	本丸	曲輪	内周上段石垣 内周下段石垣 外周石垣	サイン等	史跡説明板等	観光施設	料金所	観光施設	休憩所(売店)		
		虎口	鏡石群 埋門				便益施設		しまばらめぐりんバス停 車中泊関連施設	観光復興記念館 鐘撞堂 時計塔 駐車場	
		櫓台	櫓台1(二階櫓) 櫓台2(平櫓) 櫓台3(二階櫓)				インフラ設備		配電施設 浄化槽	投光器 倉庫	
		地下埋没遺構	天守台根石 石列状遺構 井戸				道路		車路 歩道(堀石垣入隅上部)	模擬天守 (キリシタン史料館)	
		堀	石垣				植栽		古野梅苑 梅園(本丸枳形)	模擬櫓(西の櫓、巽の櫓、 丑寅の櫓)	
		水利施設	石組水路				藤棚		その他植栽	模擬堀	
		井戸	井戸(2基)				サイン等		その他のサイン等	記念碑等	松倉重政公御祭祀の祠 銅像 記念碑
		建築物	「島原城御馬見所」 ※本来は三ノ丸に存在							公園施設	ゲートボール場 ほたるの里跡地 菖蒲園跡地
		橋	廊下橋							永久標識	三等三角点標石
		二ノ丸	曲輪				内周石垣 外周石垣				便益施設
	橋		土橋			インフラ設備	浄化槽 都市ガス・電話線 配電施設	記念碑等	記念碑		
	櫓台		櫓台1(多門櫓・二階櫓・弓櫓) 櫓台2(一之鉄門)			植栽	桜 その他植栽				
	石塁		石塁			サイン等	その他のサイン等				
	地下埋没遺構		井戸								
	三ノ丸	曲輪	石垣・平坦面								
		水利施設	石組水路								
		地下埋没遺構	堀・石垣・井戸・石敷遺構 礎石・掘立柱建物跡 土坑・橋脚								
	外曲輪	曲輪	外塁線石垣 帯曲輪の一部(松平勘解由邸跡)					公共施設	島原図書館		
		馬場	馬場								
		虎口	大手口 その他の虎口 石垣・礎石								
		櫓台	平櫓								
		侍屋敷	小早川邸 佐久間邸跡								
		水利施設	石組水路 湧水点 石組竪坑								
		地下埋没遺構	溝跡・礎石・掘立柱建物跡・井戸								
		藩主別邸	園地(「常盤御茶屋跡」)								

第3-4-2表 現存する建築物

名称	旧所在地	現所在地
北門(諫早門)	外曲輪北側	江東寺
北門(諫早門)門扉	外曲輪北側	島原城民具資料館
常盤御殿	外曲輪	本光寺常盤歴史資料館
唐門	不明	鉄砲町売店敷地内
二ノ丸御門	二ノ丸	小浜歴史資料館
赤門	不明	布津町丙

第3-4-3表 島原城跡に関連する文化財

名称	所在地
浜の城	島原市新町・中堀町周辺
鉄砲町 <small>まち</small>	島原市江戸丁・古丁・下の丁・中の丁・上の丁・下新丁・上新丁・新建
松倉重政墓	島原市中堀町 江東寺内
高力忠房供養墓碑	島原市寺町 快光院内
深溝松平家墓所	島原市本光町 本光寺内
「御用御清水」	島原市城内一丁目

第3-4-4表 島原城築城以前の遺構など

場所	名称	時代
本丸	キリシタン墓碑3基	中世
	キリシタン墓碑1基	慶長8年
	「隠し十字入地蔵型灯籠」	中世
三ノ丸	龍造寺隆信供養碑	中世
外曲輪	隆信公家来一同之碑	中世
	「IHSキリシタン符号入平型石碑」	中世

第3-4-5表 その他の石造物など

場所	名称
本丸	「景華園遺跡の支石墓掌石」 (景華園遺跡より移設) 石祠 石樋
二ノ丸	道祖神

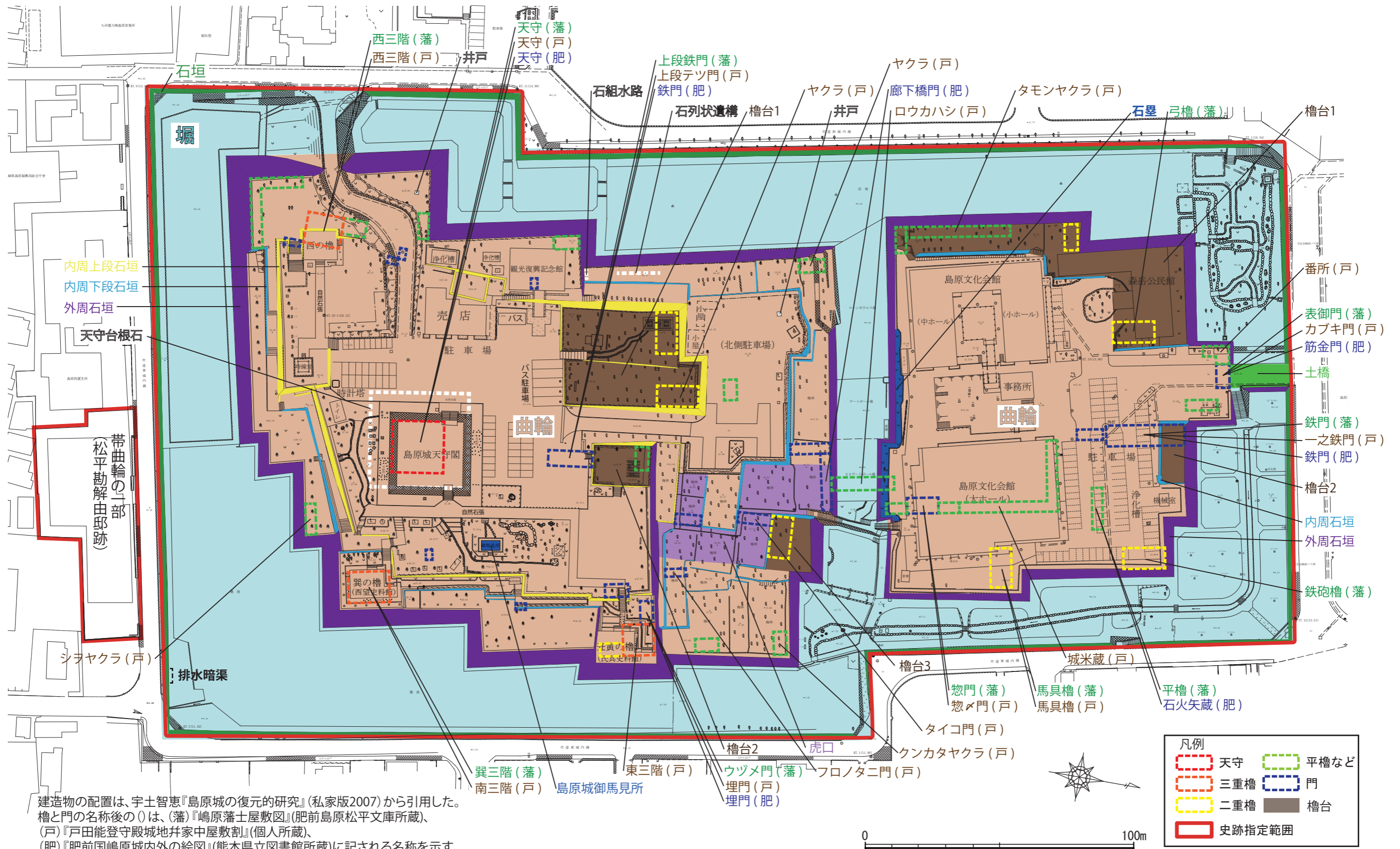
凡例

※第3-4-1表の網掛は、第6章のゾーン区分を表す。

- Aゾーン：県史跡指定範囲
- Bゾーン：県史跡指定追加候補範囲
- Cゾーン：Bゾーン以外の将来の県史跡指定追加候補範囲

第5節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況を第3-5-1表から第3-5-4表にまとめる。



第3-5-1図 県史跡指定範囲の本質的価値を構成する要素配置図

第3-5-1表 本丸（堀）における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

分類	要素	残存状況
曲輪	内周上段石垣 内周下段石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・西面南半以外は三段の石垣で築かれ、内周上段石垣は高さ0.8～7.5m。内周下段石垣は高さ1～5.5m。外周石垣は堀に面し7～17mの高石垣で築かれる ・天守周囲に最も広い曲輪が作られ、その四方に帯曲輪が巡る
虎口	鏡石群	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸桁形虎口の石垣の築石や隅角の縦石として、長軸2.1～3.3mの巨石が8石配置される
	埋門	<ul style="list-style-type: none"> ・丑寅の櫓の北側のNo.1420石垣に配置され、閉塞されている
櫓台	櫓台1（二階櫓） 櫓台2（平櫓） 櫓台3（二階櫓）	<ul style="list-style-type: none"> ・二階櫓、平櫓が配置されていた比高差4～7.3mの櫓台が3か所残存する
地下埋没遺構	天守台根石	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬天守南西側の発掘調査の結果、本来の天守台石垣南面の根石が確認されている。本来の天守台石垣の南面、西面には地下に根石が残存している可能性が高い
	石列状遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸西側（No.1402）石垣崩落の復旧に伴う発掘調査で、地表から約5m下（標高約15m）の石垣背面盛土内部から、階段状に築かれた石列と直下の硬化面からなる石列状遺構が確認され、現地保存されている。本丸・二ノ丸の盛土内に同様の遺構が存在する可能性が高い
	井戸	<ul style="list-style-type: none"> ・埋没している井戸が存在する可能性がある
堀	石垣	<ul style="list-style-type: none"> ・絵図では水堀として表現されているが、現在は本丸の南側のみ水を湛えている ・本丸と二ノ丸の周囲に高さ3.3～7.3mの石垣が巡り、南東の石垣下部に堀の水を排水する暗渠が築かれる
水利施設	石組水路	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪内の雨水を排水する石組水路が築かれる
井戸	井戸（2基）	<ul style="list-style-type: none"> ・『戸田能登守殿城地并家中屋敷割』（¹）では本丸に12基の井戸が描かれ、2基の石組みが残存している ・地上部分は加工された石材で井桁が組まれ、地下部分は野面石で積まれている。井戸の中に水は無い
建築物	「島原城御馬見所」	<ul style="list-style-type: none"> ・藩主が藩士の訓練状況を観閲するために、幕末に三ノ丸に建築された ・文久3年（1863）、三ノ丸御殿裏が西洋式調練場造成のために開墾され、明治2年（1869）に調練方ができて、同地での訓練が多く行われたことが記録されているが⁽²⁾、その頃に建てられたものと見られる。廃城後南島原市口之津町に移築されていたが、昭和40年（1965）に本丸に移築された
橋	廊下橋	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸、二ノ丸、堀に廊下橋の橋台や橋脚の痕跡が残っている可能性がある



内周上段石垣



内周下段石垣



外周石垣

第5節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況



帯曲輪



鏡石群



埋門



櫓台1 (二階櫓)



櫓台2 (平櫓)



櫓台3 (二階櫓)



井戸 (本丸北側)



井戸 (本丸西側)



天守台根石



石列状遺構



「島原城御馬見所」



堀



堀



排水暗渠



廊下橋架橋部分

第3-5-2表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

分類	要素	残存状況
曲輪	内周石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 内周石垣は高さ1.2~4.1m、外周石垣は堀に面し5.6~9.9mの石垣が築かれる 外周石垣の東面（No.2405石垣）と西面（No.2416石垣）には吐水口が存在する
橋	土橋	<ul style="list-style-type: none"> 外曲輪とニノ丸を繋ぐ土橋は、文化会館等の建設に伴い西側に拡張されており、石垣が新たに築かれている
櫓台	櫓台1（多門櫓・二階櫓・弓櫓） 櫓台2（一之鉄門）	<ul style="list-style-type: none"> ニノ丸の北側と西側に、多門櫓、二階櫓、弓櫓、一之鉄門が配置されていた、比高差1.7~4.1mの櫓台が2か所残存する
石塁	石塁	<ul style="list-style-type: none"> 南側中央部に幅約2.5mの石塁が残される
地下埋没遺構	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 『戸田能登守殿城地并家中屋敷割』に描かれる4基の井戸が、残存する可能性がある



内周石垣



外周石垣



土橋



櫓台1（多門櫓）



櫓台1（弓櫓）



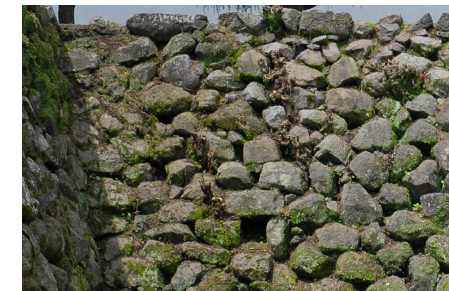
櫓台2（一之鉄門）



石塁



外周石垣西面（No. 2405 石垣）吐水口



外周石垣東面（No. 2416 石垣）吐水口

第5節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

第3-5-3表 三ノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

分類	要素	残存状況
曲輪	外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 東面の石垣が、第一小学校プール西側、島原高校駐輪場西側、島原高校弓道場西側に断続的に残存する 第一小学校のグラウンドと庭園（遊具エリア）の境界が、西面の石垣墨線と想定される
水利施設	石組水路	<ul style="list-style-type: none"> 島原高校のプールがあった場所に東西方向の石組水路が残存し、現在も流水がある。流水は島原高校の秋岳館内の溜枡を經由し、市道沿いの洗い場へ流入する
地下埋没遺構	堀・石垣・井戸・石敷遺構・礎石・掘立柱建物跡・土坑・橋脚	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で藩主御殿に関係すると考えられる堀や井戸等が確認されている



外周石垣
(第一小学校プール西側)



外周石垣
(島原高校駐輪場西側)



外周石垣
(島原高校弓道場西側)



石組水路



石組水路



井戸



橋脚



堀

第3-5-4表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況

分類	要素	残存状況
曲輪	外塁線石垣	・南面、東面の外塁線石垣が良好に残存し、北面、西面は断続的に残存する
	帯曲輪の一部 (松平勘解由邸跡)	・『嶋原藩土屋敷図』 ⁽³⁾ で松平勘解由の屋敷跡となっている。大手口と外塁線に隣接する。外塁線石垣の高さ3.6m
馬場	馬場	・第一小学校敷地の庭園として使用され、遊具が置かれる
虎口	大手口	・長崎地方裁判所島原支部の南側に土塁が残り、北側の発掘調査で石垣の根石を確認している ・東側は明治以降に拡張されている
	石垣・礎石	・大手口の北端にあたり、県史跡指定範囲の東側隣接地における発掘調査で石垣の根石が確認されている
	その他の虎口	・東不明門以外は市道となっている ・東不明門は宅地となっている
櫓台	平櫓	・外塁線の西・南・東に櫓台が残る ・西は東西10.5m×南北31m×高さ0.8m。南は南北7m×東西13m×高さ3.6m。東は東西5m×南北7m(半壊)×高さ2.3m
屋敷跡	小早川邸	・『嶋原藩土屋敷図』で佐野勇太郎の屋敷となっている。市に寄贈された際の所有者名を冠した「小早川邸」と呼称される ・敷地の範囲は往時のもので江戸時代から残されており、「常盤御茶屋跡」を水源とする湧水が、2条の石組水路で敷地内に引き込まれ、洗い場と池泉庭園に利用したのち、敷地外へ排水される
	佐久間邸跡	・『嶋原藩土屋敷図』で佐久間六郎左エ門の屋敷跡となっている ・屋敷跡の敷地約3分の2が公開されている ・屋敷西半の礎石が露出展示され、周囲に菓草が植栽されている
水利施設	石組水路	・城内の利水のための石組水路が残存している ・外曲輪の石組水路が発掘調査で確認され、地下に保存されている
	湧水点	・「常盤御茶屋跡」、小早川邸、城内3丁目986番地などに湧水点が存在する
	石組竪坑	・堀の水を城外へ排水する石組水路の点検口が発掘調査で確認され、地下に保存されている
地下埋没遺構	礎石・掘立柱建物跡・溝跡・井戸	・発掘調査で礎石、掘立柱建物跡、溝跡が確認されている ・埋没している井戸が存在する可能性がある
藩主別邸	園地 (「常盤御茶屋跡」)	・湧水を利用した、藩主別邸の池泉庭園が存在する



外曲輪外塁線石垣



馬場石垣



大手口枡形

第5節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の残存状況



桜門跡



西不明門跡



先魁門跡



田町門跡



東不明門跡



北門跡



外塁線東側櫓台石垣



外塁線西側櫓台



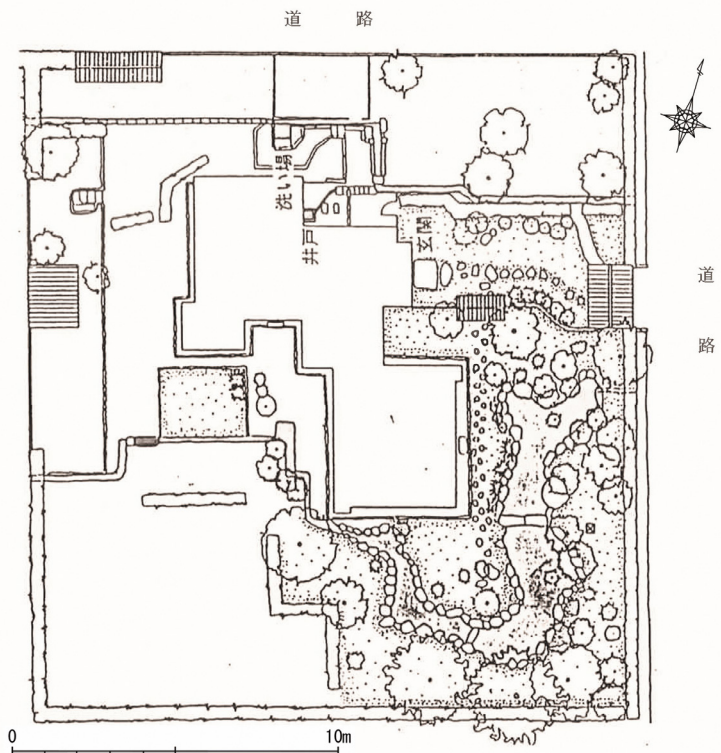
外塁線南側櫓台石垣



小早川邸



佐久間邸跡



小早川邸平面図

第3章 長崎県指定史跡島原城跡の本質的価値



石組水路内部



「常盤御茶屋跡」の湧水点



石組豎坑



掘立柱建物跡



「常盤御茶屋跡」

第6節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

県史跡島原城跡の指定範囲に存在する本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の現況を第3-6-1表から第3-6-6表にまとめる。



第3-6-1 図 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素配置図

(1) 史跡の公開のため設置されたもの

第3-6-1表 本丸（堀）における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
サイン等	史跡説明板等	<ul style="list-style-type: none"> ・車路に県史跡指定範囲の説明板を設置している ・鏡石、廊下橋、井戸の説明板が設置されている



史跡説明板（史跡全体）



史跡説明板（井戸）



史跡説明板（鏡石）



史跡説明板（廊下橋）



史跡説明板（廊下橋）

(2) 公園・観光・文教施設等に付随するもの

第3-6-2表 本丸（堀）における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
観光施設	料金所	・昭和39年（1964）建設。車路の堀端沿いに設置されている。本丸駐車場の駐車料を徴収する施設
	しまばらめぐりんバス停	・平成29年（2017）11月から休憩所（売店）前に設置されている。バスは、土日祝日のみ1日7便が運行
	車中泊関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年（2017）11月から本丸駐車場にキャンピングカーが宿泊できるスペースが確保され、給電装置等が置かれている ・キャンピングカーとキャンピングトレーラーが置かれている
便益施設	屋外トイレ	・平成21年（2009）建設。模擬天守の南側に建設されている
	電話ボックス	・設置年不明。休憩所（売店）の南側に設置されている
インフラ設備	配電施設	・東側の帯曲輪と観光復興記念館の南側に本丸内の観光施設に電源を供給するためのキュービクルが設置され、キュービクルから各施設までは、架空および地下埋設で配線されている
	浄化槽	・休憩所（売店）の西側（建設年不明）と模擬天守の南側（平成21年）に浄化槽と配管が埋設されている

次ページに続く

第6節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
道路	車路	・昭和6年（1931）に建設。島原城本来の進入路ではなく、本丸西側の石垣を撤去し、堀を埋めて車路が作られている
	歩道 （堀入隅上部）	・堀石垣の入隅上部に歩道が敷設されている
植栽	古野梅苑	・櫓台1に、古野氏からの寄付を元に昭和61年（1986）に整備された梅園（古野氏は松平家の旧藩士、世界で初めて魚群探知機を開発した古野電気を設立）
	梅園 （本丸枡形）	・本丸枡形虎口に設置された梅園
	桜	・本丸の桜は、観光施設の整備に併せて昭和30年代後半から植栽されている。堀端の桜は、それ以前から植栽されている
	藤棚	・昭和49年（1974）に島原ロータリークラブにより寄贈された
	その他植栽	・観光施設の整備に併せて、松等が植栽されている
サイン等	その他のサイン等	・観光施設や駐車場の誘導標識などが設置されている



料金所



屋外トイレ



電話ボックス



配電施設（東）



浄化槽（本丸西）



浄化槽（本丸南）



古野梅苑



藤棚

第3-6-3表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
便益施設	屋外トイレ	・島原文化会館南側（昭和49年（1974）建設、令和8年（2026）撤去予定）と土橋南側（平成11年（1999）建設、使用年限の定めなし）に設けられた来訪者のためのトイレ
	電話ボックス	・設置年不明。森岳公民館の東側に設置されている
インフラ設備	浄化槽	・二ノ丸北東に浄化槽と機械室（昭和49年建設）が建設されている
	都市ガス	・島原文化会館と森岳公民館にガスを供給する都市ガスの配管が、土橋から各施設まで地中に埋設されている
	配電設備	・島原文化会館と森岳公民館に電力等を供給する電力線・電話線が、土橋付近の電柱から各施設まで地中に埋設されている
植栽	桜	・櫓台1に桜が植栽されている
	その他植栽	・文教施設に伴う樹木が植栽されている
サイン等	その他のサイン等	・文教施設や駐車場の誘導標識などが設置されている



屋外トイレ(文化会館南側) 屋外トイレ(土橋南側) 電話ボックス

(3) 公園・観光・文教施設等

第3-6-4表 本丸(堀)における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
観光施設	休憩所(売店)	・平成3年(1991)建設。土産物販売所、飲食店、トイレ併設。自動販売機北側にバス設置
	観光復興記念館	・平成7年建設。ライオンズクラブの寄付を受け建設。1階は平成噴火災害の被災状況を伝える映像を上映。2階は企画展等を実施する空間となっている
	鐘撞堂	・昭和50年(1975)頃建設。ライオンズクラブから寄付されたもの。毎日定時に鐘が撞かれている
	時計塔	・建設年不明。国際ソプロチミスト島原から寄贈されたもの
	駐車場	・模擬天守の周囲にアスファルト舗装された駐車場と、本丸北側に碎石舗装の駐車場(2箇所)が敷設されている
	投光器	・建設年不明。本丸にボックス型1基、ポール型2基。東堀端の堀石垣の天端部分にポール型2基が設置されている ・ポール型の投光器は傾きが見られる
	倉庫	・設置年不明。本丸内の除草等維持管理のための機材の倉庫である
	模擬天守 (キリシタン史料館)	・昭和39年(1964)、市民の寄付も受け建設。藤岡通夫氏の設計。コンクリート造。内部はキリシタン資料等近世資料が展示されている。平成25年(2013)耐震工事実施 ・個別施設計画ではいずれも使用年限が決められていない
	模擬櫓 (西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓)	・西の櫓は昭和35年(1960)建設、コンクリート造。内部は戦没者慰霊の祭壇が設置されている。例年8月15日には遺族による慰霊祭が行われている ・巽の櫓は昭和47年(1972)建設、コンクリート造。内部は彫刻家北村西望の作品が展示されている ・丑寅の櫓は昭和55年(1980)建設、コンクリート造。内部は民具資料館として利用されている ・個別施設計画ではいずれも使用年限が決められていない
	模擬塀	・昭和35年から段階的に本丸の南半に「矢狭間塀」として建設される
記念碑等	松倉重政公御祭祀の祠	・建設年不明。旗立石は昭和26年(1951)の銘。口伝によれば、松倉重政と築城時の事故で亡くなった人夫が祀られている。扁額は藩主松平忠精筆 ・古写真では、本来の天守台(昭和29年頃)→天守北側の石塁(昭和37年頃)→櫓台1(昭和39年頃)へ移設されている
	銅像等	・北村西望が作成した彫像や東京オリンピックの聖火リレーで使用された聖火台が設置されている
	記念碑	・宮崎康平の碑(顕彰碑、副碑、絵馬掲示板)が設置されている
公園施設	ゲートボール場	・本丸と二ノ丸の間の堀底にゲートボール場が設置されている
	ほたるの里跡地	・昭和59年(1984)より二ノ丸北西の堀底に、ほたるの里として庭園風の水路がつくられ、樹木が植栽された。現在、廃止されているが、水路や樹木は撤去されていない
	菖蒲園跡地	・二ノ丸北東の堀底に設置されていたが、現在、植栽は廃止されている
永久標識	三等三角点標石	・櫓台2の藤棚付近に設置。設置年不明

第6節 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要



休憩所（売店）



観光復興記念館



鐘撞堂



駐車場



投光器



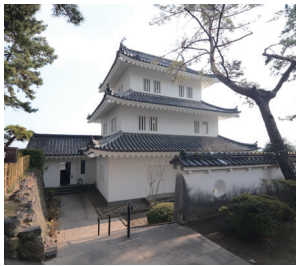
倉庫



模擬天守（キリシタ史料館）



模擬櫓（西の櫓）



模擬櫓（巽の櫓）



模擬櫓（丑寅の櫓）



模擬堀



松倉重政公御祭祀の祠



銅像等



宮崎康平の碑



ゲートボール場



ほたるの里跡地



菖蒲園跡地



投光器（堀）



三等三角点標石



三等三角点標石設置箇所
（櫓台2）

第3-6-5表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
文教施設	島原文化会館	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年（1974）建設。令和8年（2026）廃止予定。ニノ丸南半を占める。城の景観を考慮し高さを抑えた半地下式の大ホール等が建設されている 個別施設計画では、令和8年度（2026）に廃止予定
	森岳公民館	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年（1969）に社会福祉従事者研修センターとして建設され、現在は公民館として利用されている 個別施設計画において、第2期（令和9～令和18年度）に移転予定 『嶋原藩土屋敷図』で弓櫓等があった櫓台の上部に建設されている
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 島原文化会館、森岳公民館の利用者のためのアスファルト駐車場が敷設されている 島原文化会館の東側、南側も駐車場として利用されている
記念碑等	記念碑	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年（2010）に「日本弁論連盟発祥之地」の記念碑が建てられている



島原文化会館・森岳公民館



駐車場



記念碑（日本弁論連盟発祥之地）

第3-6-6表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素の概要

分類	要素	概要
公共施設	島原図書館	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年（1985）建設。松平勘解由（家老）の屋敷があった場所 大手口や外曲輪の櫓台と隣接する場所であり県史跡指定範囲である 個別施設計画において、第3期（令和19～令和28年度）に移転予定



島原図書館

【註】

- 『戸田能登守殿城地并家中屋敷割』個人蔵、「同〔寛延〕四年未(1751)二月屋鋪名前記之」の記述あり、資料編Ⅰ島原城関連絵図14
- 塚原正道著『嶋原開見閑録 巻』(個人蔵、島原図書館複写蔵、大正期頃成立)
- 『嶋原藩土屋敷図』(肥前島原松平文庫所蔵)、資料編Ⅰ島原城関連絵図21

第4章 島原城跡の現状と課題

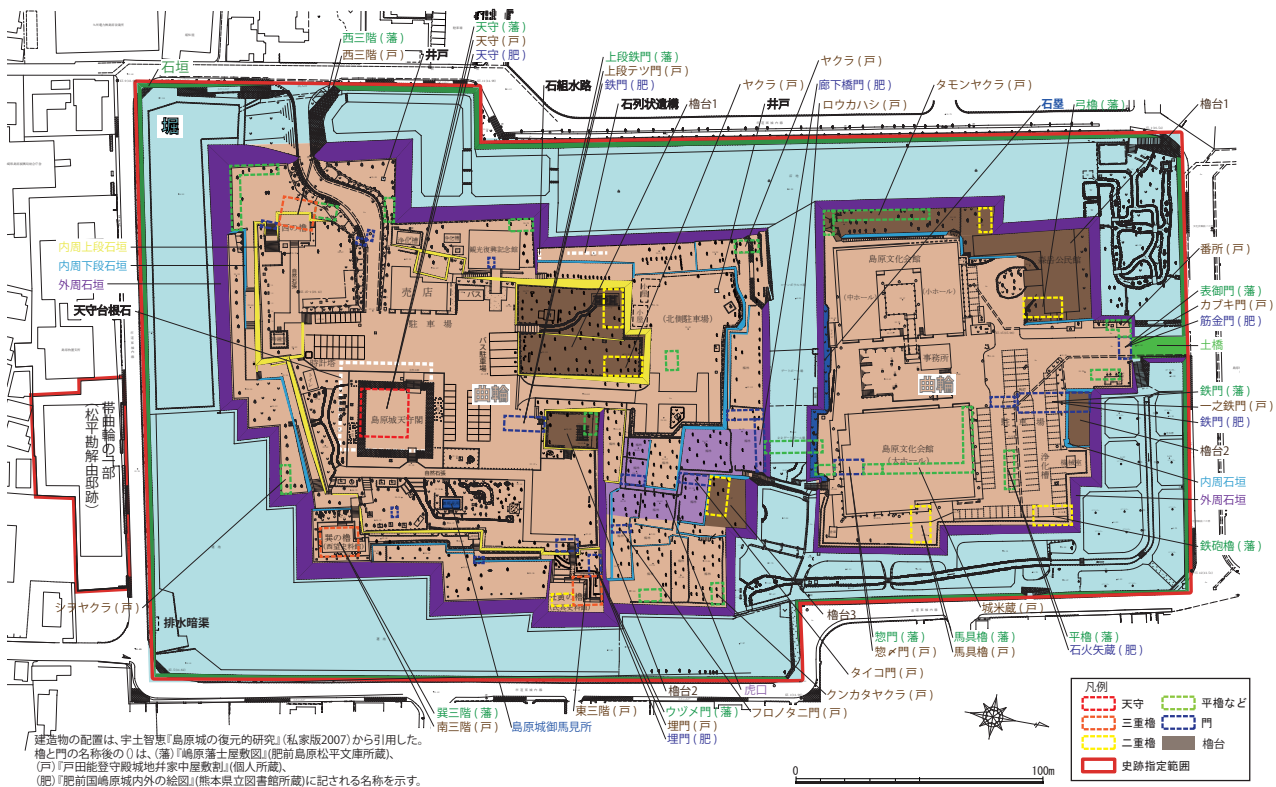
島原城跡の現状と課題を「保存」・「活用」・「整備」・「運営・体制」の4つの項目について、抽出する。なお、「保存」・「活用」・「整備」の現状と課題は、(1)構成要素ごと、(2)地区ごと、(3)城跡全体の括りで抽出し、(1)構成要素ごとの現状と課題には、第6章で区分するAゾーン(県史跡指定範囲)とBゾーン(県史跡指定追加候補範囲)に存在するものを記載する。(2)地区ごとの区分は、第4-1-3図とし、本丸・二ノ丸・三ノ丸・外曲輪・周辺地域とする。

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

(1) 構成要素ごと

① 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素

県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素(第4-1-1図)の保存の現状と課題について、第4-1-1表から第4-1-3表にまとめた。



第4-1-1図 県史跡指定範囲の本質的価値を構成する要素配置図(第3-5-1図を縮小)

第4-1-1表 本丸(堀)における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の保存の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周上段石垣 内周下段石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 近現代の土地利用で変更されている部分があり、模擬天守等が建設されている 外周石垣北西に明治以降の積み直しで、三段積みになっている部分がある 石垣にハラミや石材の抜けがある 内周下段石垣に復旧途中の石垣がある 築石の間に松の枯葉が堆積している部分がある 雨水排水ができず降雨時に雨水が溜まる部分と、排水経路が不明な側溝がある 	<ul style="list-style-type: none"> 模擬天守等既存施設の維持管理が本質的価値を構成する要素に影響を与えないようにする必要がある 変状がある石垣は修理する必要がある 築石の間に松の枯葉が堆積し、腐葉土化している部分があり、目詰まりが懸念される 土地の改変による雨水の流路の変化や植栽された樹木が、石垣等に悪影響を与えることが懸念される

次ページに続く

分類	要素	現状	課題
虎口	鏡石群	<ul style="list-style-type: none"> 石垣が撤去され、盛土等により改変された部分があり、梅園として利用されている。降雨時にはコンクリート舗装された通路が雨水の流路となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 撤去された石垣を復元し虎口本来の機能を回復する必要がある 雨水の処理方法を検討する必要がある
	埋門	<ul style="list-style-type: none"> 近現代の土地利用で開口部が石材と盛土により閉塞されている 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等や史料調査を実施し復旧する必要がある
地下埋没遺構	櫓台1 (二階櫓) 櫓台2 (平櫓) 櫓台3 (二階櫓)	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台1は古野梅苑として梅が植栽され、藤棚が設置されている 櫓台2は梅・松が植栽され藤棚が設置されている 櫓台3は梅等が植栽されている 石垣にハラミや石材の抜けがある 	<ul style="list-style-type: none"> 植物の根が地下遺構に悪影響を与えることが懸念される 変状がある石垣の修理方法を検討する必要がある
	天守台根石	<ul style="list-style-type: none"> 本来の天守台を解体し現在の模擬天守台を建設しているが、本来の天守台根石が地下に残存する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等により本来の天守台の根石を把握、特定させる必要がある
	石列状遺構	<ul style="list-style-type: none"> 地下に保存されている 確認されている場所以外にも石列状遺構が地下に存在している可能性が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の残存状況を確認するため、発掘調査等や史料調査を実施し適切な保存を図る必要がある
堀	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 顕在化していない井戸が存在する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 史料調査や発掘調査等を実施し埋没している井戸を確認する必要がある
	石垣	<ul style="list-style-type: none"> 堀を構成する石垣にハラミや石材の抜けがある 明治以降の土地利用により陸地化し、改変も見られるが、南半は水面を残している 堀底にほたるの里跡地と菖蒲園跡地が存在する。また、ゲートボール場が設置され、堀底へ人が入れる状態になっている 	<ul style="list-style-type: none"> 変状がある石垣を修理する必要がある 改変された土地利用の状況を改善し、堀の機能や景観を回復する必要がある 来訪者の安全確保のため、石垣の崩落等の危険性を周知し、立入禁止措置をとる必要がある
	石組水路	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で確認され地下に保存されている 未確認の石組水路が存在する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の残存状況を確認するため、発掘調査等や史料調査を実施し適切な保存を図る必要がある
井戸	井戸 (2基)	<ul style="list-style-type: none"> 地上部分は適切に保存されている 	<ul style="list-style-type: none"> 地下部分の石積みの保存状態が不明であるため、調査を行い、保存の方法を検討する必要がある
建築物	「島原城御馬見所」	<ul style="list-style-type: none"> 城内に存在する藩政時代の建築物としては、唯一のもので、国の登録有形文化財(建築物)である 防火対策が図られていない 「島原城御馬見所」北側は庭園が造成されている 	<ul style="list-style-type: none"> 防火対策を図る必要がある 史料調査や発掘調査等を実施し適切な保存を図る必要がある 庭園部分の原状復旧について検討する必要がある
橋	廊下橋	<ul style="list-style-type: none"> 本丸、二ノ丸、堀に廊下橋の橋台や橋脚の痕跡が残っている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 廊下橋の整備を実施するために発掘調査等により地下遺構の残存状況を把握する必要がある

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

第4-1-2表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の保存の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 堀に面した墨線は江戸時代の形状をほぼ留めている 外周石垣西面、東面の石垣に吐水口が残存する 外周石垣南面西側は文化会館建設の際に積み直され、東側はハラミが大きい部分がある 文教施設が地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 変状がある石垣を修理する必要がある 文教施設の撤去後、発掘調査等や史料調査成果に基づき整備を行う必要がある
橋	土橋	<ul style="list-style-type: none"> 外曲輪とニノ丸を土橋で繋ぐ状況は維持されている 	<ul style="list-style-type: none"> 土橋西側の拡幅部分を撤去する必要がある
櫓台	櫓台1 (多門櫓・二階櫓・弓櫓) 櫓台2 (一之鉄門)	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台1には森岳公民館を建設し、桜等を植栽している 櫓台2の西側に観光看板が設置されて、石垣の景観を阻害している 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣に悪影響を与える樹木の伐採を行う必要がある 森岳公民館の撤去後、地下遺構の残存状況や曲輪の旧状を把握する必要がある 史跡と関係がないサインは関係機関等と協議し整理が必要である
石塁	石塁	<ul style="list-style-type: none"> 天端面に低木を植栽している 	<ul style="list-style-type: none"> 石塁に悪影響を与える樹木の伐採を行う必要がある
地下埋没遺構	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 顕在化していない井戸が存在する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構の残存状況を把握する必要がある

第4-1-3表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の保存の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	帯曲輪の一部(松平勘解由邸跡)	<ul style="list-style-type: none"> 島原図書館及び駐車場として利用されている 地下遺構の残存状況が不明である 	<ul style="list-style-type: none"> 島原図書館の撤去後、計画的な整備を図る必要がある
虎口	大手口	<ul style="list-style-type: none"> 長崎地方裁判所島原支部の敷地として利用されている 北側は市有地で、発掘調査で確認された石組、竪坑等を地下に保存し、芝生広場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に大手口全体の県史跡への追加指定と市有化を図る必要がある 市有地として取得後、発掘調査等を実施し遺構を確認した場合は適切に保存する必要がある
櫓台	平櫓	<ul style="list-style-type: none"> 西と東の櫓台は民有地である 南の櫓台は国有地である 	<ul style="list-style-type: none"> 県史跡への追加指定を優先して行う必要がある 将来的に市有化を図る必要がある
侍屋敷	小早川邸	<ul style="list-style-type: none"> 主屋等建造物は国の登録有形文化財、建造物と庭園を含む敷地全体が国の登録記念物である 主屋、門の柱に虫害や腐朽がみられる 水路、池から漏水で主屋南側の土が流出している部分がある 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の防火対策を図る必要がある 腐朽箇所や漏水箇所を修理する必要がある

② 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素

県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題について、第4-1-4表から第4-1-9表にまとめた。



第4-1-2 図 県史跡指定範囲の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素配置図

a) 史跡の公開のため設置されたもの

第4-1-4表 本丸(堀)における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
サイン等	史跡説明板等	・ 史跡範囲内や鏡石等に説明板が設置されているが、設置数が少なく説明板の形状や表示方法が統一されていない	・ 史跡の周知、公開のために説明板等を効果的に設置する必要がある

b) 公園・観光・文教施設等に付随するもの

第4-1-5表 本丸(堀)における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
観光施設	料金所	・ 本丸の駐車場及び車路と併せて使用している	・ 車の乗り入れは、史跡の散策者や来訪者にとって安全上好ましくない ・ 本来の堀の機能と景観を阻害している
	しまばらめぐりんバス停	・ バスが本丸に入るために車路を使用している ・ 本丸を発着する周遊バスの停留場として使用されている	・ 車の乗り入れは、史跡の散策者や来訪者にとって安全上好ましくない ・ 車路常時使用廃止時の運行ルート変更の協議を関係者で行う必要がある

次ページに続く

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

分類	要素	現状	課題
観光施設	車中泊関連施設	・充電設備やキャンピングカー等が、史跡の景観を損ねている	・史跡としてふさわしくない利用である
便益施設	屋外トイレ	・基礎部分が遺構に悪影響を与えている可能性がある	・修繕等の際は、史跡に影響を与えない工法にする必要がある
	電話ボックス	・史跡の景観を阻害している ・地下遺構に悪影響を与えている可能性がある	・利用状況を確認し、配置場所の検討を図る必要がある
インフラ設備	配電施設	・帯曲輪の配電施設は、老朽化等による修繕が検討されている	・修繕等の際は、史跡に影響を与えないようにする必要がある
	浄化槽	・地下に埋設されているため地下遺構に悪影響を与えている可能性がある	・配管等の修理の際に史跡に影響を与えないようにする必要がある
道路	車路	・石垣と地下遺構を壊し、堀を埋めて作られており、堀の機能や本丸の景観を大きく損ねている	・本来の堀の機能と本丸の景観を阻害しているため、将来的に撤去し石垣を修復する必要がある
	歩道（堀石垣入隅上部）	・堀石垣入隅上部を壊している	・将来的に撤去が必要である
植栽	古野梅苑	・植物の樹根が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性がある ・石垣にハラミ等がある	・樹根の地下遺構への影響を把握する必要がある ・石垣に影響を与えている樹木の抽出や石垣の観察を行う必要がある
	梅園（本丸枳形）	・民有地である ・本丸枳形の機能と景観を阻害している ・植物の樹根が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性がある	・本丸の一体的管理のため市有化を検討する必要がある ・将来的には、本丸枳形の旧状を回復する必要がある ・樹根の地下遺構への影響を把握する必要がある
	桜	・植物の樹根が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性がある	・樹根の地下遺構への影響を把握する必要がある ・石垣に影響を与えている樹木の抽出や石垣の観察を行う必要がある
	藤棚		
その他植栽			
サイン等	その他のサイン等	・観光施設や駐車場の誘導標識などのほか観光案内板などが設置され、史跡の景観を妨げている	・史跡と関係がないサインは関係機関等と協議し整理する必要がある

第4-1-6表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
便益施設	屋外トイレ	・内柵形の中に位置しており、基礎部分が遺構に悪影響を与えている可能性がある	・史跡の来訪者には必要な施設であるため当面は現状の位置で使用する必要がある。また、修繕等の際は、史跡に影響を与えない工法にする必要がある
	電話ボックス	・景観を阻害し、地下遺構に悪影響を与えている可能性がある	・修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある
インフラ設備	浄化槽	・地下遺構に悪影響を与えている可能性がある	・配管等の修理の際に史跡に影響を与えないようにする必要がある ・設備を使用している施設の撤去と併せて撤去や移設を検討する必要がある
	都市ガス		
	配電設備		
植栽	桜	・櫓台1に桜を植栽している ・植物の樹根が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性がある	・樹根の地下遺構への影響を把握する必要がある ・石垣に影響を与えている樹木の抽出や石垣の観察を行う必要がある
	その他植栽	・文教施設に伴い植栽がある ・植物の樹根が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性がある	
サイン等	その他のサイン等	・文教施設や駐車場の誘導標識などを設置している	・史跡と関係がないサインは関係機関等と協議し整理が必要である

c) 公園・観光・文教施設等

第4-1-7表 本丸(堀)における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
観光施設	休憩所(売店)	・地下遺構に影響を与えている可能性がある ・史跡の景観を損ねている	・修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある ・建築物を撤去した際に地下遺構を確認する必要がある
	観光復興記念館	・地下遺構に影響を与えている可能性がある ・史跡の景観を損ねている	・修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある ・史跡の景観保全のために将来的に移設を検討する必要がある ・基礎杭は支持層まで到達するよう設置してある可能性があり、基礎を抜く場合石垣に影響が出る可能性があるため、基礎撤去の有無を検討する必要がある
	鐘撞堂	・景観を損ねている	・修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある
	時計塔		
駐車場	・アスファルトと白線、車両が景観を損ねている	・県史跡範囲外の動線を鑑みた場所に駐車場を整備する必要がある ・史跡の景観保全のために将来的に移設を検討する必要がある	

次ページに続く

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

分類	要素	現状	課題
観光施設	投光器	<ul style="list-style-type: none"> ポール型の投光器が地下遺構や石垣に悪影響を与えている可能性があり、景観を損ねている 	<ul style="list-style-type: none"> ポール型投光器を修繕する場合、景観に配慮し、史跡に影響を与えないようにする必要がある
	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 景観を損ねている 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕時に設置場所を検討する必要がある
	模擬天守 (キリシタン史料館)	<ul style="list-style-type: none"> 本来の天守台を撤去して建設している 地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画では使用年限が決められていないため、取り扱いを検討していく必要がある 模擬天守の物理的耐用年数が経過した際の建替えについて、復元或いは復元的整備を行うための調査を継続的に行う必要がある
	模擬櫓 (西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓)	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 西の櫓は建設時に石垣も積み替えている 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画では使用年限が決められていないため、取り扱いを検討していく必要がある 模擬櫓の物理的耐用年数が経過した際の建替えについて、復元或いは復元的整備を行うための調査を継続的に行う必要がある
	模擬塀	<ul style="list-style-type: none"> 基礎部分がコンクリートで固められている箇所がある 	<ul style="list-style-type: none"> 使用期限が定められていない 模擬塀の物理的耐用年数が経過した際の建替えについて、復元或いは復元的整備を行うための調査を継続的に行う必要がある
記念碑等	松倉重政公御祭祀の祠	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 履歴の調査を行い、整備計画に応じて移築等を検討する必要がある
	銅像	<ul style="list-style-type: none"> 景観を損ねている 	<ul style="list-style-type: none"> 北村西望の作品群は、一括して取り扱いの方針を立て計画的に整備する必要がある その他の銅像等も移設等の方針を立て計画的に整備する必要がある
	記念碑		<ul style="list-style-type: none"> 設置者と移設等に向けて協議が必要である
公園施設	ゲートボール場		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用に伴い設けられた工作物を撤去し、堀の機能や景観を景観を回復する必要がある
	ほたるの里跡地		
	菖蒲園跡地		
永久標識	三等三角点標石	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台2に設置してある 	<ul style="list-style-type: none"> 滅失や破損がないように適切な管理を行う必要がある 櫓台2の調査等を行う場合、三角点の移設を行う必要がある際は、測量法に即した適切な手順を踏む必要がある

第4-1-8表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
文教施設	島原文化会館	<ul style="list-style-type: none"> 本丸へ向かう内柵形等の地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 史跡の景観を損ねている 個別施設計画では、令和8年度(2026)廃止予定 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある 計画的に施設の撤去、移設を行い、景観を回復していく必要がある
	森岳公民館	<ul style="list-style-type: none"> 橋台1の地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 史跡の景観を損ねている 個別施設計画において、第2期(令和9～令和18年度)に移転予定 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある 計画的に施設の撤去・移設を行い、景観を回復していく必要がある
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトと白線、車両が史跡の景観を損ねている 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の用途廃止に併せて、撤去、移設を検討していく必要がある
記念碑等	記念碑	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の景観を損ねている 	<ul style="list-style-type: none"> 設置者と移設等に向けて協議が必要である

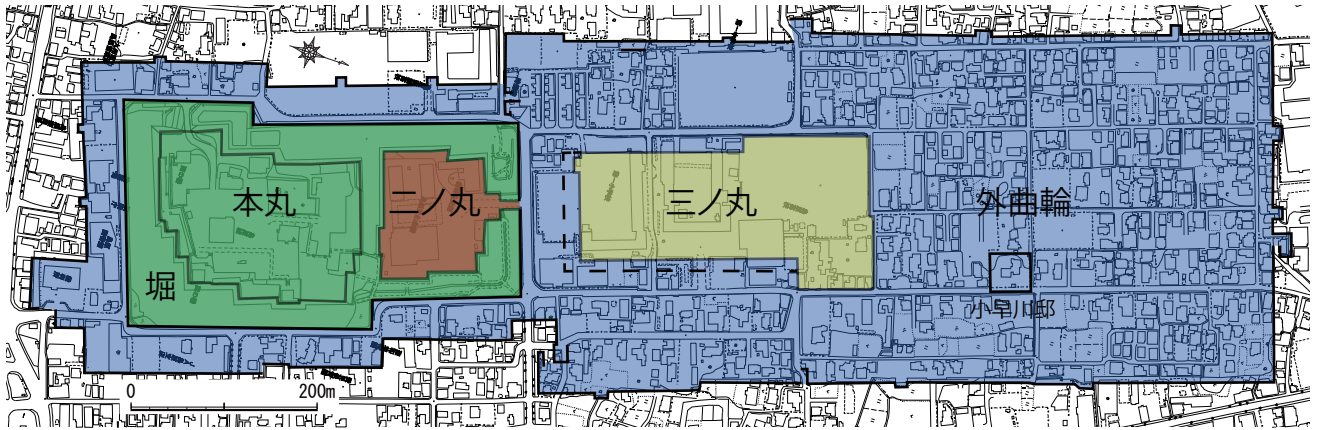
第4-1-9表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素が保存に影響を与えていることの現状と課題

分類	要素	現状	課題
公共施設	島原図書館	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 史跡の景観を損ねている 個別施設計画において、第3期(令和19～令和28年度)に移転予定 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある 計画的に施設の撤去、移設を行い、景観を回復していく必要がある

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

(2) 地区ごと

島原城跡の地区ごとの保存の現状と課題について、本丸・二ノ丸・三ノ丸・外曲輪・周辺地域に分け、それぞれを歴史的空間・地下遺構・景観等の観点から抽出し、第4-1-10表から第4-1-14表にまとめた。



第4-1-3図 地区区分図

第4-1-10表 本丸(堀)における保存の現状と課題

観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> 本丸全体が都市公園、観光地として利用されている 江戸時代の曲輪が概ね残る 天守が立地する曲輪の周囲に帯曲輪を配置し、石垣が残る 虎口の石垣や鏡石が残る 「島原城御馬見所」は、廃城後三ノ丸から南島原市口之津町に移築されたが、再度昭和40年(1965)に移築されている 西堀端から本丸へつながる車路により、堀の一部が埋め立てられ、曲輪と石垣の一部を大きく改変している 本丸と堀端から堀底へ降りる階段を設置している 植栽が地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 雨水排水ができず降雨時に水溜まりができる部分がある 	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台や虎口、「島原城御馬見所」など本質的価値を構成する要素を適切に保存する必要がある 車路は、本来の堀の機能と景観を阻害しているため、将来的に撤去し石垣を修復する必要がある 変状がある石垣は計画的な修理が必要である 堀底へ降りる階段の撤去について検討する必要がある 植栽の適切な管理を行う必要がある 雨水の排水について、計画的な整備が必要である
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 石列状遺構や天守台根石等を確認している 顕在化されていない井戸が存在する可能性がある 櫓等の礎石が残存する可能性がある 天守閣キリシタン史料館、西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓、模擬塀、休憩所(売店)等が建設され、地下遺構を壊している部分がある 	<ul style="list-style-type: none"> 確認した遺構の保存に努める必要がある 本丸全体の遺構配置や残存状況が不明であることから計画的に発掘調査や史料調査を行う必要がある 近現代に建てられた建物の修繕等の際は史跡に影響を与えないようにする必要がある
景観等	<ul style="list-style-type: none"> 堀から見た本丸東面と南面は、江戸時代の景観が残存する 観光施設や銅像やゲートボール場等が史跡の景観を損ねている 堀の北側には、ほたるの里跡地と菖蒲園跡地が残存する 昭和以降に植栽された松や梅等がある 	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の景観の維持・回復が必要である

第4-1-11表 ニノ丸における保存の現状と課題

観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設用地として利用されている ・ 土橋と櫓台が残存する ・ 外周石垣の西・東面に吐水口が残存する ・ 島原文化会館と森岳公民館が建設され、アスファルト駐車場が敷設されるなど、改変が大きく、地下遺構を壊している部分がある ・ ニノ丸南側と土橋東側に堀底へ降りる階段が造られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土橋や櫓台など本質的価値を構成する要素を適切に保存する必要がある ・ 文教施設は、令和8～18年度には廃止、移転、撤去予定であるため、施設解体方法やその後の整備について、検討を進める必要がある ・ 堀底へ降りる階段の撤去について検討する必要がある
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 櫓等の礎石が残存する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査等で確認された遺構は適切な保存が必要である ・ ニノ丸全体の遺構配置や残存状況が不明であることから計画的に発掘調査や史料調査を行う必要がある
景観等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和以降に植栽された松や梅等がある ・ 文教施設用地や駐車場が史跡の景観を阻害している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教施設の廃止、移転、撤去を進めて史跡の景観を回復させていく必要がある ・ 植栽の適切な管理を行う必要がある

第4-1-12表 三ノ丸における保存の現状と課題

観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の大部分が学校用地として利用されている ・ 南東隅の隅角と南面及び東面の石垣が部分的に残存する ・ 第一小学校の西側に馬場の一部が残存する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣や馬場など史料調査や発掘調査等の調査結果に基づき遺構を適切に保存する必要がある
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水暗渠と東面の堀の一部が残存する ・ 南面の石垣が第一小学校のグラウンドの地下に残存する ・ 島原高校、第一小学校が建設され、地下遺構に悪影響を与えている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認した遺構の保存に努め、その他の残存遺構の状況を確認するための史料調査や発掘調査等を継続する必要がある ・ 重要な遺構を発見した場合は、県史跡への追加指定を検討する必要がある
景観等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の大部分が学校用地等として利用されており、史跡の景観は失われている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡周辺の景観として、良好な景観保全、景観形成を推進していく必要がある

第1節 保存(保存管理)の現状と課題

第4-1-13表 外曲輪における保存の現状と課題

観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅や官公庁施設が建設され、市街地化が進行している 大手口の石垣が残存する 外塁線の石垣と櫓台が部分的に残存する 小早川邸など家臣の屋敷跡が残存する 城内と屋敷跡の水路が残存する 東堀端と南堀端の造成地形が残存する 虎口の場所は概ね推定することができる 島原城跡の外塁線内と外塁線外の一部が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲である 	<ul style="list-style-type: none"> 大手口や櫓台は県史跡への追加指定のために土地所有者と継続して協議を行う必要がある 大手口や櫓台、屋敷跡など史料調査や発掘調査等の調査結果に基づき外曲輪に残存する遺構を把握する必要がある
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 大手口に堀水の排水のための石組堅坑が存在する 門や櫓、屋敷跡の遺構が残存する可能性がある 外曲輪の範囲が広大であり、全体の地下遺構の残存状況が不明である 	<ul style="list-style-type: none"> 石組堅坑が存在する敷地は県史跡への追加指定が必要 外曲輪全体の遺構の残存状況を確認するための史料調査や発掘調査等を行う必要がある 開発事業に伴う範囲確認調査で遺構を発見した場合は、保存に向けての協議が必要である。また、県史跡への追加指定のために、土地所有者との協議を行う必要がある
景観等	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅の建築により侍屋敷の景観が失われている 城内の道路は概ね江戸時代の町割りが残存する 屋敷石垣が残存する 電線、電柱によって史跡周辺の景観や史跡への眺望が阻害されている 道祖神(猿田彦大明神)や稲荷明神などを祭る石祠が多数存在する 沖田畷合戦の供養塔が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> 景観を維持・回復する方法を検討する必要がある 無電柱化事業と歩道新設工事への工事立会等の対応が必要 良好な景観や歴史的風致を構成している石垣等の保全に努める必要がある 電線の地中化を進めて、良好な景観形成を推進する必要がある 島原城との関係を調査し、関連する石造物等の計画的な保存を図る必要がある

第4-1-14表 周辺地域における保存の現状と課題

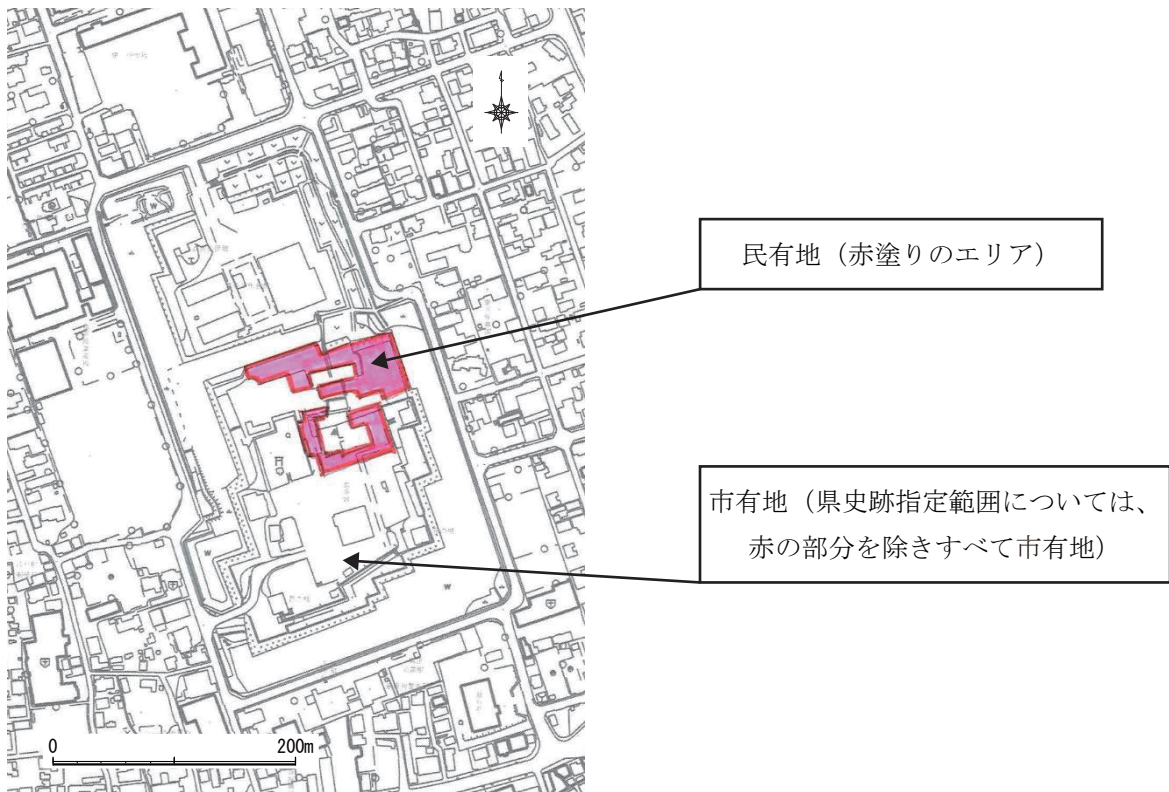
観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> 島原城西側に鉄砲町と三ノ丸庭園の水源であった御用御清水が存在する 鉄砲町は、江戸時代の町割りと道路中央の水路、伝統的な建造物が残存する 島原城東側に商人町の町割りと伝統的な住宅が残存する 島原城南側に商人町と寺町の町割りが概ね残存する 一部を除き、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である 	<ul style="list-style-type: none"> 指定及び登録されている文化財は所有者と情報共有等を図り適切な保存が必要である 未指定文化財についても、保存の啓発を行う必要がある 島原城跡との関連がある場所は、将来的に周知の埋蔵文化財包蔵地として保護措置を検討していく必要がある
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 未発見の地下遺構が存在する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業に伴う範囲確認調査で遺構を発見した場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地とするよう手続きを行い、保存に向けて土地所有者と協議が必要である
景観等	<ul style="list-style-type: none"> 城の北側に沖田畷古戦場があり、龍造寺隆信の供養塔が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> 島原城の歴史と合わせて計画的な保全が必要である

(3) 城跡全体

島原城跡全体における保存の現状と課題について、歴史的空間・地下遺構・景観等の観点から抽出し、第4-1-15表にまとめた。また、県史跡指定範囲に存在する私有地の範囲についても第4-1-4図に示した。

第4-1-15表 城跡全体における保存の現状と課題

観点	現状	課題
歴史的空間	<ul style="list-style-type: none"> 本丸、二ノ丸、堀、三ノ丸、外曲輪が残存する 曲輪、堀、石垣などが残存する 観光施設、都市公園、文教施設、官公庁施設、市街地などにより本質的価値が失われている部分がある 島原城が位置する森岳地区は島原市の中心拠点として都市機能が集中する施策が行われている 県史跡指定範囲に私有地が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪や石垣、堀など本質的価値を構成する要素を適切に保存する必要がある 本質的価値を構成する要素に悪影響を与えているものは改善する必要がある 史跡の重要な場所は県史跡へ追加指定を行い、市有化を図る必要がある
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構を確認し、現地保存しているものがある 	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業により、地下遺構が破壊される恐れがある場合は、遺跡の保護措置について事業主体者等と協議を行う必要がある 発掘調査等で確認した地下遺構を適切に保存する必要がある
景観等	<ul style="list-style-type: none"> 近現代の建造物により石垣等への眺望が確保されていない場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の景観を阻害している構造物等の移転、撤去について検討する必要がある



私有地 (赤塗りのエリア)

公有地 (県史跡指定範囲については、赤の部分を除きすべて公有地)

第4-1-4図 県史跡指定地における私有地の範囲

第2節 活用の現状と課題

島原城跡は、史跡指定以前から都市公園・観光地・文教施設用地として土地利用がされてきた。今後、史跡として適切に活用を進めていく必要があることから、現在の活用状況と課題を抽出する。

(1) 構成要素ごと

史跡の本質的価値を構成する要素は、適切な活用を行う必要がある。島原城跡では、都市公園、観光施設、文教施設としてすでに活用されており、その内容は、主として観光地としての集客やイベント等である。

構成要素ごとの活用の現状と課題については、第4-2-1表から第4-2-3表にまとめた。

第4-2-1表 本丸（堀）における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の活用の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周上段石垣 内周下段石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 観光目的で訪れる者は多い 曲輪の説明や役割の説明がされていない 模擬天守周辺と本丸北側が駐車場になっている No.1221石垣が崩落の恐れがあるため本丸南側は立入禁止となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客は多いが市民の来訪状況を把握する必要がある 説明板が設置されていない 石垣の崩落防止策の検討が必要である
虎口	鏡石群	<ul style="list-style-type: none"> 梅園として利用され、婦人会と小学生による梅ちぎりが行われている まち歩き講座等の機会に解説を実施している 島原城指定管理者が実施するゲーム形式のイベントにおいてチェックポイントとして活用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 季節により梅の花や葉で鏡石が見にくい部分がある
	埋門	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の動線から外れた場所にある 	<ul style="list-style-type: none"> 説明板が設置されていない
櫓台	櫓台1（二階櫓） 櫓台2（平櫓） 櫓台3（二階櫓）	<ul style="list-style-type: none"> 古野梅苑等として活用されているが、櫓や櫓台などが持つ城の機能の情報発信がされていない 	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の櫓の役割の周知方法を検討する
地下埋没遺構	天守台根石	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵されている 	<ul style="list-style-type: none"> 露出している遺構ではないため、説明板等で解説する必要がある
	石列状遺構		
	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵されている可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査で確認された場合、どのような情報発信が可能か検討を要する
堀	石垣	<ul style="list-style-type: none"> 堀底の南東側でレンコン掘り大会が開催されている 堀底がゲートボール場や散策コースとして使用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 堀底への人の立入りは、安全上の問題があるため、危険性を周知し、堀への立ち入りを禁止する必要がある
水利施設	石組水路	<ul style="list-style-type: none"> 地下に保存されている 	<ul style="list-style-type: none"> 露出している遺構ではないため、説明板等で解説する必要がある
井戸	井戸（2基）	<ul style="list-style-type: none"> 井戸の2基のうち1基に説明板が設置されている 来訪者の動線から外れた場所にある 本丸北側の井戸周辺はNo.1311石垣解体の築石・背面土の置場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者への誘導サインが必要である 見学可能な状態へ復旧する必要がある

次ページに続く

分類	要素	現状	課題
建築物	「島原城御馬見所」	<ul style="list-style-type: none"> 晴天時は襖を開放しており、建物内部が見学できる 本丸に移築されているため、来訪者は多い 本丸で開催されるイベントに併せて、お茶のふるまいが行われている 建築物の説明板が設置されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建築物であることの周知が必要である 移築された建築物であることの周知がなされていないため、来訪者に誤解を与える恐れがある
橋	廊下橋	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月から2月まで、木製パネルと作業足場で作られた廊下橋が設置され、この際の廊下橋の説明板が現在も設置されている 	<ul style="list-style-type: none"> 本丸への唯一の出入口として、廊下橋が存在したことの周知が必要である

第4-2-2表 ニノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の活用の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 島原文化会館と森岳公民館の利用で訪れる者は多い 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板が設置されていない 改変により江戸期の二ノ丸がどのような役割をもち、どのような施設が建っていたのか訪問者に伝わらない 城跡めぐり等のイベントにおいても二ノ丸について紹介される機会が少ない
橋	土橋	<ul style="list-style-type: none"> 改変は大きいですが、二ノ丸への出入口としての機能は維持されている 	
櫓台	櫓台1（多門櫓・二階櫓・弓櫓） 櫓台2（一之鉄門）	<ul style="list-style-type: none"> 櫓台としての活用がされていない 	
石塁	石塁	<ul style="list-style-type: none"> 石塁としての活用はされていない 	
地下埋没遺構	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 地下に埋蔵されている可能性がある 	

第4-2-3表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の活用の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	帯曲輪の一部（松平勘解由邸跡）	<ul style="list-style-type: none"> 標柱が設置されている 島原図書館は年間33,000人の利用があっている 島原図書館で毎月、郷土史を学ぶ会が開催されている 芝生広場には発掘調査の成果を紹介する説明板を設置している 	<ul style="list-style-type: none"> 島原図書館の敷地となっているため県史跡指定範囲であることが分かりにくい
虎口	大手口	<ul style="list-style-type: none"> 北側が芝生広場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 芝生広場の入口がチェーンで常時閉鎖されているため、来訪者が入りにくい 芝生広場の活用方法を検討する必要がある
櫓台	平櫓	<ul style="list-style-type: none"> 史跡めぐり等で、見学を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 国有地及び民有地であるため、場所そのものの活用ができない
屋敷跡	小早川邸	<ul style="list-style-type: none"> 不定期に公開されている 	<ul style="list-style-type: none"> 島原城跡の県史跡指定範囲であることが周知されていない 常時公開する方法の検討が必要である

第2節 活用の現状と課題

(2) 地区ごと

島原城跡の本丸・二ノ丸・外曲輪における県史跡指定範囲に存在する施設等の利用状況等について、第4-2-4表から第4-2-8表にまとめた。

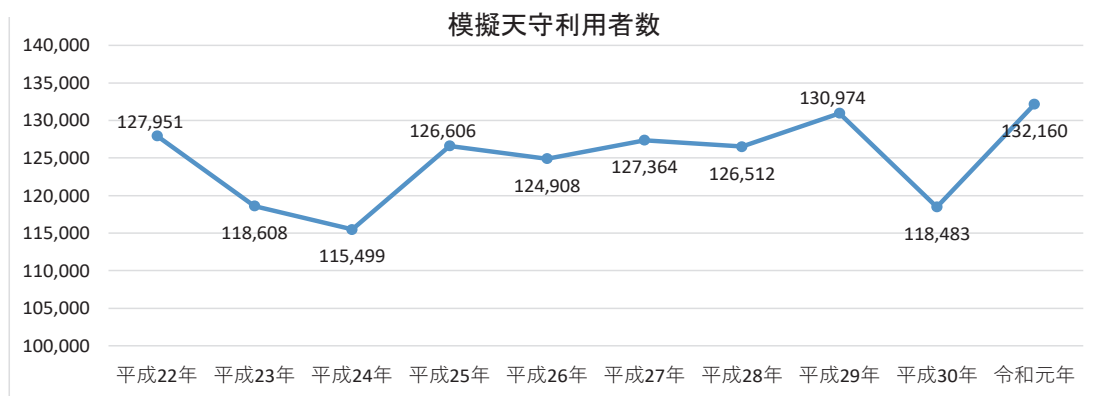
①本丸の利用状況

都市公園の施設として、昭和35年（1960）に西の櫓が建設されたのち、模擬天守等が建設されている。現在は、観光施設として利用され、島原城指定管理者が管理を行っている。令和元年（2019）の模擬天守等の利用者は、132,160人である。本丸への入場者は213,332人で、島原市随一の観光地となっている。ハード面では、観光客の便益を図るため、駐車場・休憩所（売店）・屋外トイレ・キャンピングカー・バス等が設置されている。模擬天守や模擬櫓は、資料館や戦没者慰霊施設として利用されている。これらの施設では、老朽化による修繕工事が予定されており、修繕工事で史跡の保存の調整が必要である。また、模擬天守では、資料の保存を目的とした空調設備の設置も予定されており、同様に調整が必要である。ソフト面では、島原城七万石武将隊による島原城跡の歴史紹介や演舞、ボランティアガイドによる史跡やキリシタン史料館のガイドが行われている。統一された現地説明板や正式なガイダンス施設が無い現状であり、対人的に島原城跡の紹介やガイドが行える者の存在は大きい。

第4-2-4表 本丸の模擬天守等の利用状況

要素名	施設名 (島原城条例)	用途 (建物台帳)	建築年	施設概要	構造
模擬天守	天守閣	資料博物館	昭和39年	資料博物館	鉄筋コンクリート造瓦葺五階建
模擬櫓(西の櫓)	西の櫓	西櫓	昭和35年	戦没者慰霊	鉄筋コンクリート造瓦葺三階建
模擬櫓(巽の櫓)	西望記念館	西望記念館	昭和47年	北村西望の作品展示	鉄筋コンクリート造瓦葺三階建
模擬櫓(丑寅の櫓)	丑寅の櫓	丑寅の櫓	昭和55年	民具資料館	鉄筋コンクリート造瓦葺三階建
休憩所(売店)	—	休憩所(売店)	平成3年	休憩所/売店	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建
観光復興記念館	観光復興記念館	観光復興記念館	平成8年	展示室/映像シアター	鉄筋コンクリート造瓦葺二階建

第4-2-5表 模擬天守利用者数



※模擬天守利用者数は、『令和元年（1月～12月）島原市観光客動態調査』の「7 令和元年度観光施設入館者数」から引用した。

②二ノ丸の利用状況

二ノ丸も本丸同様、都市公園となっている。また、島原文化会館・森岳公民館が建設され、建築面積は二ノ丸の約半分をしめる。島原文化会館・森岳公民館利用者のための駐車場も建設されている。土橋付近には、屋外トイレと観光バス用の駐車スペースが設置されている。令和元年度の島原文化会館の年間利用者は95,430人、森岳公民館の利用者は35,640人である。将来的には、これら公共施設の廃止・移転・撤去の計画があり、その後の史跡としての活用のあり方を検討していく必要がある。

第4-2-6表 ニノ丸の文教施設の利用状況

施設名	建築年	施設概要	構造
島原文化会館	昭和49年	公共ホール	鉄筋コンクリート造二階建
森岳公民館	昭和45年	地区公民館	鉄筋コンクリート造二階建

③外曲輪の利用状況

外曲輪の県史跡指定範囲には、島原図書館が建設され、肥前島原松平文庫が併設されている。令和元年度の島原図書館の利用人数は32,609人、肥前島原松平文庫の利用人数526人である。

第4-2-7表 外曲輪の文教施設の利用状況

施設名	建築年	施設概要	構造
島原図書館／肥前島原松平文庫	昭和61年	図書館／古文書収蔵施設	鉄筋コンクリート造二階建

④県史跡指定地内で実施される年間行事

島原城跡では、本丸・二ノ丸を中心に各種行事が実施されている。その内容について、第4-2-8表にまとめた。

第4-2-8表 島原城跡で実施される年間行事一覧表（令和元年）

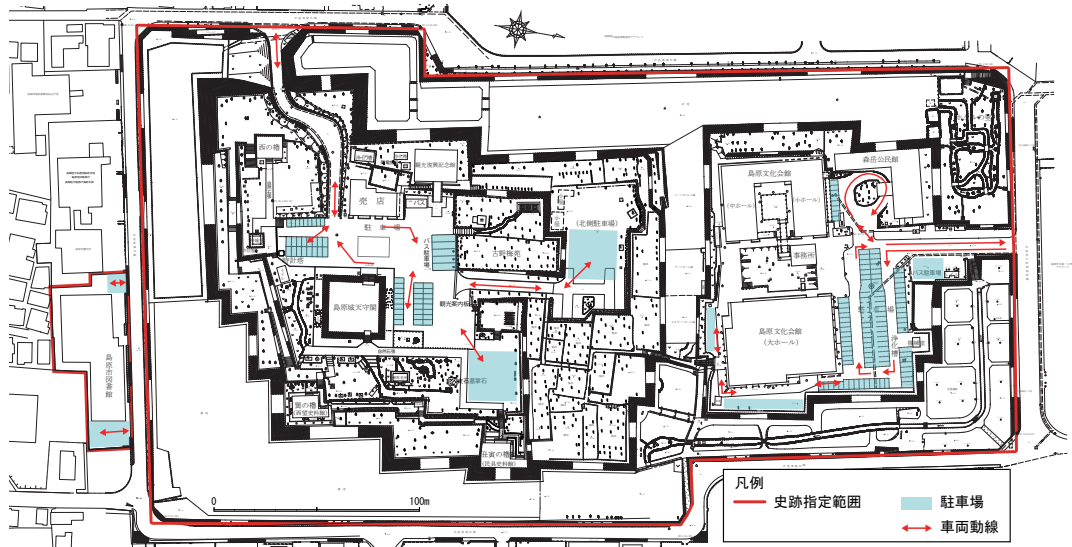
※中止された行事も含む

月	日	行事名	場所	備考
1	3	島原市成人式	二ノ丸	島原文化会館
1	6	島原市消防出初式	二ノ丸	島原文化会館
1	上旬	鬼火	三ノ丸	第一小学校
1	中旬	刀剣展	本丸	キリシタン史料館
2	22	しまばら浪漫ひなめぐりん	本丸	2/22～3/8
2	23	島原城 梅まつり	本丸	古野梅苑
3	14	第39回康平忌	本丸・二ノ丸	島原文化会館
3	18	第217回市民文化講座「近世初期における大名と古典」	二ノ丸	森岳公民館
3	22	第218回市民文化講座「これからの日米親善人形交流」	本丸	観光復興記念館
3	22	島原城 春まつり（皿山人形浄瑠璃ほか）	本丸	
5	3	第9回佐世保～島原ウルトラウォークラリー ゴール地点	二ノ丸	佐世保市～島原文化会館
5	上旬	青空おはなし会	大手口	島原図書館
8	中旬	島原城ビアガーデン	本丸	西の櫓周辺
8	下旬	市民文化講座	二ノ丸	森岳公民館
9	中旬	島原城秋祭り	本丸	
10		レンコン掘り大会	堀・外曲輪	
10		島原温泉不知火まつり／島原城新能	本丸・外曲輪ほか	
12	16	島原城城壁清掃作業（自衛隊）	本丸・二ノ丸・堀	
12	上旬	島原学生駅伝 開閉会式、ゴール地点	二ノ丸	島原文化会館
12	31	島原城カウントダウン	本丸	鐘撞堂ほか
12	下旬	島原城餅つき	本丸	
毎月	第4土曜日	郷土史を学ぼう会	大手口	島原図書館
不定期		島原コスプレの乱	本丸・二ノ丸ほか	

第2節 活用の現状と課題

⑤ 県史跡指定地内の車両の動線及び駐車状況

県史跡指定地内の車両の動線、駐車を示したものが第4-2-1図である。本丸・二ノ丸に車両が進入でき、駐車場が建設されている。来訪者の動線と車両の動線が交差する部分がある。二ノ丸は近隣の高校生の送迎場所ともなっており、城郭本来の動線が全く無視された利用がなされているのが実情である。



第4-2-1図 車両の動線と駐車場の状況

以上のように、島原城跡の本丸や二ノ丸等は、都市公園・観光地・文教施設として様々な人々によって多様な利用をされている。島原城跡の地区ごとの活用の現状と課題について、本丸・二ノ丸・三ノ丸・外曲輪・周辺地区に分け、第4-2-9表から第4-2-13表にまとめた。

第4-2-9表 本丸（堀）における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 模範天守（キリシタン史料館）など観光施設が建設され、島原市の観光拠点となっている 島原城跡を対象としたまち歩き講座が開催され、観光ボランティアガイドにより本丸・二ノ丸を中心に観光客への案内が行われている 島原市、島原城指定管理者等により季節ごとのイベントが行われている 堀石垣の南東側は模範天守と石垣の見学や写真撮影のスポットとなっているが、隣接した歩道が設置されていない 昭和30年代以降に植栽された松や梅が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な施設が設置され、昭和30年代以降の植栽が多いため、本丸本来の姿が理解しづらい 模範天守等が本来の天守等とどのような相違点等があるのかを周知する必要がある 市教育委員会が設置している史跡説明板は本丸西側の車路入口に1ヶ所であり、県史跡の周知が不足している 島原城跡を対象としたまち歩き講座などは行われているが、開催頻度が低い 車道で写真撮影を行う観光客も多く、交通事故の危険性があるため、対策が必要である 植栽された松や梅等により櫓台などが見えにくい場所があり、視認性や景観を向上させるためにも計画的に植栽管理を行う必要がある

第4-2-10表 二ノ丸における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 森岳公民館、島原文化会館が建設され、市民の芸術文化活動や社会教育活動の場となっている 森岳公民館等で市民を対象に歴史講座が開催されている 島原城を対象としたまち歩き講座が開催され、観光ボランティアガイドにより本丸、二ノ丸を中心に観光客への案内が行われている 史跡の説明板が設置されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の説明板が設置されていないため、史跡の情報を日常的に発信できていない

第4-2-11表 三ノ丸における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 行政が主催するまち歩き講座では学校敷地に入り、見学することがある 曲輪や水利施設等の説明板がない 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構等を見るために学校敷地に入らなければならないため、一般の来訪者が見学しにくい 島原城跡の一部であることの周知が不足している

第4-2-12表 外曲輪における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 行政が主催するまち歩き講座では個人住宅の庭園に入り、見学することがある 堀端から見る本丸と二ノ丸の景観が、堀石垣の天端に植栽された桜や電柱及び電線によって阻害されている 堀の周回道路の南側と東側は、堀側に歩道が整備されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅に残る庭園等は一般の来訪者が見学しにくい 堀端から見る本丸と二ノ丸の景観の回復を検討する必要がある 車道で写真撮影を行う観光客も多く、交通事故の危険性があるため、対策が必要である

第4-2-13表 周辺地区における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 鉄砲町に残されている武家屋敷が観光地となっている 森岳商店街に残る古民家が集会所や商店として活用されている 城下町や築城以前の歴史を紹介するまち歩き講座が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> 城跡と周辺地区の連携した活用方法の検討が必要である

(3) 城跡全体

島原城跡全体の景観的な現状は、北半は市街地となり、小早川邸など城跡の本質的価値を構成する要素が部分的に残されているものの、城跡に伴う遺構であることが認識しづらく、周知と活用ができていない部分が多い。南半は本丸・二ノ丸の曲輪や石垣など本質的価値を構成する要素が顕在化しており、城跡の景観を利用した都市公園・観光地・文教施設として市民及び観光客の憩いの場として公開・活用されている。

本丸は昭和30年代から観光地となっており、島原市・島原城指定管理者・各種団体により観光客の集客を目的としたイベントが数多く行われている。二ノ丸では、島原文化会館・森岳公民館で、不特定多数の者が集まるコンサートや研修会等が行われている。

城跡全体の活用の現状と課題について、第4-2-14表にまとめた。

第4-2-14表 城跡全体における活用の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> 本丸、二ノ丸、堀は昭和10年（1935）に都市公園に指定されている 本丸は、模擬天守（キリシタン史料館）、模擬櫓（西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓）、休憩所（売店）など観光施設が建設され、島原市の観光拠点となっている 二ノ丸は、島原文化会館、森岳公民館が建設され、市民の芸術文化活動や社会教育活動の場となっている 森岳公民館等で市民を対象に歴史講座が開催されている 島原城を対象としたまち歩き講座が開催され、観光ボランティアガイドにより本丸、二ノ丸を中心に観光客への案内が行われている 島原城指定管理者等により季節ごとのイベントが行われている 本丸を中心にしてイベントが開催されている 説明板などのサインが少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 城跡の北半は宅地開発が進んでおり、史跡の景観が見えにくくなっているため、史跡としての活用が難しい まち歩きや観光客への案内は、城跡の南半に限定されることが多く、外曲輪や周辺地域も含めた活用方法を検討する必要がある 本丸は観光、二ノ丸は文化活動の場として多くの者が利用しているが、史跡の魅力を発信する本来の活用が少ない 説明板等のサインが不足しているほか、現在設置されているサインについても設置者が異なっており、統一されていない。景観に配慮したサイン計画を策定する必要がある

第2節 活用の現状と課題



史跡めぐりイベントの内容



史跡めぐりのチェックポイントに設置されている石垣の説明板



市民向け連続講座の実施



歴史講座



シンポジウム



史跡散策講座



子ども向け史跡散策イベント



市民による廊下橋イベント



文化財防火デー放水訓練



薪能



観光イベント



皿山人形浄瑠璃の公演



餅つきイベント



小早川邸での講座



市HPでの周知

第4-2-2図 島原城跡における活用事例

第3節 整備の現状と課題

島原城跡は、都市公園の整備や観光施設及び文教施設の建設に伴う整備は実施しているが、史跡の保護を目的とした整備は少ない。今後は、発掘調査や史料調査の成果に基づいて、計画的に県史跡の保存・活用を推進していくための整備を行う必要がある。

(1) 構成要素ごと

構成要素ごとの整備の現状と課題を第4-3-1表から第4-3-3表にまとめた。

第4-3-1表 本丸（堀）における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の整備の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周上段石垣 内周下段石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 石垣復旧に併せて、当該石垣上部に排水溝が敷設されている 模擬天守周辺と曲輪の北側は駐車場となっている No.1221石垣が崩落の恐れがあるため本丸南側は立入禁止となっている 大雨時、本丸東部の帯曲輪に雨水が集中することがある 	<ul style="list-style-type: none"> 史料調査や発掘調査等成果に基づく計画的な整備を行う必要がある 本質的価値を構成する要素であることを表示する必要がある 駐車場については移転の検討が必要である 危険な石垣は、安全性を確保し公開に向けた整備が必要である 石垣などへの悪影響も考えられるため、雨水の排水方法の検討が必要である
虎口	鏡石群	<ul style="list-style-type: none"> 観光目的の説明板を設置している 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な整備を行う必要がある サイン等は本質的価値を構成する要素とそれ以外の要素を区別して表示する必要がある
櫓台	櫓台1(二階櫓) 櫓台2(平櫓) 櫓台3(二階櫓)	<ul style="list-style-type: none"> 梅や藤棚の植栽や松倉重政公祭祀の祠が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止柵等の設置を行い、安全対策を図る必要がある 園路整備は、来訪者の動線を想定し行う必要がある
地下埋没遺構	天守台根石	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等の結果を表示していない 	<ul style="list-style-type: none"> 説明板表示や遺構表示をする必要がある 計画的な整備を行う必要がある
	石列状遺構		
	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 埋没している井戸が排水機能を持つ可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の排水方法として井戸の存在を考慮する必要がある
堀	石垣	<ul style="list-style-type: none"> ハラミや突出がみられる危険石垣の存在を把握している 堀へ降りる階段を設置している 堀底にゲートボール場が整備されている他、市民の散策コースとなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に修理する必要がある 水堀の景観を復元するための計画的な整備を行う必要がある 堀底への立入について石垣の崩落等の危険性を周知し、立入を禁止する必要がある
水利施設	石組水路	<ul style="list-style-type: none"> 保存のために埋め戻しを行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 史料調査や発掘調査等の成果に基づき計画的な整備や機能の回復を行う必要がある
井戸	井戸(2基)	<ul style="list-style-type: none"> 見学の動線を想定していない 本丸南側の井戸には、説明板が設置されている 本丸北側の井戸周辺はNo.1311石垣解体の築石、背面土の置場となっており、近くで見学できない 	<ul style="list-style-type: none"> 本丸北側井戸周辺の整頓を行う必要がある
建築物	「島原城御馬見所」	<ul style="list-style-type: none"> 昭和40年(1965)に現在地に移築された 	<ul style="list-style-type: none"> 放水銃等の防火設備が必要である 発掘調査や史料調査で旧所在地が特定された場合は、移築を検討する

次ページに続く

第3節 整備の現状と課題

分類	要素	現状	課題
橋	廊下橋	<ul style="list-style-type: none"> 廊下橋そのものの整備は行われていない 二ノ丸から本丸へ移動するための階段が設置されている 	<ul style="list-style-type: none"> 二ノ丸から本丸に移動するためには堀底へ降りなければならない 水堀の景観復元を行い、二ノ丸から本丸の動線回復を図る場合は、二ノ丸と本丸の間に「橋」が必要になる 史料調査や発掘調査等の成果に基づき計画的な整備を行う必要がある

第4-3-2表 二ノ丸における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の整備の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	内周石垣 外周石垣	<ul style="list-style-type: none"> 石垣に繁茂する植物の除去を定期的に行っている 島原文化会館と森岳公民館利用者のための駐車場となっており、アスファルトが敷設されている 	<ul style="list-style-type: none"> 変状がある石垣は修理する必要がある 史料調査や発掘調査等を行い、動線等整備する必要がある
橋	土橋	<ul style="list-style-type: none"> 石垣に繁茂する植物の除去を定期的に行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 変状がある石垣は修理する必要がある 拡幅部分を撤去する必要がある
櫓台	櫓台1（多門櫓・二階櫓・弓櫓） 櫓台2（一之鉄門）	<ul style="list-style-type: none"> 整備が行われていない 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽状況の調査に基づき計画的な管理を行う必要がある 計画的な整備を行う必要がある
石塁	石塁		
地下埋没遺構	井戸	<ul style="list-style-type: none"> 埋没している井戸が排水機能を持つ可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 排水計画で井戸の存在を考慮する必要がある

第4-3-3表 外曲輪における県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の整備の現状と課題

分類	要素	現状	課題
曲輪	帯曲輪の一部 (松平勘解由邸跡)	<ul style="list-style-type: none"> 県史跡の整備は行っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 史料調査や発掘調査等を実施し調査成果に基づき、計画的な整備を行う必要がある
虎口	大手口	<ul style="list-style-type: none"> 北側は市有地で、発掘調査で確認された石組堅坑等を地下に保存し、芝生広場となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市有地として取得後、発掘調査等を実施し遺構を確認した場合は、調査成果に基づき適切に保存する
櫓台	平櫓	<ul style="list-style-type: none"> 県史跡に指定されておらず、整備は行っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 国有地及び民有地であり、整備については所有者の合意を得る必要がある
侍屋敷	小早川邸	<ul style="list-style-type: none"> 明治23年（1890）建築の主屋や江戸時代後期の門を適宜修理している 定期的に除草作業を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 防火対策を講じる必要がある 腐朽箇所や漏水箇所を把握し国登録有形文化財の価値を持つ部分は保存し、活用方法等を鑑みた修理を行う必要がある

(2) 地区ごと

島原城跡の地区ごとの整備の現状と課題について、本丸・二ノ丸・三ノ丸・外曲輪・周辺地区に分け、それぞれを第4-3-4表から第4-3-8表にまとめた。

第4-3-4表 本丸（堀）における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園として整備しており、都市公園の整備に伴い観光施設やインフラ整備、道路、駐車場等が設けられている ・模擬天守（キリシタン史料館）、模擬櫓（西の櫓、巽の櫓、丑寅の櫓）、模擬塀を観光目的で整備している ・堀にわたるの里跡地、菖蒲園跡地の工作物が残されている ・石垣復旧に併せて、当該石垣上部に排水溝が敷設されている ・本丸と二ノ丸の動線は堀底におりる ・堀底に降りずに本丸へ入退場する動線は車路しかない ・緊急通報時の利用等を想定し電話ボックスが設置されている ・史跡の価値を知るための説明板等が少ない ・石垣の経年劣化が進行し、崩落の危険がある箇所がある ・「島原城御馬見所」の防火対策が不足している ・昭和30年代以降に植栽された松や梅が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・史料調査や発掘調査等成果に基づく計画的な整備を行い、本丸本来の機能や景観を回復する必要がある ・県史跡指定範囲と本質的価値を構成する要素の内容を紹介する説明板を計画的に設置する必要がある ・変状がある石垣は計画的に修理する必要がある ・植栽状況の調査に基づく計画的な管理を行う必要がある ・石垣の崩落等の危険性を周知し、立入制限や禁止の措置をとる必要がある ・堀の計画的な整備を行い、原状回復を行う必要がある ・本丸へ入退場する動線の変更を検討する必要がある ・車路を撤去する場合、緊急車両等の乗入のために橋等の設置について検討を行う必要がある ・「島原城御馬見所」は、防火設備の整備が必要である ・本丸本来の機能や景観を回復するために植栽状況の調査に基づく計画的な植栽管理を行う必要がある

第4-3-5表 二ノ丸における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園として整備しており、島原文化会館、森岳公民館、駐車場を建設している ・石垣の経年劣化が進行し、崩落の危険がある箇所がある ・昭和30年代以降に植栽された桜等が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・史料調査や発掘調査等成果に基づく計画的な整備を行い本丸本来の機能や景観を回復をする必要がある ・県史跡指定範囲と本質的価値を構成する要素の内容を紹介する説明板を計画的に設置する必要がある ・変状がある石垣は計画的に修理する必要がある ・二ノ丸本来の機能や景観を回復するために植栽状況の調査に基づく計画的な管理を行う必要がある

第4-3-6表 三ノ丸における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・大部分が学校敷地である ・曲輪や水利施設、地下埋没遺構を知るための説明板等がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・島原城跡の本質的価値を構成する要素の内容を紹介する説明板を計画的に設置する必要がある ・将来的に県史跡へ追加指定された場合は、学校移転等の検討を行い、史料調査や発掘調査等の調査結果に基づき移転後の計画的な整備を行う必要がある

第4-3-7表 外曲輪における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・大手口で地下遺構を確認した場所は、芝生広場として整備し、遺構の説明板を設置している 	<ul style="list-style-type: none"> ・史料調査や発掘調査等成果に基づく、計画的な整備を行う必要がある

第3節 整備の現状と課題

第4-3-8表 周辺地区における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・下の丁（鉄砲町）に茅葺屋根の侍屋敷3棟と道路中央の水路を整備している ・森岳商店街の登録有形文化財の一部が修景されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町として周遊を促す動線を計画的に整備する必要がある

(3) 城跡全体

島原城跡における都市公園としての整備は完了しており、現在、都市公園管理の事業は、公園機能の維持管理のみ行われている。島原市都市整備課が毎年7月から8月に石垣の除草を実施している。また、陸上自衛隊第16普通科連隊（大村市）には、毎年12月の石垣除草作業を昭和52年（1977）から継続して実施いただいている。観光地として、模擬天守（キリシタン史料館）・模擬櫓（西の櫓・巽の櫓・丑寅の櫓）・模擬塀を建設しており、この維持管理のための修繕等の予定がある。また、これらの施設では、台風等による災害被害による修理も例年発生している。個別施設計画では、島原文化会館の廃止を令和8年度（2026）に予定している。島原城跡全体の整備の現状と課題と県史跡指定範囲の整備の現状と課題について、第4-3-9表にまとめた。

第4-3-9表 城跡全体における整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備をほとんど行っていない ・本丸（堀）は、都市公園と観光施設の整備を行っている ・二ノ丸は文教施設が設置されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園や観光施設、文教施設の設置で実施された整備と史跡整備の調整が必要である ・史跡整備の方針や計画を策定し、計画的な整備を行う必要がある

県史跡指定範囲は、昭和10年（1935）の都市公園認定後、都市公園としての整備を実施し、現在まで都市公園及び観光地として整備を行ってきた。この整備内容は、本質的価値を構成する要素以外のその他要素に分類している公園・観光・文教施設等に付随するものと公園・観光・文教施設等に関するものがある。県史跡の保存と活用のための整備は説明板の設置のみであり他の整備は実施していない。県史跡指定範囲全体の整備の現状と課題を、第4-3-10表にまとめた。

第4-3-10表 県史跡指定範囲の整備の現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・石垣崩落の復旧以外の整備を現在に至るまで実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の策定を行い、史跡の整備のゾーニング等の検討を行う必要がある ・保存を目的とした整備（復旧・復元・防災）、活用を目的とした整備（環境整備・標識等）を進める必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備で、史跡の本質的価値を構成する要素に物理的及び景観上の影響を与えているものがある ・史跡の復旧、修理、復元に対応できる史料調査や発掘調査等の成果を蓄積していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の都市公園と観光の利用状況との調整を行い適切に整備（既存施設の廃止、移転、撤去、樹木の整理、本質的価値を構成する要素の復旧等）する必要がある ・史料調査や発掘調査等を継続し、史跡の全体像を解明するとともに、整備に向けて資料を蓄積することが必要である
<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の計画に基づき、樹木の整理が行われ眺望点などを設置している 	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する要素の顕在化を十分に図る必要がある ・樹木の整理については、植栽状況の調査に基づく計画的な管理を行う必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ・県史跡指定地内に駐車している ・県史跡指定地外に駐車場を設置しているが、十分な台数を確保していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・県史跡指定地外に用地を確保し駐車場を整備するなど検討が必要である。確保できた場合は、車の乗入れ制限について検討する ・人と車の動線を把握することが必要である

第4節 運営・体制の現状と課題

県史跡の保存・活用を推進するために、県史跡指定範囲の運営・体制の現状を把握し、課題を抽出する。

(1) 維持管理の運営・体制の現状

構成要素ごとの管理主体を第4-4-1表から第4-4-4表にまとめた。

第4-4-1表 県史跡島原城跡の本質的価値を構成する要素の管理主体

場所	分類	要素	管理主体				
			市社会 教育課	市都市 整備課	市 観光課	民間	その他
本丸	曲輪	内周上段石垣		○			
		内周下段石垣		○			
		外周石垣		○			
	虎口	鏡石群		○			
		埋門		○			
	櫓台	櫓台1 (二階櫓)			○		
		櫓台2 (平櫓)			○		
		櫓台3 (二階櫓)				○	
	地下埋没遺構	天守台根石	○				
		石列状遺構	○				
		井戸	○	○			
	堀	石垣		○			
	水利施設	石組水路	○				
	井戸	井戸 (2基)			○		
	建築物	「島原城御馬見所」	○		○		
橋	廊下橋	○ (橋台)	○ (橋脚)		○ (橋台)	※橋台・橋脚が地下に存在する可能性がある	
二ノ丸	曲輪	内周石垣		○			
		外周石垣		○			
	橋	土橋	○	○			
		櫓台	櫓台1 (多門櫓・二階櫓・弓櫓)	○			
		櫓台2 (一之鉄門)	○				
	石塁	石塁	○				
地下埋没遺構	井戸	○					
外曲輪	曲輪	帯曲輪の一部 (松平勘解由邸跡)	○				
	虎口	大手口	○			長崎地方裁判所島原支部	
	櫓台	平櫓			○	島原拘置支所	
	侍屋敷	小早川邸			○		

第4節 運営・体制の現状と課題

第4-4-2表 史跡の公開のため設置されたものの管理主体

場所	分類	要素	管理主体				
			市社会 教育課	市都市 整備課	市 観光課	民間	その他
本丸	サイン等	史跡説明板等	○			○	

第4-4-3表 公園・観光・文教施設等に付随するものの管理主体

場所	分類	要素	管理主体				
			市社会 教育課	市都市 整備課	市 観光課	民間	その他
本丸	観光施設	料金所			○		
		しまばらめぐりん バス停			○		
		車中泊関連施設			○		
	便益施設	屋外トイレ			○		
		電話ボックス			○	○	
	インフラ設備	配電施設			○		
		浄化槽			○		
	道路	車路			○		
		歩道（堀入隅上部）			○		
	植栽	古野梅苑			○		
		梅園（本丸枳形）			○	○	
		桜			○		
		藤棚			○		
		その他植栽			○		
	サイン等	その他のサイン等			○		
二ノ丸	便益施設	屋外トイレ	○				
		電話ボックス	○			○	
	インフラ整備	浄化槽	○				
		都市ガス	○				
		電話線	○				
		配電施設	○				
	植栽	桜	○				
		その他の植栽	○				
	サイン等	その他のサイン等	○		○		

第4-4-4表 公園・観光・文教施設等の管理主体

場所	分類	要素	管理主体				
			市社会 教育課	市都市 整備課	市 観光課	民間	その他
本丸	観光施設	休憩所（売店）			○		
		観光復興記念館			○		
		鐘撞堂			○		
		時計塔			○		
		駐車場			○		
		投光器			○		
		倉庫			○		
		模擬天守（キリシ タン史料館）			○		
		模擬櫓（西の櫓・ 巽の櫓・丑寅の櫓）			○		
		模擬塀			○		
	記念碑等	松倉重政公御祭祀 の祠			○		
		銅像等			○		
		記念碑			○		
	公園施設	ゲートボール場					市福祉課
ほたるの里跡地			○				
菖蒲園跡地			○				
永久標識	三等三角点標石					国土地理院	
二ノ丸	文教施設	島原文化会館	○				
		森岳公民館	○				
		駐車場	○				
	記念碑等	記念碑	○				
外曲輪	公共施設	島原図書館	○				

（2）活用事業の運営・体制の現状

活用事業については、外部団体や島原城指定管理者、島原市教育委員会によって事業を運営している。長崎県指定史跡との調整が必要な案件が発生した場合は、担当部局と島原市教育委員会等、関係機関で協議を行い、意思疎通と情報共有を行っている。また、島原城築城400年記念事業で歴史講座等の活用事業を実施している。

（3）運営・体制の課題

県史跡の本質的価値を構成する要素の管理主体が多岐にわたり、保存活用事業の運営が確立していないため、まずは島原市の関係課による連携体制の構築が必要であり、島原城跡に関わる外部機関にも保存の理解を求める必要がある。市民や市民団体は、島原城跡に対する愛着や、観光資源としての活用への期待を持っているため、保存に関わる制限について理解を図るとともに、史跡の保存や活用について協力を得る体制を構築する必要がある。

島原城跡の保存と活用を図っていくためには、人的にも予算的にも持続可能な方法を検討する必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

島原城は、松倉重政が近世初頭に築城した城郭であり、寛永14年（1637）の島原・天草一揆、寛政4年（1792）の眉山の大崩落（島原大変）など、全国でも稀にみる歴史的大事変を乗り越えてきた。また、明治6年（1873）の廃城令により民間に払い下げられたが、後に島原市が本丸・二ノ丸を買収するなど、様々な経緯の中であって築城後約400年経った今日においても築城時の姿を窺い知ることができる。

現在、島原城跡や鉄砲町といった歴史的な遺産は、周辺地域に居住する市民の誇りとなっており、市民をはじめ島原市を訪れる多くの人を魅了している。しかし、島原城跡の調査研究は未だに不十分であるとともに、これら文化財が持つ価値の理解や後世に引き継いでいく必要性について、市民に周知が行き届いているとはいえない状況である。

これまで、先人たちが守ってきた貴重な“島原の歴史遺産”について、さらに価値を磨き上げ、後世に確実に引き継いでいくために、本史跡の保存・活用・整備・運営体制に関する現状と課題を踏まえ、本計画の大綱を次のように設定する。

大綱

～ まもる ～

地域の宝である島原城跡を、行政と市民が協力して確実に守り、次世代に継承します。

～ しらべる ～

島原城跡の調査や研究を継続して行い、新たな価値や歴史的な事実を探求します。

～ まなぶ ～

島原城跡の歴史と価値を学び、「島原学」へ発展させる拠点にします。

～ みせる ～

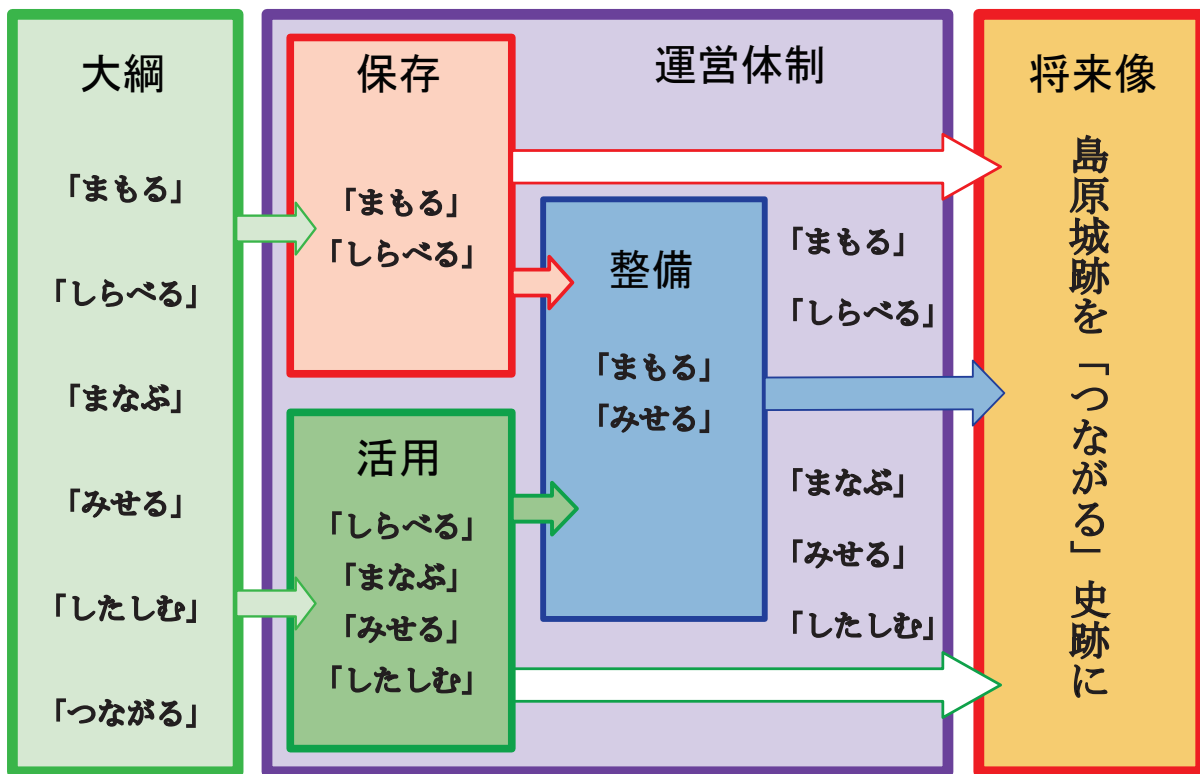
島原城跡の魅力をわかりやすく見せるための工夫をします。

～ したしむ ～

島原城跡の歴史的空間を回復し、市民が親しみを持てる史跡にします。

～ つながる ～

島原城跡と「市民」・「地域」・「人」・「世界」・「未来」がつながる史跡にします。



第5-1-1 図 大綱と保存・活用・整備・運営体制・将来像の相関図

第2節 基本方針

島原城跡は近世城郭としての歴史性を基盤に、近代以降も島原の都市的変遷に伴い様々な要素を加えながら、島原の歴史と文化を象徴する存在として、多くの市民によって今日まで大切に継承されてきた。島原城跡の保存（保存管理）、活用、整備にあたっては、これまでの歴史的な経緯を踏まえつつ、本質的価値を構成する要素である近世城郭としての遺構の保存を第一義とし、将来的に国の史跡指定を目指すことも視野に入れて取り組むこととする。その一方で島原城跡は、史跡としての側面のほかにも都市公園や多くの来訪者が訪れる県内有数の観光地でもある。そのため、これらとの調和を図りながら各種取組を進めていくこととし、以下に掲げる保存、活用、整備、運営体制の基本方針のほか、本史跡と歴史的な関連性がある鉄砲町や深溝松平家墓所、城下町など周辺地域の保護に関して地域住民の協力を求めるとともに、市民生活との共存に配慮しつつ、一体的な保存を図るものとする。

(1) 保存（保存管理）の基本方針

- ① 史跡の本質的価値を損なうことがないように、その構成要素に対して現状保存を基本とした保存管理を厳密に行う。これらのき損や価値の衰亡の恐れがある場合には速やかに対策を講じ、未然に防止する。
- ② 都市公園や観光施設等の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素については、当面の維持管理に係る現状変更の取扱方針及び取扱基準を定めて、本質的価値を構成する要素の保存に影響が及ばないようにする。中長期的にはこれらの統合・撤去・移設を進めていくこととし、近世城郭本来の姿を目指して改善を図る。
- ③ 島原城跡の調査研究を継続的に行い、その成果に基づいて保存管理を進める。地下遺構の残存状況を確認するための発掘調査や史料調査を計画的に行う。
- ④ 周辺と一体となって史跡にふさわしい良好な景観の形成を推進する。
- ⑤ 外曲輪の櫓台等が把握されている遺構については、県史跡の追加指定候補に明確に位置づけ、所有者等に対し継続して指定に向けた働きかけを行う。

第2節 基本方針

(2) 活用の基本方針

- ① 史跡の本質的価値を継承する。発掘調査等の成果も積極的に公開し、訪れる人々がより理解を深めることができるようにする。
- ② 学校教育や社会教育、生涯学習の場としても公開活用を進めて、保護の担い手育成につなげていく。
- ③ 市民や来訪者に分かりやすく伝えるため、最新技術の導入やユニークなアイデアを取り入れた公開活用を進める。
- ④ 史跡としての保存を前提としながら、都市公園や観光地としての活用との調和を図る。憩いの場や賑わいの場としても多くの人々に訪れてもらえる場所を目指して取り組む。
- ⑤ 地域経済や観光の活性化のための地域の資産としての役割も期待されていることから、本質的価値を活かしたまちづくりを進めることによって、島原市の魅力向上にもつなげていく。

(3) 整備の基本方針

① 保存のための整備

保存に際しては、史跡の価値を担保し、その保存をより確実なものとするために必要な整備を検討し、実現を図る。

- ・発掘調査や史料調査などが不十分であるため、更に遺構調査を進め、遺構全体の関連性と機能を明らかにし、その結果に基づいた保存のための整備を行う。
- ・定期点検を行い、石垣の崩落等の恐れがある場合には、崩落等を防ぐ措置と人を近づけないなどの安全対策を講じる。
- ・石垣のハラミや石材の抜け等、現状把握に努め、石垣調査の成果を受けた整備計画を策定する。
- ・本質的価値を構成する要素を本来の機能や景観に回復させる。

② 活用のための整備

島原城跡の歴史的・文化的価値を伝え理解促進を図るため、価値の分かりやすさや来訪のしやすさといった観点から、効果的な活用のための整備を関係者とともに検討し、実現化を図っていく。そのための島原城に関する調査研究の継続を前提とする。

- ・発掘成果に基づき、公開活用に向けた整備を検討する。
- ・本来の登城ルートを分かりやすく伝えるため、表示設備（説明板・案内板・表示板）などの情報発信設備について統一的な整備を行う。
- ・城郭の全体像が把握でき、なおかつ現地に簡単にアプローチできるよう表示施設などの情報発信施設を整備する。また、将来的には本来の動線を回復させる。
- ・危険箇所など立入を制限している区域は、来訪者の安全性の確保を図るための整備を行う。
- ・自然災害の発生を想定し、被害を最小化するための減災にも取り組む。

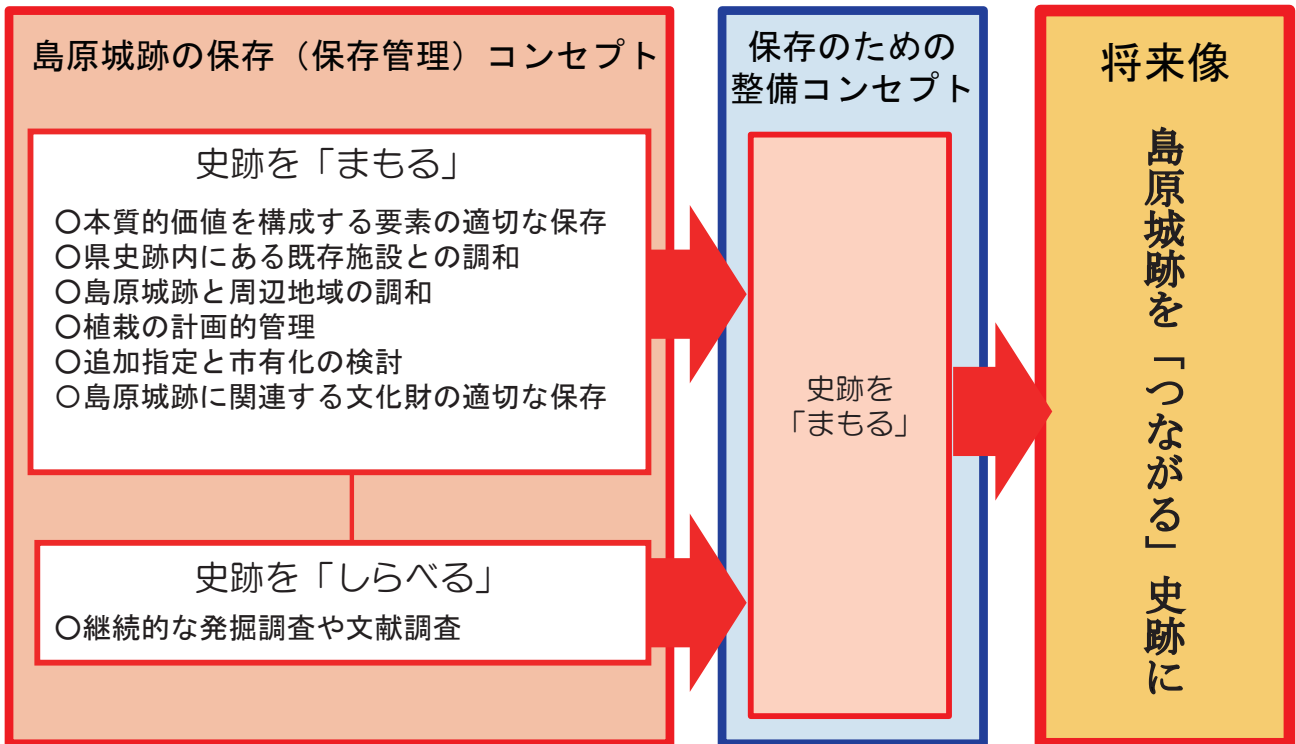
(4) 運営・体制の基本方針

- ① 教育委員会と市長部局で連携して保存・活用・整備に取り組むこととし、島原市の関係課で必要な体制を構築する。施設等を管理している指定管理者とも情報共有を図りながら、関係者が一体となって取り組む。
- ② 市民に対して保存活用に関する様々な活動への積極的な参画を促し、官民一体で取り組む。そのために必要な体制を整えていく。
- ③ 保存管理にあたっては主務官庁である長崎県教育委員会と緊密な連携を図る。調査や整備を行う場合は、学識経験者を交えた検討委員会を設置し、検討委員会の指導助言に基づいて専門性を確実に担保しながら進める。
- ④ 保存・活用・整備を着実に実施するための財源の確保に努める。行政主導の補助金に限らず、民間資力等も活用した多様な資金調達のあるあり方を検討していく。

第6章 保存（保存管理）の方向性と方法

平成31年（2019）3月に島原市新馬場町に所在する島原城跡の櫓台が個人住宅建設工事で破壊される事案が発生した。前年10月に当該地における請負業者からの工事計画の問い合わせに対して、周知の埋蔵文化財包蔵地であり建設工事前に発掘調査が必要である旨を説明することを失念したために、県史跡に追加指定を目指していた櫓台が工事によって破壊された。今後、同じ過ちを繰り返さず島原城跡の本質的価値を構成する要素を永く後世に継承するため、積極的な保存の方向性と方法を示す。

県史跡としての本質的価値を守り、見えなくなっている価値を回復していくために目指す理念（コンセプト）は、以下のとおりとする。



第1節 保存（保存管理）の方向性

（1）本質的価値を構成する要素の厳密な保存管理

- ①本計画に定める保存管理方法及び現状変更の取扱基準に従い、本質的価値を構成する要素の適切な保存を行う。本質的価値を構成する要素に万一き損が生じた際は、速やかにき損箇所等の把握を行い、価値を損なうことがないよう復旧する。
- ②県史跡指定地内においては、史跡の保存と都市公園、観光地及び文教施設との調和を図りつつ、整備目標に従った旧状の回復を目指す。
- ③本史跡の調査等を継続的に行い、島原城跡の実態を解明する。
- ④島原城跡の本質的価値を構成する要素とその周辺地域の全体的な景観の調和を図る。
- ⑤県史跡指定地内の樹木が石垣や遺構の保存に影響を与えないように計画的な植栽管理を行う。
- ⑥本史跡範囲外に存在する本質的価値を構成する要素の保護についても、本計画に定める保存管理の方法に準じ、関係者へ理解と協力、景観への配慮を求め、県史跡の追加指定等と市有化を視野に入れた適切な保存を図る。

（2）その他

- ①島原城跡の周辺地域には、島原城跡に関連する文化財（浜の城跡・鉄砲町・松倉重政墓・高力忠房供養墓碑・深溝松平家墓所・御用御清水等）が存在するため、これらについても文化財保護上の理念に沿って適切な保存に努める。

第2節 保存（保存管理）の方法

(1) 保存の対象範囲とゾーン分け

本計画では、島原城跡の保存管理の対象範囲とその具体的内容を明確にするため、99ページ第6-2-1図のとおりA・B・Cゾーンの3つに区分する。なお、このゾーン分けは、令和2年度の保存活用計画策定時現在であり、今後の県史跡への追加指定の状況によっては、変動する可能性がある。

(2) 基本的な考え方

島原城跡の保存を図る上で、その基本となるのは文化財保護法と長崎県文化財保護条例である。県史跡指定範囲にあたるAゾーンは、現状変更等の制限がある（長崎県文化財保護条例第38・39条）。A・B・Cゾーンは、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、土木工事等を実施・計画する場合に事前の届出・通知義務がある（文化財保護法第93・94条）。なお、B・Cゾーンは、県史跡の追加指定を目指すため開発等影響を及ぼさないよう保護に対する理解と協力を土地所有者等へ求めるとともに、景観への影響も配慮し適切な保存も求める。さらに、A・B・Cゾーンの文化財保護法等上の取扱いを周知する。これらを基にした適切な島原城跡の保存管理の方法をゾーンごとに示す。

【Aゾーン】 県史跡指定範囲（71,703.30㎡）

県史跡指定範囲である本丸・二ノ丸・堀・堀の外周石垣及びその天端部分・帯曲輪（島原図書館敷地の一部松平勘解由邸跡）・大手口・侍屋敷（小早川邸）とする。

【Bゾーン】 県史跡指定追加候補範囲

外塁線内部（周知の埋蔵文化財包蔵地）に所在する県史跡への積極的な追加指定を目指す候補物件の範囲とする。

【Cゾーン】 Bゾーン以外の将来の県史跡指定追加候補範囲（約35万㎡）

かつての島原城の範囲である三ノ丸と外塁線内部（周知の埋蔵文化財包蔵地）する。

第6-2-1表 ゾーンごとの保存（保存管理）に関わる制限事項

	長崎県文化財保護条例	文化財保護法	現状変更	土木工事等
Aゾーン	○	○	制限あり	制限あり／届出・通知義務
Bゾーン		○	保存を求める	届出・通知義務
Cゾーン		○	保存を求める	届出・通知義務

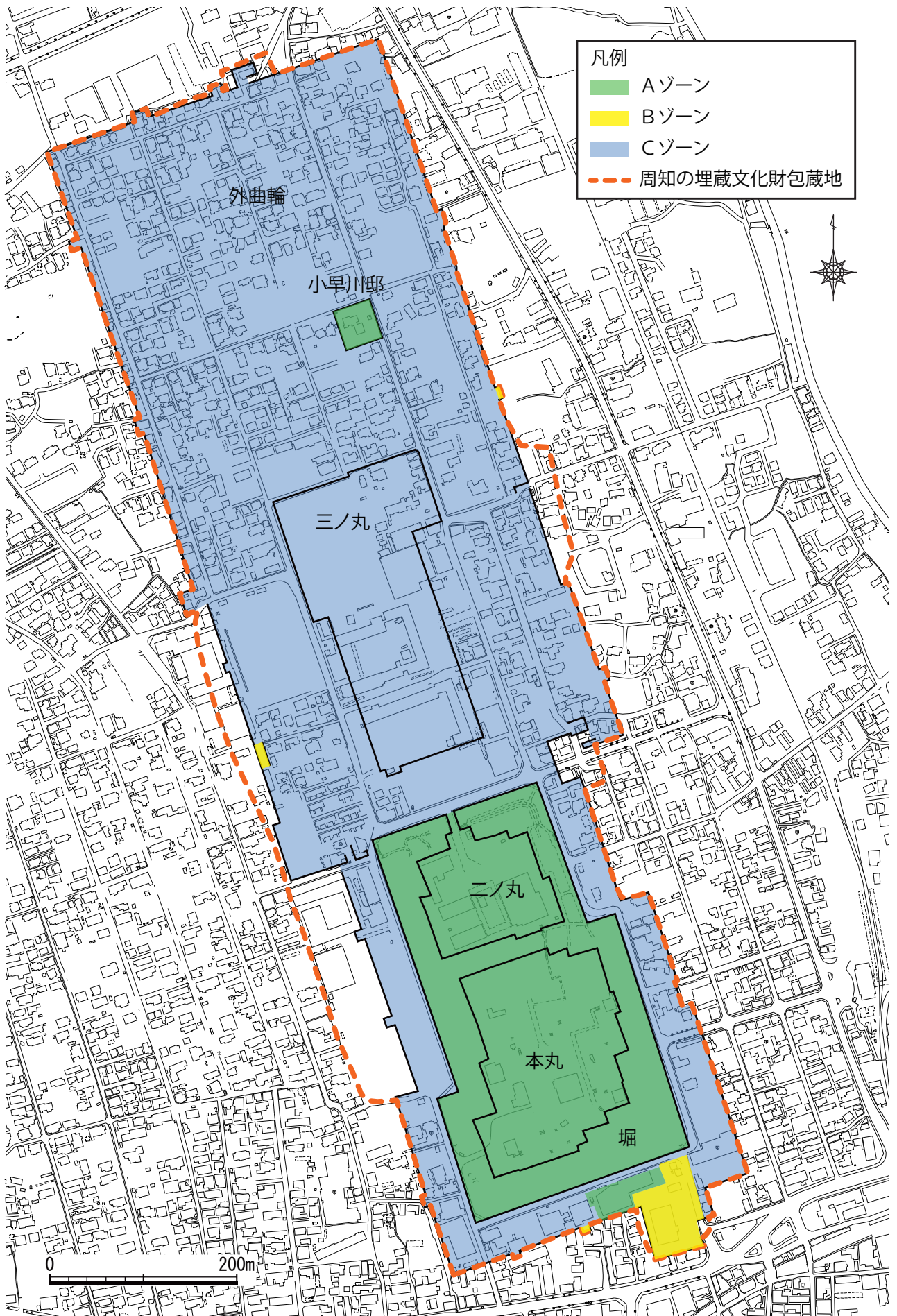
【Aゾーン】 県史跡指定範囲

島原城跡の本丸や二ノ丸など、城郭の中核部にあたる地区であり、曲輪や石垣が残存する。また、過去の発掘調査で天守台の根石や石列状遺構を確認しており、これ以外にも櫓の礎石等の他、外曲輪においても地下遺構が残存する可能性が高い。

以上のことから、歴史的・文化的環境を考慮して、往時の姿の保存・継承を行い厳密な保存管理を進めていく地区とする。また、本丸の一部には民有地が存在するため、将来的に市有化を目指す。Aゾーンにおいては、島原城跡の調査研究・保存整備・管理運営上必要と考えられるもの以外の現状変更は原則として認めないものとする。

○次の場合は原則として現状変更を認めない

- ・本質的価値を構成する要素に悪影響を及ぼす行為。
- ・遺構に達する地形変更。
- ・本史跡の景観を害する行為。



第6-2-1図 島原城跡ゾーン区分図

第2節 保存（保存管理）の方法

○現状変更を認める場合は、以下の取扱いを原則とする

- ・現状変更に際して、遺構の保存を前提として実施する。
- ・現状変更に際して、本史跡の景観を損なうことなく実施する。
- ・軽微なもの以外の地形変更に際しては、範囲確認調査等を経て、市教育委員会ほか関連機関との調整を図りながら実施する。遺構等確認した場合は、遺跡の保護措置を講じるよう行為者へ求める。
- ・許可後、現状変更の内容を変更する場合、または、不慮の事態に際しては、直ちに市教育委員会との協議を図る。

【Bゾーン】 県史跡指定追加候補範囲

島原城跡の三ノ丸や外曲輪などで、大手口や櫓台など顕在化している重要な遺構の存在を特定している場所であり、県史跡への積極的な追加指定や市有化を目指す。遺構の保存や史跡の景観にも配慮して、所有者へ周知・協議を行い、所有者の協力も受け、適切な保存管理を行う。

現状変更の取扱いについては、制限を受けないエリアではあるが、Aゾーンを準用し土地所有者等へ協力を求める。

【Cゾーン】 Bゾーン以外の将来の県史跡指定追加候補範囲

島原城跡の三ノ丸や外曲輪などで、元々は島原城の範囲であった地区である。遺構等が埋蔵している可能性がある範囲であり、周知の埋蔵文化財包蔵地であることから土木工事等の計画がある場合、遺跡の保護措置を図るよう関係者へ求める。必要に応じ範囲確認調査等を実施し遺構等を発見した場合は、遺跡の保護措置を図るよう関係者へ求める。さらに重要な遺構等を発見した場合は、県史跡への追加指定や市有化に向けて協力を求める。

現状変更の取扱いについては、制限を受けないエリアではあるが、Aゾーンを準用し土地所有者等へ協力を求める。

なお、Cゾーンにある石造物や、外曲輪外の周辺地域に所在する文化財（浜の城跡・鉄砲町・松倉重政墓・高力忠房供養墓碑・深溝松平家墓所・御用御清水等）についても、文化財保護上の理念に沿って島原城跡と一体的な保存を今後検討する。

（3）保存（保存管理）方法

県史跡指定地は、都市公園や観光地及び文教施設としての機能に偏向しすぎている面が否めないため、今後は機能調和策についての検討を図りつつ、残存する遺構を厳密に保存管理する。また、地下に埋蔵している可能性のある遺構は発掘調査等により特定を行い適切な保存管理を行う。いずれの遺構も定期的な巡視を行い、変状が確認された場合は、遺構損壊や人的被害の未然防止を図る。県史跡指定地内には、公園・管理施設をはじめ、島原城跡のシンボルとなっている模擬天守や、模擬櫓、模擬塀、顕彰碑がある。これらのあり方は、島原城跡の本質的価値を構成する要素の保存を最優先としつつ、都市公園の利用形態も検討する中で、将来的に必要なものとそうでないものを抽出し、移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する。

樹木は、そのほとんどが島原城廃城後に植栽・整備されたものであるが、島原城跡の石垣等の城郭遺構と一体となった景観を形成していることから適切な管理が必要である。しかし、樹木の成長とともに石垣等の遺構に悪影響を与えているものもあり、植栽状況の調査に基づいて植栽管理計画を策定し、剪定や間伐等の適切な対応を図る。

説明板や案内板は、様々な設置者により様々な形態のデザインで設置されているため、サイン計画を策定し、島原城跡での設置の必要性を鑑み適切に対応する必要がある。

①保存（保存管理）方法について

島原城跡の保存（保存管理）方法は第6-2-2表から第6-2-5表とする。なお、B・Cゾーンに存在する本質的価値を構成する要素についても、現状で実施できる保存管理について記載する。

第6-2-2表 島原城跡本丸における構成要素の保存管理方法

※共通項欄の「○」は、保存管理のために実施が必要な項目

区分	項目	分類／要素	共通項			個別事項		
			日常管理	状況に応じた管理				
			除草	発掘調査等	移設や撤去等			
Aゾーン	本質的価値を構成する要素	曲輪	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所及びその周辺への来訪者等の立入を制限する ・変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する ・虎口周辺の民有地は、将来的に市有化を目指す 		
		虎口						
		櫓台						
		地下埋没遺構		○		<ul style="list-style-type: none"> ・地表面に変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 		
		堀	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所及びその周辺への来訪者等の立入を禁止する 		
		水利施設	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・地表面に変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 		
		井戸	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 		
		建築物	「島原城御馬見所」		○		<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財として保存する 	
		橋		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 	
	た設開史も置の跡のさたのれめ公	サイン等				<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画に則り適切な対応を図る 		
	付随するもの	公園・観光・文教施設に	観光施設			○	<ul style="list-style-type: none"> ・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する 	
			便益施設					
			インフラ設備					
		道路	車路		○	○	○	
			歩道（堀入隅上部）			○		
		植栽	古野梅苑	○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理計画に則り適切に対応する
			梅園					
			桜					
			藤棚					
		その他植栽						
	サイン等	その他のサイン等				○	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画に則り適切な対応を図る 	
	公園・観光文教施設等	観光施設	休憩所(売店)			○	<ul style="list-style-type: none"> ・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する 	
			観光復興記念館					
			鐘撞堂					
			時計塔					
			駐車場		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・車路とあわせて常時使用を廃止する 	
			投光器			○	<ul style="list-style-type: none"> ・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する 	
倉庫								
模擬天守（キリシタン史料館）			○	○				
模擬櫓（西の櫓・巽の櫓・丑寅の櫓）								
模擬塀								
記念碑等					○			
公園施設		ゲートボール場	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用を廃止する 		
		ほたるの里跡地	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な工作物を撤去する 		
	菖蒲園跡地							
永久標識	三等三角点標石				<ul style="list-style-type: none"> ・櫓台2の発掘調査等や整備等を実施する際に標石に影響を及ぼす可能性がある場合は、国土地理院と移転の協議を進める 			

第2節 保存（保存管理）の方法

第6-2-3表 島原城跡二ノ丸における構成要素の保存管理方法

※共通項欄の「○」は、保存管理のために実施が必要な項目

区分	項目	分類／要素	共通項			個別事項	
			日常管理	状況に応じた管理			
			除草	発掘調査等	移設や撤去等		
Aゾーン	要素 本質的価値を構成する	曲輪	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所及びその周辺への来訪者等の立入を制限する ・変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 	
		土橋					
		櫓台					
		石塁					
		地下埋没遺構		○		<ul style="list-style-type: none"> ・地表面に変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害を未然に防止する 	
	の 施設に付随するも	公園・観光・文教	便益施設			○	<ul style="list-style-type: none"> ・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する
			インフラ設備				
			植栽	○			<ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理計画に則り適切な対応を図る
			サイン等			○	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン計画に則り適切な対応を図る
	文教施設等	公園・観光・文教施設等	文教施設	島原文化会館	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する
森岳公民館							
駐車場							
		記念碑等	弁論の碑			○	

第6-2-4表 島原城跡三ノ丸における構成要素の保存管理方法

※共通項欄の「○」は、保存管理のために実施が必要な項目

区分	項目	分類／要素	共通項			個別事項
			日常管理	状況に応じた管理		
			除草	発掘調査等	移設や撤去等	
Cゾーン	要素 を構成する 本質的価値	曲輪	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者や管理者と連携して遺構の保存を図る
		水利施設				
		地下埋没遺構		○		

第6-2-5表 島原城跡外曲輪における構成要素の保存管理方法

※共通項欄の「○」は、保存管理のために実施が必要な項目

区分	項目	分類／要素		共通項			個別事項
				日常管理	状況に応じた管理		
				除草	発掘調査等	移設や撤去等	
Aゾーン	本質的価値を構成する要素	曲輪	帯曲輪の一部（松平勘解由邸跡）	○	○		・地表面に変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害の未然防止を図る
		侍屋敷	小早川邸	○			・小早川邸は国登録有形文化財及び国登録記念物であり、その価値を持つ部分は保存を図る ・植栽管理計画に則り適切な対応を図る
	公園・観光・文教施設等	公共施設	島原図書館		○	○	・移設や撤去も視野に入れ関係部署と調整を図り検討する
Bゾーン	本質的価値を構成する要素	虎口	大手口	○	○		・変状が確認された場合は遺構損壊や人的被害の未然防止を図る
		櫓台			○		
Cゾーン	本質的価値を構成する要素	曲輪	外墨線石垣				・土地所有者や管理者と連携して遺構の保存を図る
		馬場			○		
		虎口					
		侍屋敷	佐久間邸跡				
		水利施設					
		地下埋没遺構			○		
藩主別邸							

第2節 保存（保存管理）の方法

（4）現状変更の取扱基準

本史跡内において現状を変更する行為の計画がある場合、市教育委員会と事前協議を行ったうえ、内容によって市教育委員会もしくは県教育委員会から現状変更の許可を受ける必要がある。現状変更の許可に条件が付された場合は、現状変更の許可に付された条件を遵守する必要がある。また、本史跡は第1章第7節に記載しているまちづくり関係法令や農地法等による各種行為の規制があるため、規制内容について関係機関に確認し、調整・協議等を行い、必要に応じて許可等を受ける必要がある。

①現状変更等の取扱基準共通項目

第6-2-6表から第6-2-8表による現状変更の取扱基準については、共通する項目を1)～7)のように設定した。

- 1) 本質的価値を構成する要素に対する現状変更
 - ・島原城跡の調査研究・保存整備・管理運営上必要と考えられるもの以外の現状変更は原則として認めない。
- 2) 発掘調査
 - ・保存活用を図るために必要な範囲確認調査等は、必要最小限であることとし、島原市文化財保護審議会や調査指導委員会で十分検討したうえで実施する。
- 3) 新規施設・敷設物の設置
 - ・原則として認めない。
- 4) 既存施設等の改修・修繕・維持管理
 - ・現状以上の規模の改修・修繕・維持管理の行為は許可しない。歴史的建築物以外の既存施設等は、県史跡指定範囲（Aゾーン）外への移設等は許可する（移設等先は、可能な限りB・Cゾーン外とするよう協議する必要がある）。
 - ・現状維持のための必要最小限の改修・修繕・維持管理の行為は、遺構の保存に影響を及ぼさない工法であること、既存掘削範囲内であることに加え、本史跡の景観を阻害しない場合のみ認める。
 - ・模擬櫓や島原文化会館等既存施設の耐震工事等は、市教育委員会・県教育委員会との協議の対象とする。
- 5) バリアフリー対応
 - ・公園などのバリアフリー対応は、城郭本来の機能との調和を図るために市教育委員会・県教育委員会と協議して、個別にその可否を決定する。
- 6) イベント
 - ・イベント会場等としての使用は、短期間での使用とし、遺構の保存に影響を及ぼさないことを条件として認めることとし、島原城跡の魅力を知り・発信するイベントが望ましい。ただし、期限を設けない利用や仮設建造物の設置は認めない。
 - ・立入を禁止している危険箇所はイベント会場としての使用を認めない。
- 7) 災害復旧
 - ・災害復旧のため必要な応急措置をとった場合、その旨を市教育委員会・県教育委員会へ届け出ること。
 - ・倒木の撤去や遺構の保存等を目的とした応急措置以外の場合、復旧の方法について現状変更の協議を市教育委員会・県教育委員会と行ったうえで史跡の景観を阻害せず、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲であれば認める。

②現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱基準は、第6-2-6表～第6-2-8表のとおりとし、表に記載のない現状変更の取扱いについては、事前に市教育委員会と協議を行うこととし、市・県教育委員会は本史跡での必要性や本質的価値を構成する要素に及ぼす影響等に応じて現状変更の許可を判断する。

第6-2-6表 本丸における現状変更の取扱基準

場所	項目	分類／要素	現状変更の取扱基準	
Aゾーン	本質的価値を構成する要素	曲輪	・現状変更等の取扱基準共通項1・2・5・6・7)に記載	
		虎口		
		櫓台		
		地下埋没遺構	・現状変更等の取扱基準共通項2)に記載	
		堀	・現状変更等の取扱基準共通項1・2・7)に記載	
		水利施設		
		井戸		
		建築物	・「島原城御馬見所」（国登録有形文化財）の維持管理は、文化財保護法第60条～64条及び登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第5条～17条の規定に従う ・修理は、可能な限り旧材を活用し行う ・現状変更等の取扱基準共通項4)に記載	
	橋	・現状変更等の取扱基準共通項1・2・5・6・7)に記載		
	史跡の公開のために設置されたもの	サイン等	・新規のサイン設置及び既存サインの更新は、サイン計画に基づく範囲で認める	
	公園・観光・文教施設等に付随するもの	観光施設	料金所	・現状変更等の取扱基準共通項3・4)に記載
			しまばらめぐりんバス停車中泊関連施設	・現状変更等の取扱基準共通項3・4・5・6)に記載
		便益施設	・現状変更等の取扱基準共通項3・4)に記載	
		インフラ設備		
道路		車路	・現状変更等の取扱基準共通項3・4)に記載	
		歩道（堀入隅上部）	・現状変更等の取扱基準共通項3・4)に記載	
植栽	・新たな植樹や植え替えは、遺構の保存や史跡の景観に影響を及ぼさないことを前提とし、市教育委員会と協議を行い植栽管理計画に則り判断する ・維持管理のための樹木の剪定については、遺構の保存や史跡の景観に影響を及ぼさない範囲で認める。間伐等は、植栽管理計画に則り判断する			
サイン等	・観光関係やそれ以外のサイン等は、遺構や景観に影響がないことを前提とし、市教育委員会と協議を行い、計画に則って判断する ・現状変更等の取扱基準共通項3・4)に記載			

次ページに続く

第2節 保存（保存管理）の方法

場所	項目	分類／要素	現状変更の取扱基準	
Aゾーン	公園・観光・文教施設等	観光施設	休憩所（売店）	・現状変更等の取扱基準共通項3・4・5・6）に記載
			観光復興記念館	
			鐘撞堂	
			時計塔	
			駐車場	
			投光器	
			倉庫	
			模擬天守（キリシタン史料館）	
			模擬櫓（西の櫓・巽の櫓・丑寅の櫓）	
			模擬塀	
	記念碑等	松倉重政公御祭祀の祠	銅像等	・現状変更等の取扱基準共通項4）に記載
			記念碑	・現状変更等の取扱基準共通項3・4）に記載
	公園施設		・現状変更等の取扱基準共通項3・4）に記載	
永久標識		・当面現状維持とする		

第6-2-7表 ニノ丸における現状変更の取扱基準

場所	項目	分類／要素	現状変更の取扱基準	
Aゾーン（ニノ丸）	本質的価値を構成する要素	曲輪	・現状変更等の取扱基準共通項1・2・5・6・7）に記載	
		橋		
		櫓台		
		石塁		
		地下埋没遺構		・現状変更等の取扱基準共通項2）に記載
	公園・観光・文教施設等に付随するもの	便益施設	インフラ設備	・現状変更等の取扱基準共通項3・4）に記載
			植栽	・新たな植樹や植え替えは、遺構の保存や史跡の景観に影響を及ぼさないことを前提とし、市教育委員会と協議を行い植栽管理計画に則り判断する ・維持管理のための樹木の剪定については、遺構の保存や史跡の景観に影響を及ぼさない範囲で認める。間伐等は、植栽管理計画に則り判断する
		サイン等	・現状変更等の取扱基準共通項3・4）に記載	
		公園・観光・文教施設等	文教施設	・現状変更等の取扱基準共通項3・4・5）に記載
	記念碑等		・現状変更等の取扱基準共通項3・4）に記載	

第6-2-8表 外曲輪における現状変更の取扱基準

場所	項目	分類／要素		現状変更の取扱基準
Aゾーン (外曲輪)	本質的価値を構成する要素	曲輪	帯曲輪の一部 (松平勘解由邸跡)	・現状変更等の取扱基準共通項1・2・5・6・7)に記載
		侍屋敷	小早川邸	県史跡の適用 ・修理は、周辺景観との調和を図り、可能な限り旧材を活用し行う ・サインは整備や保存・活用に伴うものでサイン計画に基づき認める ・現状変更等の取扱基準共通項1・3・4・5・6・7)に記載
				国登録記念物の適用 ・小早川氏庭園の維持管理は、文化財保護法第132・133条及び登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則第8条～19条の規定に従う
			国登録有形文化財の適用 ・小早川家住宅石堀・主屋・門・煉瓦堀（国登録有形文化財）の維持管理は、文化財保護法第60条～64条及び登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第5～17条の規定に従う	
文教施設等 ・観光公園	公共施設	島原図書館	・現状変更等の取扱基準共通項3・4・5)に記載	

第7章 活用の方向性と方法

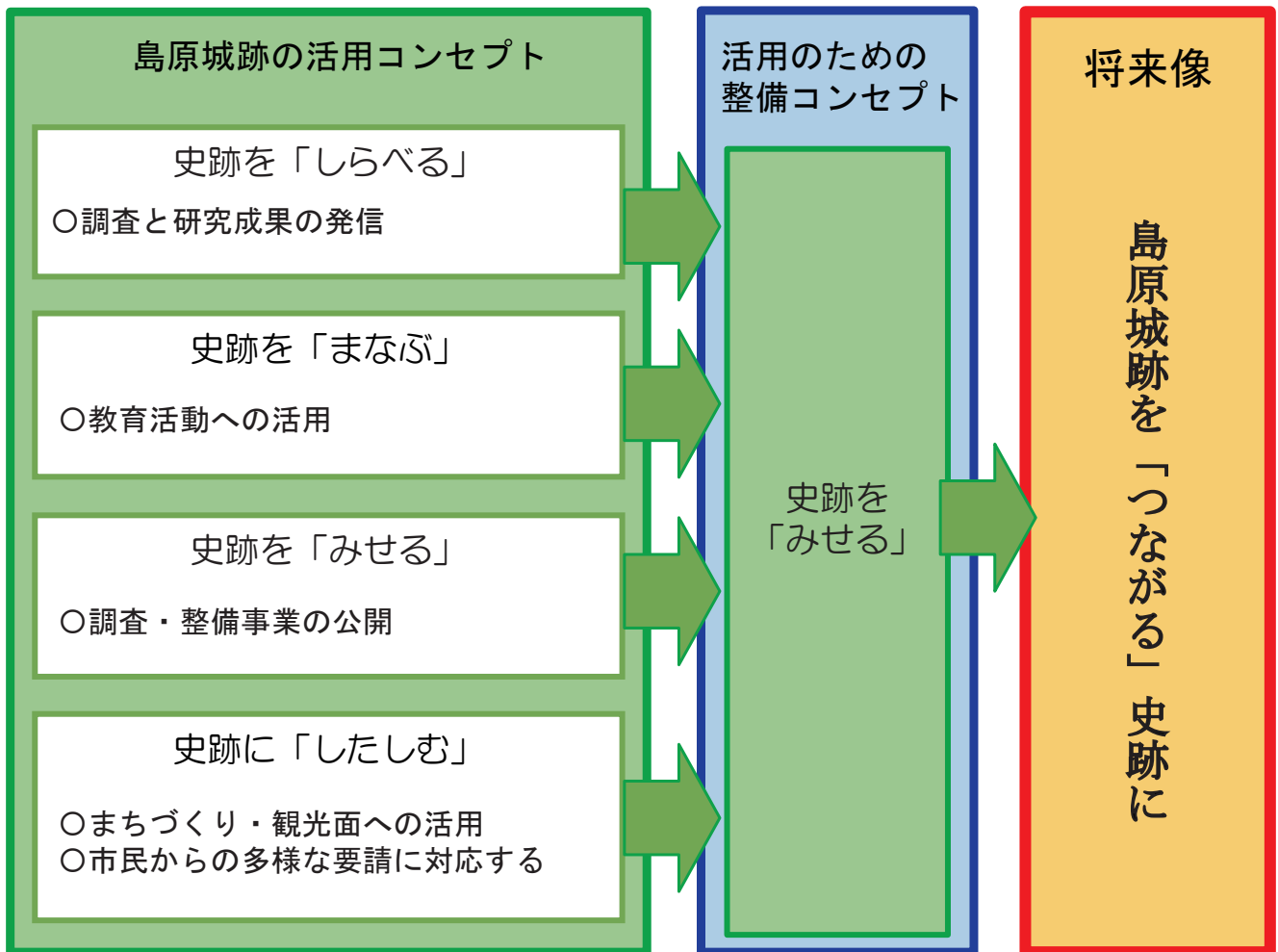
島原城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承することが最も重要な原則であることから、史跡の本質的価値を活かした、史跡を体感できる場所としての活用を基本とし、その中心となる学校教育や社会教育の場・観光資源・都市公園としても活用を図る。

現在、島原城跡は市内観光における拠点となっており、島原城指定管理者等によって様々な観光資源としての活用が行われている。島原城跡の持続可能な保護を図っていくためには、本質的価値を構成する要素を保存した上で観光資源としての活用の視点も求められる。また、観光資源として活用する中でどのように島原城跡の本質的価値を発信できるか、継続的な検討が不可欠である。

一方で、市民が憩う都市公園としての活用についても検討が必要であり、地元住民における史跡保護の機運醸成のためにも市民が島原城跡を身近に感じ、親しむための各種レクリエーション活動の場として多面的な活用を図っていく。

島原城跡の活用を通じて、多くの人々が史跡と「つながる」場、市内外の人々が「つながる」場を創出するため活用の方向性と方法を示す。

島原城跡を活用していくために目指す理念（コンセプト）は、以下のとおりとする。



第1節 活用の方向性

島原城跡の本質的価値を構成する要素を適切に保存することを前提に、島原城跡と周辺に所在する文化財を広く周知し、その歴史的価値を学び、体感できる場として提供するために、以下の5項目を活用の方向性とする。

(1) 調査・研究成果の公開

島原城跡が有する史跡としての本質的価値を構成する要素を把握・特定するための各種調査を実施し、これらの成果を様々なメディアを通じて公開する。

(2) 教育への活用

島原城跡を教育活動の場として活用することで市民の史跡への理解促進を図り、次世代における史跡保護の担い手を育成する。

(3) 調査・整備事業の公開

島原城跡で実施される発掘調査や史料調査の状況と結果を公開し、それらの調査結果に基づいて実施する整備事業の実施状況も公開し、市民の島原城跡への関心と保護意識を醸成する。

(4) まちづくり・観光面への活用

島原城跡とその周辺に所在する文化財の情報発信につとめ、都市公園及び観光施設の利用と連携し、まちづくりや観光振興等においても有効な活用を図る。

(5) 社会活動への貢献

島原城跡の多彩な魅力を活かして、人材育成や学習活動など社会からの多様な要請に対応できる史跡とする。

第2節 活用の方法

島原城跡は、本市を象徴する史跡であり、曲輪や石垣等の本質的価値を構成する要素がある。史跡の保護意識の醸成を図るとともに、島原城跡の多彩な魅力が理解されるように活用を推進し、観光等の産業振興や地域の発展にもつながるよう活用する。

以下に、活用の方法とA・B・Cゾーンごとの活用方法を示す。これに加えて、島原城跡と関連する周辺文化財（浜の城・鉄砲町・松倉重政墓・高力忠房供養墓碑・深溝松平家墓所・御用御清水等）との連携した活用方法についても示すこととする。

なお、表記方法は活用方法ごとに活用の効果や実効性を考慮し濃淡をつけて3段階で表示した。効果・実行性が高いものほど濃い表示としている。

第2節 活用の方法

第7-2-1表 活用の方向性と活用の方法

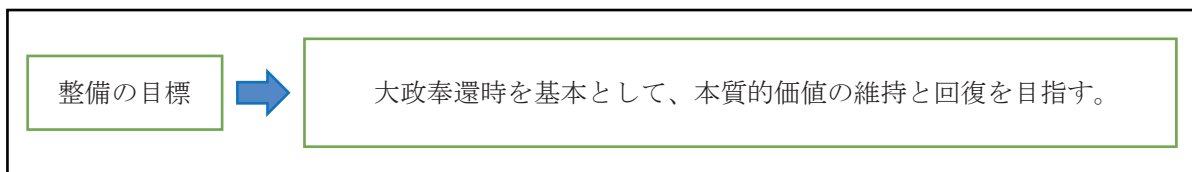
活用の効果と実効性 ■ > ■ > ■

活用の方向性	活用の方法	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	周辺地区
① 調査・研究成果の公開	・発掘調査や文献調査の成果を報告書として刊行する	■	■	■	■
	・調査成果に基づいたパンフレットを作成する	■	■	■	■
	・学会研究会やシンポジウムを開催する	■	■	■	■
	・島原城跡に関する調査成果を説明板等に反映させ、来訪者に史跡の価値を伝える	■	■	■	■
	・市民向けの歴史講座等を開催し、最新の調査成果を周知する	■	■	■	■
	・除草作業等の日常管理を市民と協働して実施し、史跡の保護意識を高める	■	■	■	■
	・各種メディアを活用して島原城跡の本質的価値の魅力を発信する	■	■	■	■
	・市庁舎や島原駅など公共施設のスペースを活用したパネル展示などを行い、島原城跡の魅力を発信する	■	■	■	■
	・文化財保護に関するイベントを開催する	■	■	■	■
② 教育への活用	・公民館講座などにおける史跡めぐりや講座で活用する	■	■	■	■
	・学校等において島原城跡に関連した出前講座を実施する	■	■	■	■
	・学校等においてフィールドワークの場として活用を促す	■	■	■	■
③ 調査・整備事業の公開	・発掘調査や整備事業の経過について、市ホームページ等で公開する	■	■	■	■
	・発掘調査時や整備実施時に現地説明会を開催する	■	■	■	■
	・文献調査や発掘調査の成果に基づく企画展を開催する	■	■	■	■
④ まちづくり・観光面への活用	・島原城跡の歴史的ストーリーに基づく情報発信を行うとともに、島原城跡に関連する周辺文化財と関連付けた周遊コースを設定する	■	■	■	■
	・外国人旅行者に島原城跡の魅力を適切に伝えるために説明板やパンフレットなどの多言語化を行う	■	■	■	■
	・往時の島原城の姿を身近に感じられるよう、スマートフォンやタブレット等と連動した活用を行う	■	■	■	■
	・ボランティアガイド等による解説を行い、最新の調査成果を発信する	■	■	■	■
	・交流人口の増加のため、シンポジウムやサミットを通じて島原城跡に関連する自治体との交流を促進する	■	■	■	■
	・市民と協働して観光・文化イベントを開催する	■	■	■	■
	・模擬天守や模擬櫓の機能を検討し、展示については本質的価値など島原城跡の魅力について学べるものに改善する	■	■	■	■
⑤ 社会活動への貢献	・島原城跡と周辺地域の魅力を向上させるため、市民向けの出前講座を実施する	■	■	■	■
	・江戸期の石材加工技術や構築技術等伝統工法を次世代技術者に継承する場として活用する	■	■	■	■
	・旅行業や旅館業等、民間企業の人材育成研修等において活用する	■	■	■	■

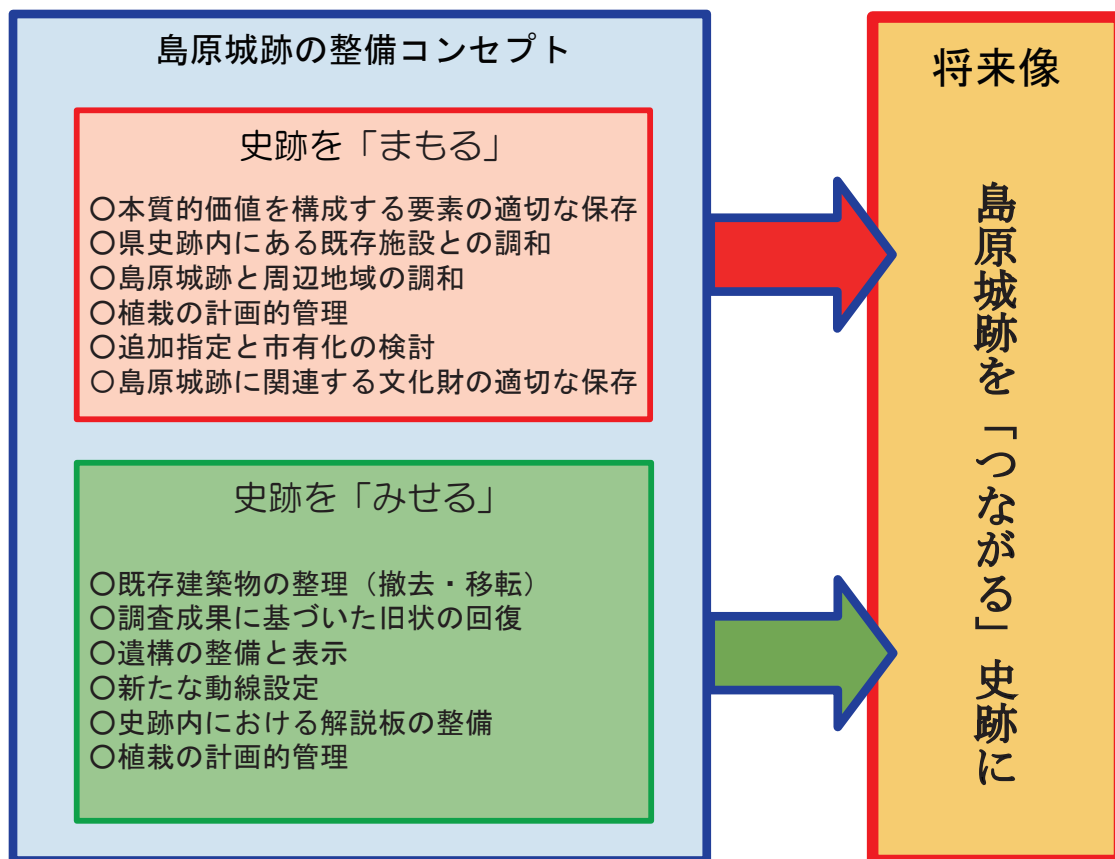
第8章 整備の方向性と方法

文化財は、その本質的価値を維持するために保存・管理をし、有効に活用していく必要がある。しかし、将来に向けて、県史跡としての本質的価値を守り、潜在化している価値を回復していくためには、中長期的な視点に立った整備のあり方も重要である。今後、本史跡で行っていく整備の方向性と方法を示す。

整備を行うにあたっては、史跡全体を統一的行っていく必要がある。第2章に記したように明治2年(1869)の版籍奉還に伴い、三ノ丸表御殿に藩庁が設けられ、同年には三ノ丸の塀や堀の改変や大手門の解体が行われている。以上のことから、島原城が城郭として機能していた最末期である大政奉還が行われた慶応4年(1867)を整備の対象時期に設定する。



島原城跡を整備していくために目指す理念(コンセプト)は、以下のとおりとする。



第1節 整備の方向性

整備を計画する前提として、島原城跡の本質的価値を構成する要素や関連する文化財の調査研究を行う。各種整備は、これら調査成果に基づいて行っていく。以下に調査研究とその成果に基づく整備の方向性について示す。なお、B・Cゾーンについては、県史跡指定範囲外であるが、Bゾーンは、追加指定を優先的に進める場所であり、Cゾーンは、堀の周回道路などが県史跡指定範囲に隣接する場所でもあるため、整備の方向性についてのみ示す。

(1) 整備の前提となる調査研究

島原城跡に関わる文献調査や分布調査・発掘調査等の調査を継続的に実施し、島原城跡の実態解明を目指す。また、これら調査を継続的に実施していくための調査体制の確立を図る。

第1節 整備の方向性

(2) Aゾーン（県史跡指定範囲）における整備

Aゾーンは、詳細な石垣測量調査や地質調査等を実施し、整備計画等の策定に向けた基礎資料の充実を図るとともに、植栽調査を踏まえた植栽管理計画を策定し、石垣や遺構に悪影響をあたえている樹木の計画的な間伐・伐採等を進める。また、将来的には歴史公園としての整備・活用を検討し、都市公園と観光施設とも調整を図る。城郭と無関係な施設等は、機能の検討や、中長期的に撤去を含めた事前協議を進め、これらの調査成果や協議結果に基づく整備計画を策定する。

①保存を目的とした整備

- 1) 本史跡の本質的価値を構成する遺構等の、確実な保存と適切な修復を行う。
- 2) 保存を目的とした整備は、今後策定を予定する整備基本計画や必要に応じて策定する個別の整備実施計画に基づき、計画的に実施する。
- 3) 石垣の保全のために日常的な経過観察を行うとともに、変状が認められる部分は、計画的に修理や整備を実施する。
- 4) 堀は水堀の景観を回復する検討を行う。
- 5) 植栽は植栽管理計画を策定し、遺構や景観に悪影響がある樹木は計画に基づき剪定や伐採等を行う。
- 6) 本史跡の保存・活用に寄与していない施設は、整理・統合を検討し、県史跡指定範囲外への移転を検討し実施する。
- 7) 「島原城御馬見所」や小早川邸は、防火対策や腐朽箇所等の修理を実施する。

②活用を目的とした整備

- 1) 本史跡の本質的価値を的確に周知し、活用するための整備を行う。
- 2) 活用を目的とした整備は、今後策定を予定する整備基本計画や個別の整備実施計画に基づき、計画的に実施する。
- 3) 園路を適切に維持管理し、来訪者の安全性に配慮した動線設定や危険箇所への立入制限など減災の視点も考慮した整備を行う。
- 4) 遺構の保存や景観に留意しながら、階段や手すり、照明等の管理・運営のための施設の維持管理を行う。
- 5) 植栽は植栽管理計画を策定し、来訪者の安全性や利便性に悪影響があるものは計画的に剪定や伐採等を行う。
- 6) サイン計画を策定し、統一感のあるサインを設置する。特に島原城跡の本質的価値を理解する上で重要な要素には、現地で理解できる説明板等の設置を行う。また、来訪者の安全及び快適な利用のため、計画に基づいたサインの更新・設置を行う。
- 7) 既存施設（模擬天守・模擬櫓・観光復興記念館）のガイダンス機能について、適宜、整理・統廃合を検討する。模擬天守や模擬櫓における展示は当面の間、来訪者が往時の島原城の状況を想起できる内容を検討し実施する。
- 8) 調査成果に基づき、客観性を確保した適切な手法を用いて、将来的な歴史的建造物の復元或いは復元的整備を検討する。
- 10) 島原城跡本丸へ入退場する動線の変更を行うために、本丸駐車場の移転による車路の使用を非常時の緊急車両等に制限し、水堀への景観回復も行えば、本丸から二ノ丸への動線回復を行う場合に、二ノ丸と本丸の間に「橋」が必要になる。これらの整備にあたっては、時期と順序の十分な検討を行う。
- 11) 来訪者の安全を確保するために自然災害発生時を想定した減災対策を実施する。

(3) Bゾーン（県史跡指定追加候補範囲）における整備

Bゾーンは、島原城跡の重要な場所の一つであり、継続的に所有者と協議を行い、県史跡への追加指定について理解と協力を求め、将来的には市有地として取得し、本質的価値を確実に保護していく場所であることを市民に周知する。

(4) Cゾーン（Bゾーン以外で将来の県史跡指定追加候補範囲）における整備

Cゾーンは、国や県所有の官公庁や学校が所在するとともに、多くの個人所有の宅地が存在する。Cゾーンにおける遺構・遺物を適切に保護していくために、島原城跡の埋蔵文化財包蔵地であることを市民に周知する。また、県史跡指定範囲と隣接する堀端周回道路（市道）においては、景観保全と来訪者の安全性を確保するための整備を行う。

第2節 整備の方法

島原城跡において整備の対象となるAゾーンにおける整備の方法を以下に示す。

Aゾーンの整備の方法については、以下の第8-2-1表と第8-2-2表のとおりである。

第8-2-1表 保存を目的とした整備の方法

場所	項目	保存を目的とした整備の方法
本丸・二ノ丸	遺構等の保全	・日常的な経過観察等の結果、地表面に変状が確認された場合は、関係機関と対応を協議し、遺構の損壊や人的被害を予防するための措置をとる
	石垣の保全	・日常的な経過観察や詳細な石垣調査の結果、変状が著しく、崩壊の危険性が高い箇所が確認された場合は関係機関と対応を協議し、崩落や人的被害を予防するための措置をとる ・『森岳城跡石垣調査報告書』掲載の石垣台帳（カルテ）に基づいた石垣保全計画を策定し、危険石垣や修理、回復等が必要な石垣は、計画的に修理や整備を行う ・大雨により石垣の大崩落が発生した事案もあることから、排水対策の検討を進める
	水堀の復原	・堀は、史料調査や発掘調査等の結果に基づき旧状（水堀）への回復を検討する。また、周辺住民へ水堀復原に向けての調整等を図る
	土橋の回復	・土橋西側の拡幅部分は資料調査や発掘調査等を行い調査成果に基づき旧状の回復を目指す
	植栽管理	・平成26、27年に実施した植栽調査に基づいて、植栽管理計画を策定し、石垣等遺構の保存や史跡の景観に影響を及ぼしている樹木の伐採等を計画的に実施する
	城郭と無関係な既存施設等の廃止、移転・撤去を検討	・本丸及び二ノ丸に立地する城郭と無関係な施設は、江戸期の景観復元の観点、史跡管理の観点から適切なものではないため、将来的な廃止、移転、撤去を検討する ・個別施設計画では、島原文化会館の廃止、森岳公民館及び島原図書館の移転について計画していることから、廃止、移転、撤去後の整備についてこれらの計画を踏まえて検討を進める ・記念碑等の構造物については、移転、撤去を進める
	災害復旧	・災害により石垣等が崩落した場合は、学識経験者を交えた復旧委員会を組織し、適切な復旧計画を検討した上で復旧を行う
	「島原城御馬見所」の防火対策等	・「島原城御馬見所」は木造建築物であるため、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」や「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」に基づいた防火対策を行う ・修理にあたっては、旧材利用を前提として行う
（外曲輪） （小早川邸）	防火対策等	・木造建築物は、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」や「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」に基づいた防火対策を行う ・修理にあたっては、旧材利用を前提として行う

第2節 整備の方法

第8-2-2表 活用を目的とした整備の方法

場所	項目	活用を目的とした整備の方法
本丸・二ノ丸	園路整備	<ul style="list-style-type: none"> 園路の現状把握を行い、往時の動線や来訪者の安全性を確保できているか検討を行う 動線の回復に係る整備計画において整備ゾーニングを行い、園路の整備についても計画に即して実施する
	安全対策のための整備	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に危険箇所の把握を行う 来訪者の安全性を確保するため、手すりや転落防止柵等の設置について必要性等を検討する。整備を行う場合には、整備計画等に基づき、遺構や景観に影響を与えない工法を採用し、周辺景観とも調和する素材を用いることとする
	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成26・27年に実施した植栽調査に基づいて、植栽管理計画を策定し、来訪者の安全性や利便性に悪影響がある樹木の剪定や伐採等を計画的に実施する
	サインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 早急に遺構や景観への影響を考慮したサイン計画を策定する 来訪者に島原城跡の特徴の理解を促し、往時の動線を示すために、史料調査や発掘調査等の成果に基づいてわかりやすい説明板を計画に即して適所に配置する
	遺構表示	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等により特筆すべき遺構については、来訪者に視覚的に伝わるよう地表面の色彩を区別するなどの平面表示等の整備を検討する
	既存施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> 模擬天守や模擬櫓等の機能について、整理や統廃合を行う 模擬天守や模擬櫓等、個別施設計画で使用年限が定められていない施設は、島原城跡の本質的価値についてのガイダンス機能を向上させる
	天守・櫓等の整備にかかる検討	<ul style="list-style-type: none"> 各種整備の根拠となる、往時の写真・設計図・絵図等の調査を継続的に行うとともに、発掘調査等で遺構を確認する 櫓台についても資料調査や発掘調査等を行い、調査結果に基づき整備を検討する
	動線等回復	<ul style="list-style-type: none"> 島原文化会館の廃止に伴って、二ノ丸から本丸への動線回復のために必要な整備を検討し実施する 本丸枳形は本質的価値を構成する要素が失われている箇所もあるため、史料調査や発掘調査等を実施し調査成果に基づいた整備を行い枳形の機能回復を目指す 本丸駐車場の移転については、代替地を検討する 動線の回復にあわせて本丸西側の車路は非常時の緊急車両等のみの使用に制限することを検討する 本丸西側の車路は石垣や堀を旧状へ回復した上で、遺構に影響を与えない工法で新たに架橋するなど本質的価値を構成する要素の保存と緊急時対応の両立が可能な方法を検討する
	減災対策	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画において来訪者の安全性を確保できる動線を設定する 危険石垣等、危険箇所とその周辺について、立入制限などの措置をとる
(小早川邸) 外曲輪	サインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 遺構や景観への影響を考慮したサイン計画を策定する 小早川邸の本質的価値を構成する要素を来訪者に理解してもらうため、史料調査や建造物、庭園調査等の成果に基づいてわかりやすい説明板を計画に即して適所に配置する

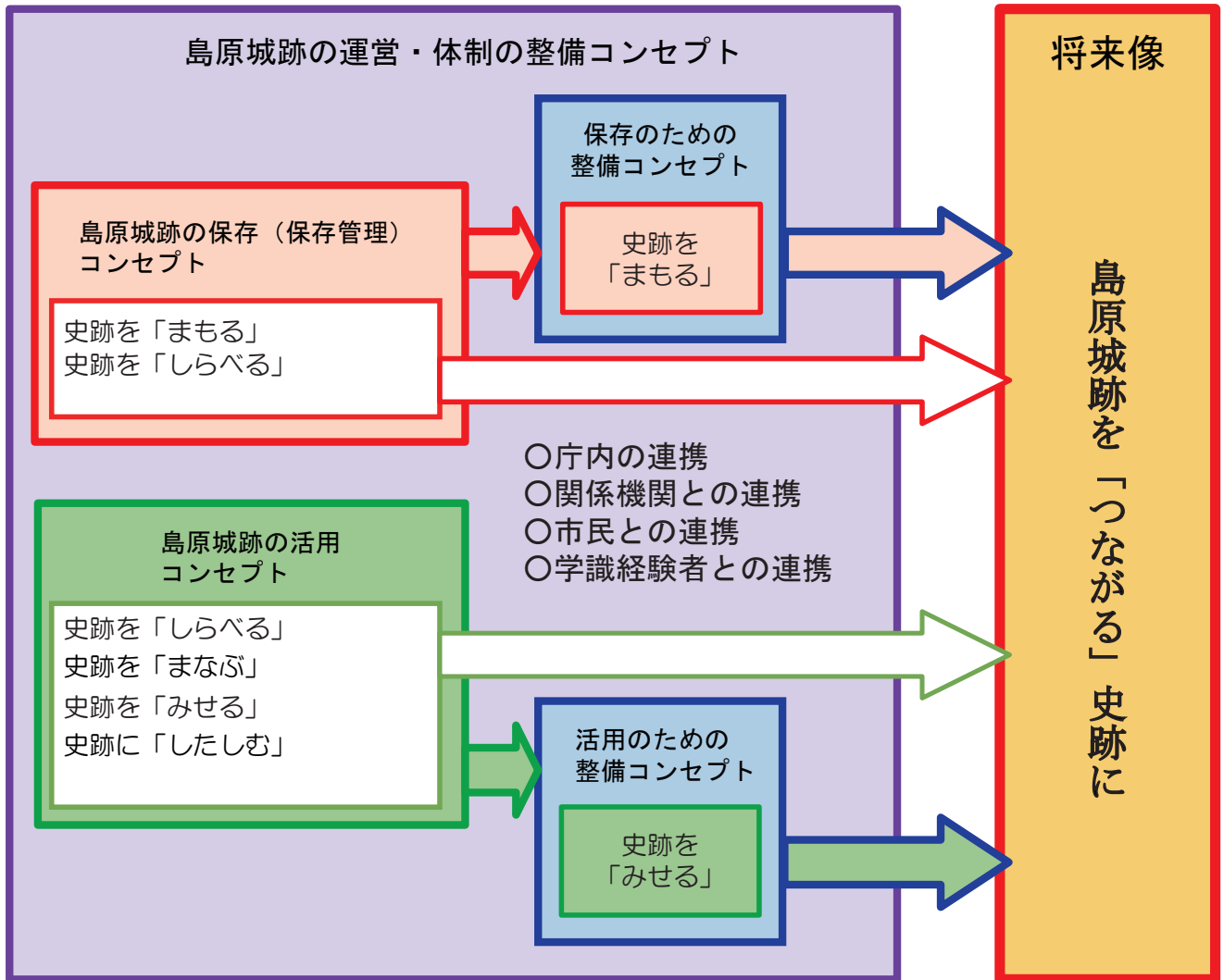
第9章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制の整備の方向性

島原城跡の確実な保存・活用・整備を計画的かつ効果的に推進するための体制を整備し、拡充を図る。

本史跡の保存活用事業には、市民の理解と協力が不可欠である。また、島原市が所有者及び関係機関・関係団体と十分に連携を図り、学識経験者から指導・助言を得ながら、島原城跡が有する本質的価値を構成する要素を保存、活用する体制を整備する。

島原城跡の運営・体制の整備を行うために目指す理念（コンセプト）は、以下のとおりとする。



第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 島原市の体制整備

島原城跡の県史跡指定範囲は、ほとんどが市有地になっており、島原市都市整備課・しまばら観光おもてなし課・社会教育課が、第4章第4節の第4-4-1表から第4-4-4表のとおり管理している。

本史跡の保存に関する手続きや二ノ丸の島原文化会館等の管理は、社会教育課が所管し、堀や石垣の都市公園としての維持管理は、都市整備課が所管し、キリシタン史料館など本丸の観光施設は、しまばら観光おもてなし課が所管し、島原城指定管理者が日常的な管理・運営を担っている。

本計画の策定に際しては、島原市の関係課（社会教育課・都市整備課・道路課・しまばら観光おもてなし課）で「島原城保存活用プロジェクトチーム」を発足させた。このプロジェクトチームを中心にして、島原城跡の将来像を想定した保存・活用・整備について島原市の関係課で検討を重ね、連携して事業を実施する。

第2節 運営・体制の整備の方法

(2) 関係機関との連携

島原城跡の各種調査、保存・活用に関わる整備事業の内容や、現状変更に関する取扱いについて、長崎県教育庁学芸文化課と島原市で情報共有を図る。また、島原城跡に関わる各種調査の実施内容によっては、文化庁にも指導及び助言を依頼し、史跡の価値の向上に努める。

(3) 市民との協力体制

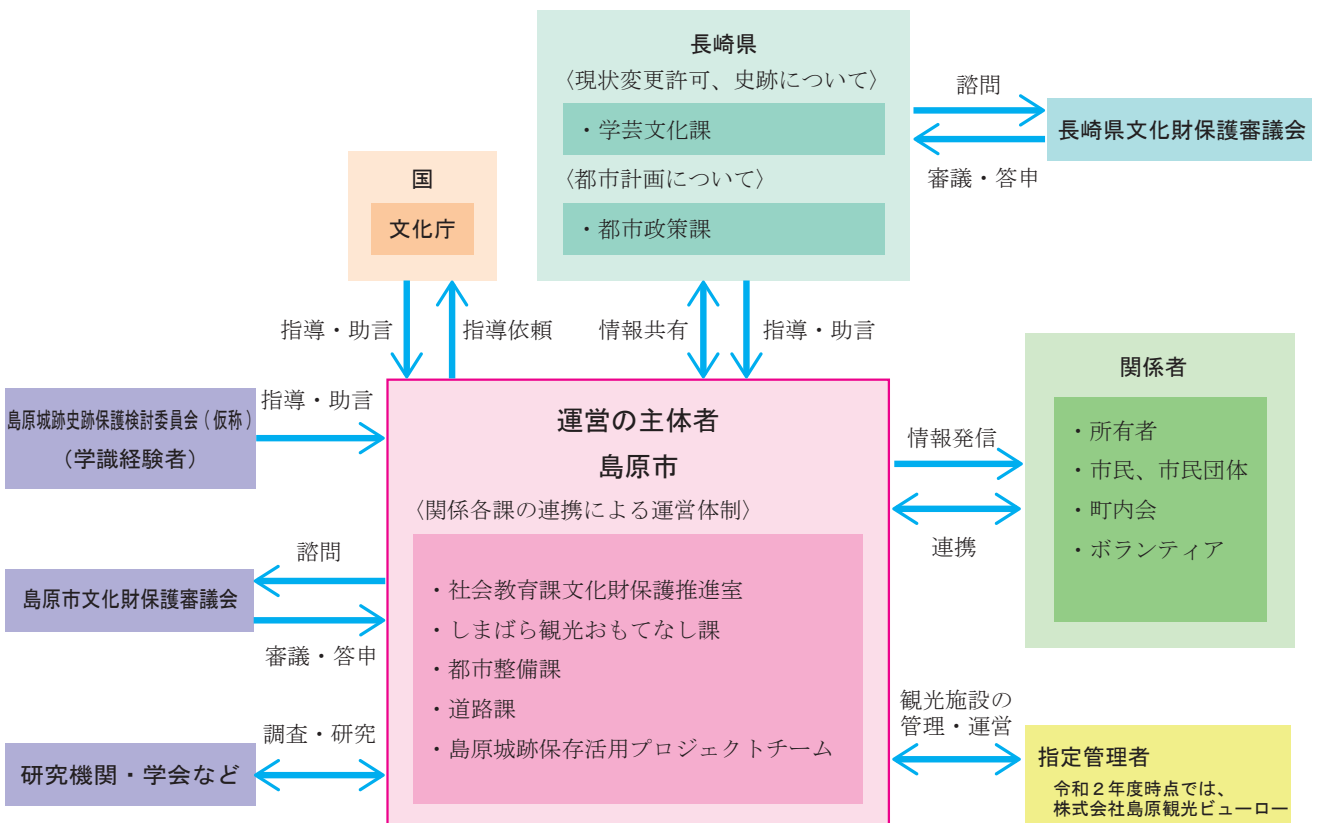
市民が、島原城跡への理解を深め愛着を醸成できるよう情報発信を継続していくとともに、史跡の保存や活用事業に市民の声を積極的に取り入れて、行政と市民が一体となり、島原市全体で島原城跡を守っていく体制を整えていく。また、史跡指定地内外にある民有地の所有者とも、保存・活用の協力体制を整える。

(4) 学識経験者を交えた検討委員会の設置

島原城跡の適正な調査・保存・活用・整備を行うためには、専門的な知見に基づく指導・助言が必要である。そのために島原市文化財保護審議会や学識経験者を交えた検討委員会等を設置し、専門領域の意見集約を行う。島原城跡の保存・活用・整備に関わるもののうち、特に重要と思われる事項については、本計画に基づき島原城跡史跡保護検討委員会（仮称）において指導や助言を受け検討を行うものとする。ただし、専門的事項や個別的事項（想定されるものとして、発掘調査・植栽管理計画の策定・史跡整備・史跡活用策の検討等）については、必要に応じて小委員会を設置し検討する。なお、活用や整備に関わる委員会には、市民や市民団体の参加も考慮する。

(5) 各種事業に関わる財源の確保

島原市の厳しい財政状況では、島原城跡の保存・活用・整備の事業について、一般財源だけで賄う事は無理がある。国・県の補助金は補助対象となる事業内容が定められており、島原城跡における様々な整備事業に対応するためには、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用するなど、財源の確保についても充分検討する。



第10章 施策の実施計画の策定・実施

島原城跡において実施すべき施策は、調査研究・保存整備・活用整備・公開活用の4つに大別することができる。本史跡に係る整備は、史跡の本質的価値を確実に保存し継承していくことを基本・前提とし、そのうえで活用を図っていくものとする。

第1節 施策の方向性

(1) 調査研究

島原城跡の全体像を解明していくために、計画的かつ継続的な発掘調査及び文献調査に取り組む。発掘調査の実施については、学識経験者と十分な検討を行い、調査目的に即した必要最小限の規模で実施する。文献調査については、市内に所在する史料はもとより、市外に所在する史料についても調査を実施する。

(2) 整備

県史跡の整備にあたっては、保存を目的とした整備（保存整備）を確実に行いつつ、活用を目的とした整備（活用整備）に取り組むことを基本とする。

①保存整備

県史跡の本質的価値を構成する要素の保存を目的とした整備については、調査結果と既存施設等の現状を踏まえ、失われた遺構や景観を回復するために、必要性・緊急性が高いものから優先して整備計画等を策定したうえで計画的に実施する。また、県史跡指定範囲外に所在する遺構等については、所有者と県史跡への追加指定に向けた協議を行う。

②活用整備

県史跡の活用を目的とした整備は、調査結果と既存施設等の機能を踏まえ、来訪者の安全性と利便性を高めるため、必要性・緊急性が高いものから優先して整備計画等を策定したうえで計画的に実施する。

(3) 公開活用

公開活用については、地域への調査成果の還元を積極的に行い、島原城跡の保護に対する機運の醸成を図る。また、近年の城郭に対する社会的関心の高さを考慮し、市民や観光団体等とも連携を強化し島原城跡の多様な魅力を全国に発信する。そのために、市当局のみならず観光・物産・まちづくり活動に携わる関係者や、市民の意見を集約する島原城跡史跡保護検討委員会（仮称）や小委員会を設置し、市内観光における島原城跡の位置づけや、島原城跡の具体的な活用策について継続して検討し、実施する。

(4) 整備計画の策定

整備事業に係る基本方針や具体的な整備内容については、今後策定を予定する整備基本計画や必要に応じて個別に策定する整備実施計画に基づいて実施する。なお、整備計画の策定にあたっては、学識経験者の指導・助言に基づきつつ市民の意見も取り入れて策定する。

第2節 施策の実施計画

第2節 施策の実施計画

前章まで述べてきた各施策の実施時期については以下のように区分し、第10-1-1表に示す。

○短中期計画

- ・早急に着手が必要なもの
- ・比較的早期に着手が可能なもの

○長期計画

- ・短中期で実施した結果を踏まえるもの
- ・多年にわたり継続的に取り組む必要があるもの
- ・事業実施にあたって合意形成等に時間を要すると見込まれるもの

実施計画については、各種調査等の進捗や結果、自然災害等により新たな検討課題が生じる可能性も考えられるため、必要に応じて臨機応変に取り組む場合があることを想定しておく必要がある。今後、事業の必要性や緊急性等について随時検証し、社会情勢や財政状況も考慮しながら施策を実施していくこととする。

第10-1-1表 短中期計画と長期計画

施策	実施項目	短中期計画	長期計画
調査研究	継続的な発掘調査・文献調査	<ul style="list-style-type: none"> ・天守台根石等遺構の残存状況の把握特定のための発掘調査を行う ・江戸期の島原城全体の構造や建造物の配置等を把握するための文献調査を行う ・島原・天草一揆における籠城戦に関わる文献調査を継続して行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・文献調査と並行し、江戸期の島原城全体の構造や建造物の配置等を把握・特定するための発掘調査を行う
保存整備	石垣の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣調査において危険石垣と判断した箇所を中心に石垣の変状を定点観測等で把握し、変状原因についても調査を行う ・変状が著しく崩落のおそれがある箇所については、崩落を防止するための措置をとる ・緊急性の高い石垣の修理について学識経験者と検討し、修理が必要と判断された場合は必要に応じて整備計画を策定したうえで修理する ・大雨による石垣の崩落を予防するための排水に係る整備計画を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・変状が著しい石垣の修理は整備計画に基づいて計画的に修理を行う ・整備計画に基づいて、排水対策整備を行う
	水堀の復原	<ul style="list-style-type: none"> ・水堀の復原に向けた発掘調査や文献調査等を継続して実施し、水利施設の現状把握を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・水堀の復原に向けて周辺住民との調整や周知を行う ・調査成果に基づき、水堀の復原に向けた整備計画を策定する
	土橋の回復	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や文献調査を行い、二ノ丸土橋の拡幅部分の特定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査成果に基づき、土橋の回復に向けた整備計画を策定する
	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽管理計画を策定する ・石垣に近接する樹木や景観を阻害している樹木は植栽管理計画に基づいて伐採等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な植栽調査を行い、植栽管理計画の見直し、改訂を行う ・植栽管理計画に基づいた樹木の伐採等を行う
	城郭と無関係な既存施設等の移転、撤去を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の耐久診断を行い、損耗度を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久診断の結果に基づき、施設の移転、存廃等を検討する
	個別施設計画に計上している施設の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画で廃止及び移転対象となっている施設について、廃止、移転、撤去後の整備計画を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の廃止、移転、撤去後は跡地の整備について島原城跡整備委員会等で検討し、整備計画を策定する ・整備計画に基づき、所要の整備を実施する

次ページに続く

施策	実施項目	短中期計画	長期計画
保存整備	防火対策等	<ul style="list-style-type: none"> 御馬見所や小早川邸など木造建築物は、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」や「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」に基づいた防火対策を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な防火設備の保守点検や維持管理を行う
	民有地の追加指定	<ul style="list-style-type: none"> Bゾーン及びCゾーンの追加指定に向け、所有者との必要な交渉を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者との間で諸条件が整い次第、追加指定を行う
活用整備	今後の利用計画が具体化していない既存施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> 島原城跡の本質的価値の理解に繋がる展示内容になるよう、模擬天守や模擬櫓の展示内容を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 模擬天守や模擬櫓の展示内容について、島原城跡の本質的価値の理解に繋がる展示内容となるよう継続して改善する
	サインの整備	<ul style="list-style-type: none"> 遺構や景観の保存に配慮したサイン計画を策定する サイン計画に基づき、本質的価値を構成する要素の周知のためのサインや誘導サインを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 観光や都市公園管理上設置されたサインの更新に際しては、サイン計画に即したものに改善する
	遺構表示	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査等により特定された遺構(天守台や櫓台等)の平面表示等について検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて遺構の平面表示等に係る整備計画を策定し、整備を行う
	安全対策のための整備	<ul style="list-style-type: none"> 継続して危険箇所の把握を行う 掘底への立入禁止の措置をとる 手すりや転落防止柵などの設置について検討する 安全対策上のゾーニングについて検討し、来訪者の動線を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策に係る視点を整備計画に盛り込み、計画的に整備を実施する
	本丸と二ノ丸間の動線回復	<ul style="list-style-type: none"> 本丸西側車路部分の整備方法について検討を行う 動線の回復に伴う本丸駐車場の移転について代替地の検討を行う 二ノ丸からの動線回復に伴い、来訪者が安全かつ快適に散策できる園路の整備を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画に即して島原文化会館と森岳公民館の廃止、移転、撤去を行う 調査成果に基づき、本丸西側車路の取扱いや本丸駐車場の移転、園路の整備なども含めた整備計画を策定する
	「島原城御馬見所」の調査	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査や文献調査を行い、「島原城御馬見所」の本来の位置を特定する 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果に基づき「島原城御馬見所」の整備計画を策定する
公開活用	ソフト面での活用	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査や整備等の公開を行う 報告書やパンフレット等を刊行し、調査成果を公開する 企画展等を開催し、発掘調査や文献調査の成果を公開する 各種講座やフィールドワークなどを実施する 学識経験者らによるシンポジウムを開催する 島原城の魅力を発信する刊行物の作成を行う 市ホームページやSNS等を利用し、島原城跡の本質的価値やその他の魅力について情報発信を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 活用検討委員会等で継続して活用策を検討する 城郭に関わる各種イベントの誘致等を行う
	周辺文化財との連携した活用	<ul style="list-style-type: none"> 周辺文化財（浜の城、松倉重政墓、鉄砲町、高力忠房供養墓碑、深溝松平家墓所）との連携を促すための情報発信を行う 島原城跡の本質的価値や周辺文化財の魅力を体感できる観光商品の検討を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 活用検討委員会等で継続して活用策を検討する

第11章 経過観察

本計画の策定後、計画に沿って各種の取り組みが適切に執行されているか、また、10年という長期にわたる計画期間中に発生した社会環境の変化等に対応できているかなど、外的要因にも留意していく必要がある。本章においては、策定後の計画を適切に運用するための手法について触れる。

第1節 経過観察（モニタリング）の方向性

史跡等を保存・活用するための計画は、固定的・静的なものではなく、ひとつの「循環の体系」（サイクル）の中で捉えるべきものである。「循環の体系」（サイクル）とは、本質的価値の定義・把握を踏まえ、保存の措置を経て、日常的な維持管理から整備、活用・さらには経過観察（モニタリング）・日常的な維持管理へと回帰する大きな円環を構成している（第11-1-1図）。その中で定期的な経過観察（モニタリング）を行うことで、理念に立ち返り、現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。経過観察（モニタリング）における点検、分析の結果は、計画に定めた内容及び実際の方法・施策にフィードバックさせ、定期的な見直しを行うことも必要である。このように史跡の将来像に向かって進めていく中で、経過観察（モニタリング）は、重要な要素である。



第11-1-1 図 史跡の保存活用計画—循環の体系（サイクル）とその段階的な発展—のイメージ ⁽¹⁾

第2節 経過観察（モニタリング）の方法

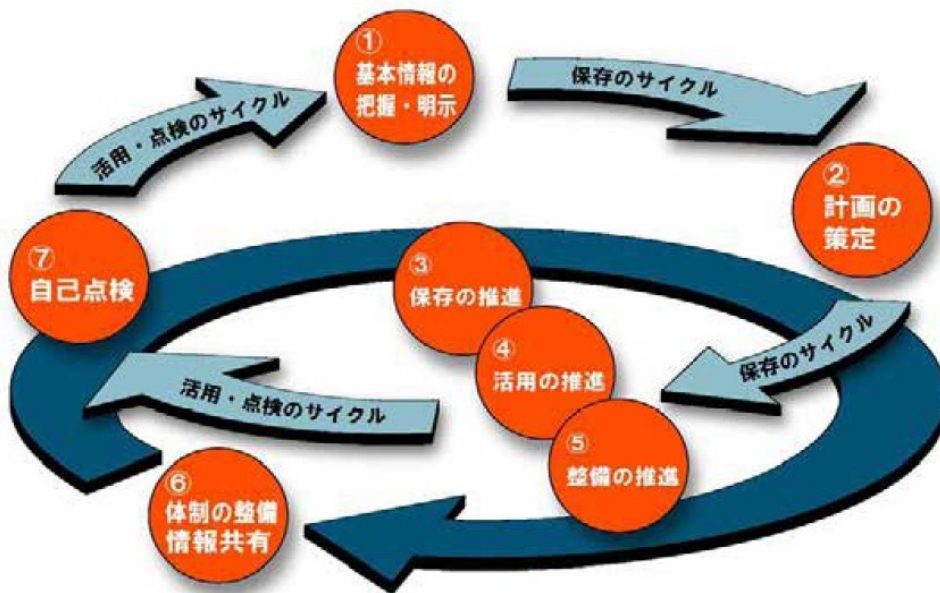
経過観察(モニタリング)の方法は、主に自己点検、定点観察等による。保存活用計画等において計画されたことがどこまで実現しているか、今後何をすべきなのか等を確認するために自己点検や定点観測は有効な手段である。また、事業の途中においては、その推進状況を確認し、事業完了後においては管理・運営を円滑に進めるために、事業の内容及び現況、進め方等について定期的に点検を行うことが必要である。その際には、事業の目標に立ち返り、事業を担当する者が自らの置かれた状況についての的確に検証することが重要である。

(1) 自己点検

自己点検は、実際の事業を通じて実現した内容が、企画及び計画の段階において掲げた目標をきちんと達成できているか、実際に行っている公開及び運営が当初の計画どおりに進められているか等の点について、常に確認することで、整備事業およびその後の活用の取組に関する内容そのものを改善することに有効である。また、事業に関わる関係者間において目標達成のための意識を高め、相互の連携及び協力を円滑に進める上で極めて有効な手段となり得る。『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』に掲載されている自己点検表⁽²⁾や、整備事業においては、『史跡等整備のてびき』に掲載されている自己点検票⁽³⁾を活用し、適切に自己点検を行うものとする。

(2) 定点観測

定点観測は、実際の事業の途中経過や終了後に同じ地点から写真等を撮影するなどし記録していくものである。保存では、き損や経年変化の把握、活用では事業の成果の変化、整備では、施行前と施行後のもとより、施行後の経過観察が可能である。これらは視覚的に変化を見ることが可能であり、事業の協力者だけでなく地域住民への公開も可能である。



第11-2-1図 史跡のマネジメントの循環過程（サイクル）のイメージ⁽⁴⁾

【註】

- (1) 文化庁文化財部記念物課『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（2015、28頁）
 (2) (1)に同、67頁～69頁
 (3) 文化庁文化財部記念物課監修『史跡整備のてびき』（2005、255頁～365頁）
 (4) (1)に同、45頁

参考文献一覧

- 林銑吉 1954『島原半嶋史』下巻 長崎県南高来郡教育会
九州史料刊行会編 1958『九州史料叢書 筑前・筑後・肥前・肥後探索書』九州史料刊行会
大類伸 1965『名城名鑑』中 人物往来社
続群書類従完成会編纂 1970『続々群書類従』第12巻 続群書類従完成会
島原市 1972『島原の歴史 藩政編』島原市
島原市 1976『島原の歴史 自治制編』島原市
松田毅一・川崎桃太訳 1979『ルイス・フロイス 日本史』中央公論社
猛島神社社務所 1983『猛島神社』
北垣總一郎 1987『石垣普請』法政大学出版会
神戸大学文学部日本史研究室 1987『中川家文書』臨川書店
波多野純 1989『都市施設としての上水を通してみた近世城下町の研究』日本工業大学
島原市 1990『島原の今と昔 1990 島原市制施行50周年』島原市
小松和彦編 1992『憑霊信仰』雄山閣出版株式会社
上田進編 1993『清光山江東寺史』江東寺
大木町誌編さん委員会 1993『大木町誌』大木町
長崎県衛生公害研究所 1993「雲仙・普賢岳の噴火と災害」『長崎県衛生公害研究所報』第35号 長崎県衛生公害研究所
佐賀県近世資料編さん委員会 1994『佐賀県近世史料』第一編・第二編 佐賀県
島原市教育委員会 1994『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』島原市文化財調査報告書 第8集 島原市教育委員会
鳥羽正雄 1995『新装版 日本城郭辞典』東京堂出版
外山幹夫 1997『肥前有馬一族』新人物往来社
北原糸子 1999『江戸城外堀物語』ちくま新書
大和町史編纂実務委員会 2001『大和町史』通史編・上巻 大和町
土橋啓介 2001「島原城外郭遺構について」『西海考古』第3号 西海考古同人会
長岡造形大学宮澤智士研究室編 2002『島原 キリシタン弾圧の痕跡を残す町なみ』(財)日本ナショナルトラスト
長崎県教育委員会 2002『長崎県埋蔵文化財調査年報9 - 平成12年度調査分 - 』長崎県文化財調査報告書 第164集 長崎県教育委員会
長崎県教育委員会 2002『森岳城跡 - 県立島原高等学校体育館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 - 』長崎県文化財調査報告書 第166集 長崎県教育委員会
長崎県教育委員会 2003『長崎県埋蔵文化財調査年報10 - 平成13年度調査分 - 』長崎県文化財調査報告書 第171集 長崎県教育委員会
長崎県教育委員会 2003『森岳城跡Ⅱ - 県立島原高等学校浄化槽移設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 - 』長崎県文化財調査報告書 第173集 長崎県教育委員会
財砂防フロンティア整備推進機構編 2003『島原大変』雲仙復興事務所
松尾卓次 2004『新島原街道を行く』出島文庫
長崎県教育委員会 2004『長崎県埋蔵文化財調査年報11 - 平成14年度調査分 - 』長崎県文化財調査報告書 第175集 長崎県教育委員会
文化庁文化財部記念物課監修 2005『史跡整備のてびき - 保存と活用のために - 』同成社
長崎県 2005『平成16年度 地震関係基礎調査交付金 雲仙活断層群に関する調査 成果報告書(概要版)』長崎県
白峰旬 2005「肥前国島原城修補許可の老中奉書について - 島原市本光寺所蔵史料の史料調査より - 」『別府大学大学院紀要』第7号 別府大学大学院文学研究科
白峰旬 2006『幕府権力と城郭統制』岩田書院
島原市教育委員会 2006『森岳城跡 - 島原法務総合庁舎増築に係る埋蔵文化財発掘調査報告 - 』島原市文化財調査報告書 第11集 島原市教育委員会
宇土智恵 2007『島原城の復元的研究』私家版
野中勝利 2007「1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究」『都市計画論文集』42巻2号 (社)日本都市計画学会

島原市教育委員会 2007『登録文化財建造物候補目録－島原発見のサイエンス－島原市歴史的建造物・土木建造物調査』島原市教育委員会

木村充伸ほか 2008「深溝松平藩の屋敷地の変遷と屋敷指図 - 深溝松平藩建築指図の復元的検討に基づく作図・表現技法に関する研究(1) -」『日本建築学会計画系論文集』第73巻 日本建築学会

島原市教育委員会 2009『島原鉄砲町 - 島原市鉄砲町伝統的建造物群保存対策調査報告書 -』島原市教育委員会

長崎県教育庁学芸文化課 2009『長崎県埋蔵文化財調査年報 16 - 平成 19 年度調査分 -』長崎県文化財調査報告書 第 203 集 長崎県教育委員会

長屋隆幸 2009「17 世紀中期の城受け取りと大名の軍役への意識 - 平戸藩による島原城受け取りを事例に -」『城館史科学』第 7 号 城館史科学会

津市教育委員会 2009『三重県指定史跡津城跡保存管理計画』津市教育委員会

長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター 2011『長崎県埋蔵文化財調査年報 18 - 平成 21 年度調査分 -』長崎県埋蔵文化財センター調査報告書 第 3 集 長崎県教育委員会

南島原市教育委員会 2011『史跡原城跡整備基本計画』南島原市教育委員会

石川県金沢城調査研究所 2012「徳川期大坂城普請丁場割図の分類と特長」『金沢城資料叢書 16 城郭石垣の技術と組織』石川県金沢城調査研究所

長崎県立島原高等学校記念誌編集委員会 2012『100 年のあゆみ』長崎県立島原高等学校

南島原市教育委員会 2013『国指定史跡日野江城跡整備基本構想』南島原市教育委員会

白河市教育委員会 2014『史跡 小峰城跡保存管理計画』白河市教育委員会

松浦市教育委員会 2014『国指定史跡 鷹島神崎遺跡保存管理計画書』松浦市教育委員会

島原市教育委員会 2015『森岳城跡Ⅲ - 島原城跡公園災害復旧工事報告書 -』島原市文化財調査報告書 第 14 集 島原市教育委員会

島原市教育委員会 2015『森岳城跡Ⅳ - 島原拘置支所宿舍建設に伴う発掘調査報告 -』島原市文化財調査報告書 第 15 集 島原市教育委員会

パシフィックコンサルタンツ(株) 2015『史跡 高島炭鉱跡 高島北溪井坑跡・中ノ島炭鉱跡・端島炭鉱跡保存管理計画書』長崎市教育委員会

島原市教育委員会 2016『森岳城跡石垣調査報告書』島原市文化財調査報告書 第 16 集 島原市教育委員会

長崎市・長崎市教育委員会 2016『国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画』長崎市・長崎市教育委員会

西田博 2017「肥前浜城と島原城下町の復元的考察」九州大学学術情報リポジトリ (https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1833528/20170615.pdf) 九州大学

高岡市教育委員会 2017『国指定史跡高岡城跡保存活用計画』高岡市教育委員会

鳥取県米子市教育委員会 2017『史跡米子城跡保存活用計画書』鳥取県米子市教育委員会

松江市 2017『史跡松江城跡保存活用計画』松江市

西田博 2018「筑前筑後肥前肥後探索書(島原条) 翻刻稿」私家版

福山市教育委員会 2018『史跡福山城跡保存管理計画』福山市教育委員会

高田徹 2019「元和・寛永期の城郭に関する諸問題－備後福山城・肥前島原城を中心に－」『織豊期研究』第 21 号 織豊期研究会

愛媛県宇和島市教育委員会 2019『史跡宇和島城 保存活用計画書』愛媛県宇和島市教育委員会

島原市教育委員会 2019『島原藩主深溝松平家墓所調査報告書』島原市文化財調査報告書第 18 集 島原市教育委員会

西田博 2020「島原森岳城絵図」私家版

文献・絵図一覧

『上井覚兼日記』(天正年間、東京大学史料編纂所 島津家本 - さ I -12-33-30)

『〔島原城之図〕』(1672・寛文 12、本光寺常盤歴史資料館 788)

『戊九月廿日夜嶋原城外曲櫓壱ヶ所焼失之図』(1682・天和 2、本光寺常盤歴史資料館 30 ①)

『〔島原城石垣崩修覆願図〕』(1700・元禄 13、本光寺常盤歴史資料館 26)

『嶋原之城図』(江戸前期、国立国会図書館)

『肥前嶋原城』(1638・寛永 15～1668・寛文 8、臼杵市教育委員会 371)

『島原城之図』(江戸期、臼杵市教育委員会①-86)

『肥前国嶋原城絵図』(1719・享保4、本光寺常盤歴史資料館29)
『肥前島原城絵図』(1746・延享3、本光寺常盤歴史資料館17)
『肥前国嶋原城絵図』(1790・寛政2、長崎歴史文化博物館3-740)
『島原城絵図』(1797・寛政9、西尾市岩瀬文庫子-153)
『島原城下図(鉄砲町)』(江戸中期、本光寺常盤歴史資料館771)
『肥前国嶋原城当閏正月二十三日風雨之節破損箇所之覚』(1840・天保12、九州大学元山文庫元山174-214)
『戸田能登守殿城地并家中屋敷割』(江戸後期、個人)
『森岳城図』(江戸後期、島原市八幡神社)
『嶋原大變前後図』(江戸後期、肥前島原松平文庫絵図1)
『〔済衆館の見取図〕』(江戸後期、猛島神社(肥前島原松平文庫寄託)追C-173-1)
『御石垣修復控』(江戸後期、肥前島原松平文庫811-5)
『泰巖公(龍造寺隆信)譜』(江戸期、佐賀県立図書館受託「鍋島家文庫」他図北00396-21-12616)
『筑前・筑後・肥前・肥後探索書』(江戸期、滋賀県甲賀市立図書館)
『幕府隠密復命書』(江戸期、長崎歴史文化博物館13-296)
『島原大概様子書』(江戸期、肥前島原松平文庫027-12)
『〔島原藩領内図屏風〕』(江戸期、本光寺常盤歴史資料館798)
『肥前国嶋原城内外の絵図』(江戸期、熊本県立図書館17-352)
『肥前国高来郡嶋原城図』(江戸期、佐賀県立図書館郷0921)
『三ノ丸絵図』(江戸期、肥前島原松平文庫72-89)
『〔島原城内諸役配置図断簡〕』(江戸期、本光寺常盤歴史資料館1683)
『御在城割場御人数建場絵図』(江戸期、本光寺常盤歴史資料館3)
『明治三年一月午日記』(1870・明治3、肥前島原松平文庫051-677)
『大村・島原・平戸・五島旧城郭調帳』(1875・明治8、長崎歴史文化博物館13-2-2)
『深溝世紀』(明治期、肥前島原松平文庫71-11)
『島原聞見閑録』壺(大正期、個人)
『島原聞見閑録』式(大正期、個人)
『嶋原藩土屋敷図』(昭和10、肥前島原松平文庫)
『島原城内外古図』(昭和10、肥前島原松平文庫絵図5)